

〈史料紹介〉

## 長崎問屋「中路小右衛門家文書」

### はじめに

本稿では、平成二十六年度に京都女子大学図書館が購入した「中路小右衛門家文書」の調査成果として、年紀の判明するものでは、元禄三年（一六九〇）から明治中期（明治二十二年）までの文書、三二五点の特徴と全史料目録を紹介する。

本学では、随時寄せられる古書情報をもとに、教育・研究への活用をはかるため、京都を中心に畿内近国に関する古文書を収集してきており、これらの古文書について、古文書調査・整理を実施し、整理が終了したものを公開できるよう努めている。本稿もその一環として紹介・公開するものである。

この文書は、近世京都の「新町二条下ル頭町」で長崎問屋を営んでいた、中路小右衛門家に伝来したものである。これらは、一九七〇～八〇年代に実施された京都市の市史編纂事業により、中路家に伝来す

母 宗 高 田 藤  
利 村 野 口 田  
美 花 那 和  
和 恋 菜 希 悠

る史料として調査がおこなわれ、『史料 京都の歴史 9 中京区』<sup>(1)</sup>の巻末に「No.30 中路（小）家文書」として収録されている。ここで紹介する本学所蔵のものは、後述するように中路家に伝来した文書の一部であり、京都市の市史編纂事業により収集された「中路（小）家文書」の写真版には見られないものも含まれるが、逆に本学所蔵のものには見られないものが、写真版で見られるものも多数ある。

### 一 文書調査の経緯

**文書収集の経緯** 本学所蔵の史料は、一般の古書市場に出されたものであり、その経緯は不明であるが、京都市の市史編纂事業後に中路家から一部が市場に出されたものと推測される。『史料 京都の歴史 9 中京区』巻末の「No.30 中路（小）家文書」の解説では、次のように紹介されている。<sup>(2)</sup>

中路家は江戸時代には菱屋小右衛門を称し、長崎問屋として広

く活躍していた。一方、天保九年九月に株を取得して掃部寮史生となった。同家の文書は、したがって長崎問屋関係史料を主体としつつも、掃部寮関係、町組関係などが含まれている。

中路家が掃部寮史生となったのは輝維の時で、この時には中大路を称していたが、同家文書中には、株取得に当たっての中大路右衛門宛の史料がのこされている。それによると中大路氏は前任の国松氏から押小路氏の吹挙によって金三〇両で取得しており、その年代については『地下家伝』の記述と一致する。ちなみに輝維は掃部寮史生となった年の十月、上野大掾に任じられ、その子輝光も天保十五年九月、掃部寮史生となり、同年十二月、常陸大掾に任じられている。また中路姓も元禄より史料上に現れる。

当家には元禄初年よりの文書が残され、そのころの金銭に関する証文が存在するところから、少なくとも十七世紀後半より活発な商業活動を行っていたものと考えられるが、長崎問屋の開始時期については明らかではない。しかし当家文書中の商業史料では、江戸時代後期からの長崎問屋関係史料がもつとも注目されるものだろう。「唐阿蘭陀糸端物之儀、於長崎入札荷物之外、紛敷品有之者逐吟味可訴出事」で始まる安政元年以後の定書をはじめとして、安政四年十二月付の「規定誓紙之事」は「唐・紅毛持渡り長崎入札之諸荷物、長崎問屋より捌方妨無之様、従往古他所買御停止被為成置」との条文から始まる長崎問屋中の規定書、あるいは文政十三年の長崎問屋仲間宛の仲間退身の願書などがあるが、なかでも注意されるのは、天保七から弘化三年にかけての「公用控」二冊だろう。これは裏表紙に「長崎荷商売人中」と記されて

いることから知られるように、長崎問屋公式記録ともいえるべきもので、願書や証文の写し触書やその他諸々の書類が写されているので、京都における長崎問屋研究にとって、またとない史料群となっている。

次いで掃部寮関係としては天保九年より同十二年までの勤次第が記録された冊子が二冊のこされている。ここには輝維・輝光二代にわたる願書・口上書をはじめとする諸証文が筆写されており、江戸時代後期の地下官人の活動を窺知できる数少ない史料となっている。なお輝光は文久元年から慶応年間にかけて四冊の記録をのこしている。

このほかの記録として「歳代鑑」二冊、「大内裏古記」、安政六年以降の「東西御役所名前控」などがある。「歳代鑑」は正徳年間から享和年間にかけての幕府発給文書や大嘗祭関係、奉幣使参向や浦賀通船、さらには町代関係史料など、文字どおり多様な史料が収載されている。また「大内裏古記」は、いわば平安京由来の研究ともいえるべき内容のもの、さらに「名前控」は武鑑の内容のものながら、武鑑には現れないかなりの下役まで記録されているところに、大きな特徴がある。

記録類はこうしたもののほか、町組関係が少し含まれている。「古京記録写」「町式目写」「覚帳」「触写」などがそれだが、「古京記録写」は安土桃山時代以来の朱印状や町の由来が記されたもの、「町式目」は新町通二条下る町頭町の安政二年の式目写、「覚帳」は天保年間から明治中期にかけての町内金銭出納帳、さらに「触写」は文久2年に出された江戸触を写し留めたものである。

表① 京都市歴史資料館の写真版のみの史料

| 調番  | 文書名(原題)         | 形状 | 年月日・備考            |
|-----|-----------------|----|-------------------|
| 42  | (名称不明)          | 仮綴 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 43  | 乍恐 [ ] 口上書      | 仮綴 |                   |
| 46  | 乍恐口上書           | 仮綴 |                   |
| 47  | 乍憚口上書           | 一紙 |                   |
| 58  | 乍恐口上書           | 仮綴 |                   |
| 60  | (名称不明)          | 仮綴 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 62  | 入札払之唱           | 仮綴 |                   |
| 64  | (名称不明)          | 仮綴 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 63  | 長崎海開之印          | 一紙 |                   |
| 65  | (名称不明)          | 一紙 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 70  | [長崎問屋定書]        | 堅帳 | 帳ハズレ              |
| 72  | (名称不明)          | 横帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 74  | (名称不明)          | 堅帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 75  | 中氏御口覚へ申達書       | 堅帳 |                   |
| 76  | 乍口口上書           | 堅帳 |                   |
| 77  | 右五名之者共撰入札       | 堅帳 |                   |
| 78  | (名称不明)          | 仮綴 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 79  | 文久元口年 八月十八日     | 堅帳 |                   |
| 80  | 乍恐奉願口上書         | 一紙 |                   |
| 82  | 乍恐奉願口上書         | 一紙 |                   |
| 84  | 乍憚奉願口上書         | 堅帳 |                   |
| 83  | 乍恐口上書           | 堅帳 |                   |
| 85  | 覚               | 堅帳 |                   |
| 86  | 二月九日分           | 堅帳 |                   |
| 87  | 乍恐奉願口上書         | 堅帳 |                   |
| 88  | 乍恐口上書           | 堅帳 |                   |
| 89  | (名称不明)          | 堅帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 90  | 文久口年 [ ]        | 堅帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 91  | 長崎 [ ]          | 堅帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 92  | 今般御上洛 [ ]       | 堅帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 93  | 乍恐奉願口上書         | 堅帳 |                   |
| 94  | 乍恐口上書           | 堅帳 |                   |
| 95  | 口上書             | 堅帳 |                   |
| 96  | 雛形 薬種衆物売出し入札着板控 | 堅帳 |                   |
| 97  | 覚               | 一紙 |                   |
| 98  | (名称不明)          | 一紙 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 180 | 公用控             | 堅帳 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 99  | (名称不明)          | 仮綴 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 106 | 歳代鑑 後巻          | 仮綴 | 寶暦13年未正月 享和2年戊3月中 |
| 107 | 歳代鑑 前巻          | 堅帳 | 正徳5年以来 寛暦12年午年中   |
| 111 | 請取申先納金之事        | 堅紙 | 延享4年4月            |
| 112 | 預申銀子之事          | 堅紙 | 享保19年12月          |
| 118 | 預申銀子之事          | 堅紙 | 享保19年12月          |
| 114 | 請取申先納金之事        | 堅紙 | 延享3年11月           |
| 116 | 借用申銀子之事         | 堅紙 | 元禄3年10月           |
| 125 | 請取置申 [ ]        | 堅紙 | 写真版不鮮明のため判読不能     |
| 150 | 一札              | 堅紙 |                   |
| 170 | 覚               | 仮綴 |                   |
| 171 | 覚               | 仮綴 |                   |
| 172 | 覚               | 仮綴 |                   |
| 68  | 申達書             | 一紙 |                   |
| 209 | [ ] 状之事         | 堅紙 |                   |
| 215 | 公用控             | 堅帳 | 弘化3年 正月吉日         |
| 214 | 證               | 堅紙 | 午11月              |
| 217 | 商賣往来            | 堅帳 |                   |
| 218 | 覚帳              | 堅帳 | 菱屋小右衛門            |
| 229 | 勘定帳             | 横帳 | 天保3年              |
| 230 | 天保五年秋季勘定覚       | 横帳 |                   |
| 227 | 大口買入木材直段書       | 横帳 |                   |
| 228 | 右借財濟方控          | 横帳 | 天保3年              |
| 225 | 天保十年五月前菱屋小右衛門様  | 横帳 |                   |
| 226 | 諸材木割物丸太類木寄并手間控  | 横帳 |                   |
| 234 | 借用申金子之事         | 堅紙 |                   |
| 244 | 御下書 [ ]         | 一紙 | 写真版不鮮明のため判読不能     |

この解説によると、京都市が調査を実施した際には、傍線部のように中路家の伝来文書には、「古京記録写」「町式目写」「覚帳」「触写」などの町組関係の史料や、長崎問屋仲間関係として「公用控」と題する簿冊二冊、正徳年間(一七一―一六)から享和年間(一八〇―)

以上、当家の文書は長崎問屋関係を主体とするが、記述したもののほか、由緒書や親類書も若干のこされている。(傍線は母利による加筆)

○四) にかけての幕府発給文書や大嘗祭関係、奉幣使参向や浦賀通船、さらには町代関係史料など多様な史料が収載される「歳代鑑」二冊、平安京由来研究ともいえるべき内容の「大内裏古記」などの貴重な史料と推測されるものが含まれていたが、残念ながら本学が入手した文書には見当たらない。

現在、京都市歴史資料館が写真版で閲覧公開している「中路(小)家文書」と照合すると、表①のように、不鮮明なものもあるが、京都

窓 市歴史資料館の写真版のみで確認できる史料が数十点確認できた。

史 調査整理の経緯 中路家文書の調査は、平成二十七年年度の大学院授業等において、一通り全史料のラベル貼付・調書作成の作業を実施したが、文書の分類整理や目録・解題の作成にはいたらなかった。そのため令和四年度に、あらためて調書と原文書の照合・記載事項の確認を、本学教授梅田千尋と本学大学院生の協力を得て実施した。調査期間は、令和四年（二〇二二）四月から十二月までである。

平成二十七年年度調査

文学研究科 博士後期課程 史学専攻 林原由美子

同 博士前期課程 史学専攻 木村真由美

同 博士前期課程 史学専攻 高原 雅美

文学部 史学科日本史コース 佐藤 寛子

令和四年度調査

文学研究科 博士前期課程 史学専攻 宗村 花恋

同 博士前期課程 史学専攻 高野 那菜

同 博士前期課程 史学専攻 田口 和希

同 博士前期課程 史学専攻 藤田 悠

本学所蔵の「中路小右衛門家文書」は、購入時には段ボールに納められた文書一箱と、江戸時代に作成された木箱に納められた文書一箱の二箱分であった。古書肆による文書の移動や売り立て型録作成等のため、中路家に当初保存されていた状態は崩れていると考えられるが、紙縫紐、袋などによる一括関係は明確であった。そのため一括関係は現状のままとし、現状での箱内の上部にある文書から順に付箋を挿入し、調査番号を与えることとした。文書に巻き込まれたものなど

は枝番号を付して、できるだけ現状をとどめることにし、和紙ラベル貼付により史料同定を施した。

つぎに個々の文書ごとに調査カードの作成をおこなった。調査カードへの採録データは、原題・年紀・差出・宛所・形状・員数・紙数・紙質・包紙上書・一括関係を記録した上で、内容の概要を把握するため百字程度の内容を略記し、一通り全文書の調査カードを作成した。平成二十七年年度調査はここまでである。

令和四年度の調査では、全文書原本と採録済の調査記載データの照合と確認作業をおこなった上で、表計算ソフトにより調査データを入力し、さらに文書の分類をおこなった。調査番号は目録では「調番」「枝番」と略記している。これらの分類により編年整理した上で、各分類ごとに最終的に001から始まる整理番号を付与した。整理番号は目録中では略記し「整番」の欄に記している。文書群ごとの分類・概要は、以下に述べるそれぞれの解題を参照していただきたい。なお、解題は分担執筆し、担当者の名を文末に（ ）内に記した。

## 二 文書の解題

### 1 文書の概要

文書の名称 文書群の名称は、本学図書館での受け入れ時は売り立て型録の名称に従い「長崎問屋関係文書」としていたが、中路家は「菱屋小右衛門」を屋号とする長崎問屋としての家業経営の他に、近世後期には掃部寮の下官人である史生となり「中大路」を称して活動した文書も含まれる。そのため、元禄期以降、近世を通じて歴代当主が称した姓名である「中路小右衛門」を冠して「中路小右衛門家文

表② 大分類・小分類の項目

| 大分類              | 点数  | 小分類            | 点数  |
|------------------|-----|----------------|-----|
| I 幕府（京都町奉行・長崎奉行） | 4   | (1)京都町奉行       | 3   |
|                  |     | (2)長崎奉行        | 1   |
| II 下官人「中道路家」     | 27  | (1)由緒・経歴       | 2   |
|                  |     | (2)役儀譲与        | 3   |
|                  |     | (3)公用記録        | 7   |
|                  |     | (4)名乗・花押       | 10  |
|                  |     | (5)金銭貸付        | 4   |
|                  |     | (6)内裏図         | 1   |
| III 家経営（長崎問屋仲間）  | 174 | (1)京都長崎問屋仲間    | 163 |
|                  |     | (2)糸割符仲間       | 3   |
|                  |     | (3)巻物問屋仲間      | 2   |
|                  |     | (4)薬種問屋仲間      | 3   |
|                  |     | (5)京本商人        | 2   |
|                  |     | (6)京和講         | 1   |
| IV 家経営（金融）       | 39  | (1)大名貸         | 12  |
|                  |     | (2)御用金貸付       | 6   |
|                  |     | (3)借用証文        | 21  |
| V 奉公人            | 25  | (1)請状          | 7   |
|                  |     | (2)乳母奉公        | 2   |
|                  |     | (3)死後の対応       | 6   |
|                  |     | (4)寺請証文        | 3   |
|                  |     | (5)暖簾分け        | 1   |
|                  |     | (6)不埒者の処分      | 6   |
| VI 家政・家族         | 30  | (1)弟種太郎        | 15  |
|                  |     | (2)祝儀贈答        | 6   |
|                  |     | (3)土地売買（譲渡）    | 3   |
|                  |     | (4)家政（出入商人・職人） | 6   |
| VII 絵図・書付・断簡等    | 12  | (6)請状          | 12  |
| VIII 近代          | 4   | (7)請状          | 4   |
| 合計               |     |                | 315 |

書」を文書群名にすることとした。

文書の大分類 「中路小右衛門家文書」は、中路家がおかれた社会関係・役務などから、I 幕府（中路家の家業である長崎問屋として京都町奉行所・長崎奉行との関係に関する文書）、II 下官人「中道路家」（掃部寮史生への就任・役務に関する文書）III 長崎問屋仲間（中路家の家業である長崎問屋の仲間に関する文書）、IV 金融（中路家が個人的に貸し付けをおこなった金銭の貸借関係文書）、V 奉公人（家業・家政に関わる奉公人に関する文書）、VI 家政・家族（中路家の家族・親族に関する文書）、VII 絵図・書付・断簡等、VIII 近代（廃藩置県後の文書）と、表②のように八つに大分類した。各大分類はさらに小分類したが、その基準は各大分類の項で解説する。（母利）

## 2 文書分類の解説

### I 幕府（京都町奉行・長崎奉行）

幕府発給の文書は、(1)京都町奉行関係のもの三点、(2)長崎奉行関係のもの一点である。いずれも中路小右衛門家の家業である長崎問屋仲間にかかわる文書である。

#### (1)京都町奉行

「定書（長崎問屋仲間再興二付）」（調番122）は、天保十三年（一八四二）の株仲間廃止後、安政元年（一八五五）に長崎問屋仲間が再興された際、京都町奉行から申し渡されたものである。長崎問屋以外の売買禁止、反物買独占禁止、毎月の売値相場帳提出等十一箇条である。これらは前々から町奉行から問屋仲間へ申し渡してきており、安永三年（一七七四）には「定札」を出していたが、天保十三年に問屋仲間



が禁止になり、今度再興となったので、先般通り「定札」を渡すと記されている。以後、町奉行は、代替わり毎にこの「定書」を確認し、巻末に署判し、問屋仲間へ渡されたものであろう。

「東西御役所名前控」（調番40）は、東西町奉行配下の役人名前書である。安政六年（一八五九）から慶応元年（一八六五）迄の東西各町奉行、御公事方、御公事方下役、御目附方、および京都守護職、御所司代、長崎御奉行、方内唐物掛り、町代、糸割符会所、東西中番、小番、公事宿、年頭・八朔の廻勤先を記しており、幕末期の京都町奉行関係者の人名録としては、これほど詳細なものは管見の限り確認できない。

調番15の「外国人新商法御取開二相成候書附」は、安政五年の通商条約調印にともない、開港場における交易の仕法・禁止事項・品目・会所運営などを、京・大坂・堺・長崎・江戸の「五ヶ所宿老」へ達したものの写である。

## (2)長崎奉行

調番22の「御手頭写」は、五か所宿老に対して、根証文（担保証文）・津出し・納等の事についての申し渡しである。末尾に「御奉行所井戸対馬守（長崎奉行井戸覚弘）様、嘉永元年戊申十月廿七日写之」とあることから、「御手頭」とは長崎奉行配下の「手頭」と判断した。

（母利）

## II 下官人「中大路家」

本分類は、中路小右衛門家が、近世後期から幕末期まで、「中大路家」を称して掃部寮史生を勤めた期間の史料二十七点を収める。ここ

ではまず、掃部寮史生の成立について概観した上で、中路家が掃部寮史生としてどのように登用されたのかを述べる。そして、これらの経緯をふまえた上で、本分類に該当する史料がどのような性格をもつかについて述べていきたい。

**掃部寮史生の成立と概要** 史生とは、身分は百姓・町人でありつつ、朝廷儀礼に際して地下官人のもとに出仕・参勤した「下官人」のことをさす。中路家が務めた掃部寮の史生は、安永六年（一七七七）に新たに設置された役職であり、掃部寮の長官は、中世以来世襲で勤めていた地下官人である押小路家である。

掃部寮史生の成立については、西村慎太郎氏が、「大外記師資記」の安永六年二月十三日の記事から、「寮官人」であった押小路家の家臣清水家と清水家の分家平岡家の主体的行動が、掃部寮史生の設置の実現に結び付き、彼ら「寮官人」の働きを受け、押小路師資と九条尚実が動いたことにより実現したと説明している<sup>(3)</sup>。

では、なぜ清水家と平岡家が史生設置を望んだのか。これについて西村氏は、他の諸寮司で史生が設置されたことによる対抗意識の表れであると言及している。

**掃部寮史生としての「中大路家」** 中路家は、天保九年（一八三八）に中路輝維が岡常陸権大掾から株を取得して、掃部寮史生となり、「中大路家」を名乗った。

この事実は、西村慎太郎氏が天保九年九月に発給された「御役儀讓与之事」<sup>(4)</sup>を用いて既に論じている。また、この史料のなかにもみられる「右衛門」と言う人物は、中路小右衛門家文書のなかにも度々見られるが、「源輝維」と同一人物であると考えられる。なお、西村氏が典

表③ 掃部寮史生一覧

|   | 氏名     | 姓   | 経歴   | 該当調番   |
|---|--------|-----|--|--|
| ① | 平好信    | 長   | [宝暦6年(1756)] 生<br>[安永6年2月19日(1777)] 史生<br>[安永6年5月28日(1777)] 正七位下(22歳)<br>[安永8年3月(1779)] 修理大属<br>[安永8年6月23日(1779)] 辞官、位記返上                            | —  |
| ② | 紀直温→直祺 | 岡松  | [享保18年(1733)] 生<br>[安永8年8月2日(1779)] 史生<br>[安永9年正月22日(1780)] 正七位下(47歳)<br>[安永9年8月17日(1780)] 丹後介<br>[天明5年4月9日(1785)] 改名直祺<br>[寛政3年3月16日(1791)] 辞官、位記返上 | —  |
| ③ | 源嘉豊    | 岡松  | [延享4年8月2日(1747)] 生<br>[寛政3(2カ)年4月18日(1791)] 史生<br>[寛政3年8月4日(1791)] 正七位下(45歳)<br>[寛政3年10月26日(1791)] 周防目<br>[文化6年10月27日(1809)] 死                       | —  |
| ④ | 源忠治    | 岡松  | [宝暦6年12月28日(1756)] 生(源豊男養子)<br>[寛政8年9月12日(1796)] 史生<br>[寛政8年12月19日(1796)] 正七位下(41歳)<br>[寛政9年2月7日(1797)] 出雲目<br>[文化12年8月13日(1815)] 死(60歳)             | —  |
| ⑤ | 源正敏    | 岡松  | [寛政10年2月15日(1798)] 生(源忠治男)<br>[文化9年2月23日(1812)] 史生<br>[文化9年3月23日(1812)] 正七位下<br>[文化9年8月26日(1812)] 周防目<br>[文政12年10月25日(1829)] 辞官、位記返上                 | —  |
| ⑥ | 源榮壽    | 岡松  | [文化2年(1805)] 生<br>[文政12年4月3日(1829)] 史生<br>[文政12年6月3日(1829)] 正七位下(25歳)<br>[文政12年9月20日(1829)] 常陸権大掾<br>[天保9年8月29日(1838)] 死(34歳)                        | —  |
| ⑦ | 源輝維    | 中大路 | [寛政8年(1796)] 生<br>[天保9年9月2日(1838)] 史生<br>[天保9年9月27日(1838)] 正七位下(43歳)<br>[天保9年10月17日(1838)] 上野大掾<br>[嘉永5年3月28日(1852)] 死(57歳)                          | 17, 28, 43, 117, 123, 164                              |
| ⑧ | 源輝光    | 中大路 | [天保元年(1830)] 生<br>[天保15年9月28日(1844)] 史生<br>[天保15年10月5日(1844)] 正七位下(15歳)<br>[弘化元年12月22日(1844)] 常陸大掾<br>[安政3年8月12日(1856)] 従六位下(27歳)                    | 8, 17, 19, 21, 30, 33, 47, 50, 214, 217, 231, 253, 266 |

・表は該当史料欄をのぞいて『地下家傳』をもとに作成した。  
 ・名前は『地下家傳』に記載の字体を用いた。  
 ・[ ]内の( )には西暦を記す。  
 ・該当史料欄の数字は、調査番号を記した。なお、太字は世代をまたいで該当する場合を示す。  
 (例：調査番号17の史料は、7 源輝維と8 源輝光の両世代において該当する。)

拠として「御役儀讓与之事」は、京都市歴史資料館蔵の写真帳中路家文書を用いたものであるが、この史料は本分類「御役儀讓与一札之事」(調番117)と同一のものと推察される。  
 表③は、『地下家傳』<sup>5)</sup>をもとに掃部寮史生に就いた人物と各人物の経歴を示したものである。これによると、次の二点が指摘できる。

まず第一に、中路家の史生仕官の経緯である。安永六年から同八年まで史生をつとめた長好信が辞官した後、なごらく岡松家が五代続き、世襲的地位を確保していたが、五代目岡松榮壽の早世のため、中路輝雄が史生に補されたことが確認できる。中路家が中大路家を名乗るのは輝維と輝光の二代である。

第二に、官位については、

長好信と岡松家の歴代は正七位下が極官であるが、中大路輝光は安政三年(一八五六)八月十二日に、正七位下から従六位下に昇進していることである。

これらから、掃部寮史生は長らく岡本家の相続が続き、正七位下が極官であったが、中大路家が継承してから、幕末期の官位昇進の原因が何であったかが問題となる。今後の研究課題である。

史料内容と小分類 本分類に含まれる文書二十七点をさらに細分化すると、表④のように、(1)由緒・経歴、(2)役儀讓与、(3)公用記録、(4)名乗・

表④ 下官人「中大路家」

| 分類  | 内容                | 点数 | 該当史料  |
|-----|-------------------|----|---|
| (1) | 由緒・経歴             | 2  | 30, 164   |
| (2) | 役儀譲与              | 3  | 8-3, 117, 214                                   |
| (3) | 朝廷祭祀など公用の記録（日記含む） | 7  | 17, 19, 21, 28, 33, 47, 50                      |
| (4) | 名乗・花押             | 10 | 8-1, 8-2, 43, 230, 231, 251, 258, 265, 266, 276 |
| (5) | 金銭取引              | 4  | 92, 123, 217, 253                               |
| (6) | 内裏図               | 1  | 18  |

花押、(5)金銭貸付、(6)内裏図の六つに分類できる。

(1)由緒・経歴

中大路右衛門が自身の親類について提出した書類の下書きで、祖父、祖母、父、母、兄、従兄弟について書かれたものと、源輝維の男輝光の略歴を列記したものを収めた。

(2)役儀譲与

中路家の前に掃部寮史生を務めた岡松から株を譲り受けた経緯を記したのもや、源（中大路）輝光を正七位下に任ずる宣の案、新町通二条下ル頭町の中路小右衛門家を忤に譲った旨届を収めた。

(3)朝廷祭祀出仕に関する公用記録

中路家が、掃部寮史生「中大路家」として朝廷公務に従事した公用記録を収めた。その時期は、①天保九年（一八三八）八月から天保十二年二月まで、②天保十二年三月から弘化四年（一八四一）四月二十五日まで、③文久元年（一八六一）八月二十六日から文久三年六月九日まで、④文久三年六月から

元治元年（一八六四）十一月まで、⑤元治元年十一月から慶応二年（一八六六）十二月まで、⑥慶応二年十二月二十八日から慶応四年二月二十一日までのものがある。この①～⑥のうち、①、②は輝維、③～⑥は輝光のものである。

この他、町奉行を先頭に、末尾を所司代惣勢が固めた行幸行列次第も公用の記録として本分類項目に分類している。

(4)名乗・花押

名乗・花押を記した史料を収めた。Ⅱ下官人「中大路家」に分類された史料の中では、表④に示した通り、名乗・花押の史料が最も多く残っている。なお、調番43には「中大路豊治郎」とあるが、この人物の詳細は不明である。

(5)金銭貸付

中路家が下官人の「中大路家」の名義で金銭貸与の記録を分類し、町人としての「中路家」名義の金融関係文書と区別した。これらはすべて、中大路家が他の家に金銭を貸し出していたことを示すものであり、中大路家が他から金銭を借用していた事例はない。

(6)内裏図

内裏図を分類した。詳細は不明であるが、おそらく公用のために用いたものであると推測されるため、ここに分類した。（宗村）

Ⅲ 家経営（長崎問屋仲間）

ここでは、京都長崎問屋に関する史料一七四点を、六つに小分類して収めた。年紀が確認できるものでは、明和元年（一七六四）から明治元年（一八六八）と幅広く、問屋当主も数代に渡っていると推測で



表⑤ (1)京都長崎問屋仲間の細分類

|   | 内容     | 点数 | 該当史料   |
|---|--------|----|--|
| A | 金銭関係   | 46 | 78, 51, 190, 108-3, 170, 84, 105, 252-2, 252-3, 153-1~10, 62, 55, 210, 31, 252-1, 137, 72, 213, 35, 107, 134, 209, 90-1, 90-2, 871~5, 205, 60, 241, 103-1, 103-2, 46, 61, 58, 238, 54, 143-1~5, 125, 127, 180, 143-6, 143-7, 108-1 |
| B | 問屋経営   | 4  | 234, 7, 121-2, 233   |
| C | 問屋仲間   | 23 | 178, 174, 208, 145, 167, 219, 66, 85, 157, 255, 26, 74, 23, 150, 49, 235, 128, 11, 243, 16, 24, 256, 273   |
| D | 商売での取決 | 23 | 223, 224, 148, 201, 73, 106, 121-1, 20, 204, 237, 246, 36, 3, 218-1, 218-2, 86, 152, 183, 185, 67, 119, 244, 42  |
| E | 取引関連   | 42 | 189-1, 212, 53, 80, 166, 102, 202, 173, 181, 191, 110, 104, 131, 132, 207, 275, 111, 253-4-2-1, 253-4-2-2, 187, 135, 41, 194, 264, 163, 249, 10, 52, 247, 39, 45, 271, 203, 154-1~8, 189-2, 151, 95-2-1, 216, 71, 120, 226, 227    |
| F | 糸割符関係  | 11 | 263, 160, 206, 57, 270, 113, 196, 100-1, 100-2, 176, 96  |
| G | 由緒     | 4  | 2, 34, 245, 257  |
| H | 名前書    | 2  | 77-3, 129  |
| I | その他    | 8  | 221, 136, 133, 142, 141, 22, 1, 248  |

きる。天明六年（一七八六）に京都長崎問屋が菱屋・漆屋・菊屋の三軒になってからのものが大半を占め、中でも菱屋関係の文書が多い。小分類は次の通りである。

(1) 京都長崎問屋仲間

京都長崎問屋に関する、商品・金銭の取引、商売に関する取り決め、長崎問屋内でのやりとりなど一六三点を収めた。

(2) 糸割符仲間

京都長崎問屋と連携していた糸割符関係の文書三点を収めた。

(3) 巻物問屋仲間

室町巻物問屋関係の文書二点を収めた。巻物問屋は、長崎問屋に請け込まれた荷物を、それぞれの商人へ売り渡していた問屋仲間である。本分類の二点も、商取引に関するものである。

(4) 薬種問屋仲間

薬種問屋関係の文書三点を収めた。

(5) 京本商人

京本商人関係の文書二点を収めた。京本商人の詳細は不明であるが、長崎交易における五か所（京・大坂・堺・長崎・江戸）の商人を「五か所本商人」と称する事例があることと関係する可能性があるが、今後の課題としたい。本文書に含まれている二点は、いずれも「亀甲屋」のものであり、内容から問屋であることが確認できる。

(6) 京和講

京和講の仲間中での取り決めに関する文書一点を収めた。京和講の実態は不明であり、『京都の歴史』第六巻の株仲間一覧にも記載がない。文書の内容から、文化元年七月に京和講という組織の存在が窺える。

この小分類の大半を占める「(1)京都長崎問屋仲間」に関する史料を、更に細分類したものが表⑤である。

Aは、金銭の借用など金銭に関わるもの全般、Bは問屋の経営について、Cは問屋仲間内での連絡や相続、商売の休止などについて、Dは長崎問屋での商売に関する取り決めについて、Eは商売の取引の品についてや、取引に関するものを収めた。Fは長崎問屋側で糸割符に関するもの、特に長崎の往来についての文書が大半を占める。Gは長

崎問屋全体の由緒書、Hは名前書、Iは唐船舟号書などの分類が難しいものを「その他」とした。ただし、AからIの細分類相互の関係がわかるようにするため、史料目録では細分類に分けず、すべて年代順に配列した。

**長崎問屋の変遷** 長崎問屋は、長崎舶来の荷物の捌方を独占的に請け負った荷受問屋である。抜荷の改め方も担っていた。そのはじまりは慶長期とされており、「長崎問屋」と称したのは、「問屋由緒書」(調番2)によれば、寛永十二年(一六三三)である。

長崎問屋は京都・大坂・堺に存在した。堺は、唐紅毛問屋が延宝二年(一六七四)に長崎問屋として発足したのがはじまりとされている。大坂の長崎問屋は、延宝七年(一六七九)に二十一軒確認できるが、詳細な成立時期は不明である。遅くとも寛永八年(一六三一)には発足していたと考えられる。<sup>(6)</sup>

京都の長崎問屋は、元禄二年(一六八九)刊行の「京羽二重織留」では、次に掲げる十三軒が存在したことが確認できる。

松屋三郎兵衛・綿屋又左衛門・吉文字や伊兵衛・菱や小四郎・堺屋藤兵衛・島屋藤左衛門・金屋長右衛門・高島や喜右衛門・金屋善左衛門・奥山八右衛門・海老屋小兵衛・菊屋市郎左衛門・中村吉左衛門<sup>(7)</sup>

しかし、元禄十年(一六九七)の大火により、亀屋・海老屋・菊屋・漆屋・菱屋の五軒に減少する。

この後、この五軒も寛延から明和にかけて経営は傾き始める。これは、長崎商売の中心が糸・反物から薬種・砂糖などの荒物類へと変化していったことや、生糸の国産が奨励され始めたことが原因であると

考えられている。寛延二年(一七四九)に三井への滞銀を発生させたことも一つの要因と考えられている。<sup>(8)</sup> この経営難の結果、五軒のうち亀屋と海老屋が休業となり、京都の長崎問屋は菊屋・漆屋・菱屋の三軒にまで更に減少した。

本文書の中で、京都長崎問屋仲間の経営状況の実態についてわかるものが何点かある。まづ海老屋の休業は、天明六年(一七八六)である(調番7)。この史料には他の問屋についても記載があるが、海老屋以外は後に商売を再開しているようである。

亀屋は、明和六年(一七六九)に海老屋と同様に経営難に陥り休業した。亀屋は、元禄二年(一六八九)段階の長崎問屋十三軒には記載されていないが、三井家と深い関係にあったことが、三井家文書の中で確認されている。<sup>(9)</sup> 三井家側の史料によると、亀屋は宝永・正徳期頃から商売が傾き、大錢座や見込み仕切に手を出して更に経営が傾いたようである。その結果、休業に至ったという。

また残った三軒の内、菊屋は、宝暦文化期に休業と再開を繰り返している様子が窺える。また、天保期には相続に関する記録が残っている。天保七年(一八三六)八月、菊屋勇治郎が父・市三郎から名跡を譲り受けるが、幼年のため伯父である傳五郎が後見役となることが記されている(調番145・167)。天保十一年にも同様に勇治郎が菊屋を相続する旨が記されたものが、菱屋・漆屋宛に残されている(調番66)。

同じく漆屋についても相続の記録が残されている。嘉永二年(一八四九)九月、漆屋当主九兵衛の死後は、甥の常二郎が継ぎ、幼年の間は伯父善兵衛が後見につくことが決められている(調番85・157)。

また、菊屋・漆屋・菱屋の三軒となった京都長崎問屋に、一時「京屋」が加入した記録も残されている。安政五年（一八五八）のことである（調番26・74）。しかし、この京屋は、わずか三年後の文久元年（一八六一）十二月十八日には、規定違反による休業となっている（調番11・16・243）。このことから、海老屋が休業した天明六年（一七八六）以降、基本的に京都の長崎問屋は菊屋・漆屋・菱屋の三軒で運営されていたことが理解できる。

長崎問屋の経営 享保二年（一七一七）、以下のような「口触」が京都で出される。<sup>(10)</sup>

唐阿蘭陀糸端物之義、長崎問屋方江請込分ヶ、糸屋、巻物屋共江売渡し、夫々の商売人へ売出し候に付、右問屋共の外他所二おゝて唐糸端物買取申間敷之旨、（中略）、向後、若京都江長崎問屋之外、大坂・堺其他所二而唐阿蘭陀糸端物買請、出所不慥紛敷糸端物取捌候段於露頭ハ、急度曲事ニ可申付旨、洛中洛外町統へ可触知者也（後略）

これにより、長崎問屋の輸入糸・反物の独占的な売買が幕府により規定された。

当時の流通ルートは、長崎で落札したものを長崎問屋へ請け込ませ、西陣の糸屋・室町の巻物屋へ売り渡し、そこからそれぞれの商売人へ売り出すというものになった。京都長崎問屋以外の商人が大坂・堺での糸・反物の買い付けをしてはならないというこの触は、幕府が長崎問屋だけに荷物を集中させることで、密貿易対策の意図もあつたのではないかと考えられる。

長崎問屋の株仲間加入は、享保二十年（一七三五）と考えられる。

「定札」を保存する箱の蓋裏書に、次のような記述がある。<sup>(11)</sup>

御定札之儀者、從享保二十年卯九月、御奉行様御交代毎、御本紙頂戴仕（後略）

これは、I幕府(1)京都町奉行に分類した町奉行の交代毎に署名と捺印した「定書」（調番147）が納められている「御定札」と書かれた木箱と一緒に収納されているものである。「定札」を最初に幕府から頂戴したのは、享保二十年九月のこととしており、これをもちつて長崎問屋は株仲間を認可されたと考えられる。

この後、前述した通り寛延から明和にかけて長崎問屋の経営は傾き始める。亀屋・海老屋が休業した後、京都において次の触が出された。<sup>(13)</sup> 文化元年（一八〇四）のことである。

於長崎唐紅毛落札之荷物、江戸・京・大坂・堺・長崎之商人共ハ大坂表問屋共江相廻来候由ニ候得共、向後大坂不限、京・堺之儀も是迄大坂問屋共より借財無之商人共、落札之荷物相廻候儀者可為勝手次第候、右之通当地江荷物相廻候付而者、弥以不正之品不相混様前々触置趣堅相守、精々出所相札可致売買候、是迄茂於長崎二落札之唐物、当地江為登候節、彼地ニ相詰候糸割符年寄相改、手板相添、長崎問屋江向為差登候節、改方区々成候趣ニも相問候間、向後長崎より当地何方江直請いたし候もの有之共、糸割符年寄江申談、海陸荷物共孰一旦長崎問屋江為着候上、手板送り状之外、弥紛敷品無之哉、尚引合相札候上、証札取之、右年寄江差出候筈ニ候間、当地ニ而唐物取扱候もの共、銘々心得違無之様念入取斗、聊ニ而も不正之筋ニ相携問敷候

この触により、長崎で落札した荷物を、大坂を経由せずに京都へ直

窓 接送ることが可能になった。

流通ルートは、長崎で落札した荷物は糸割符年寄が改め、「手板」を添え、長崎問屋で確認した上で、京都の糸割符へ差し出されるとい(14)うものになった。また、同じ触には次のような記述もある。

一、右之外糸反もの者勿論、蘇粉、鼈甲、象牙類、都而唐物渡世共者、以来当地長崎問屋三軒之内各買出売捌候様可致候、若右問屋ニ登合無之品者早速取寄、口銭下直ニ可売出旨急度申渡置候間、其旨を存、心得違無之様可致候

これにより、長崎問屋の取り扱いが、糸・反物だけではなく一部を除いた唐物全般に広がった。これは、経営難に陥っていた長崎問屋にとって大きな転機となったのではないかと考えられる。

天保十三年（一八四二）、株仲間の解散令が出されるが、(15)

（前略）唐紅毛持渡り糸反物并葉種荒物類、長崎表より糸割符共手板を以、右問屋三人之もの江差登候得者、右之もの共相改、其筋商人共江売捌来候処、以来問屋唱候義不相成、長崎荷商売人と唱、此後新規同商売相始度候ものハ取調之上差免候旨、右之者共江申渡候間、其旨相心得、右商売相始度もの有之候ハ、右三人之者江引合之上、東御役所へ可願出候（後略）

とあるように、長崎問屋は「長崎荷商売人」として商売を続けることが許された。本文中には、株仲間が解散していた天保十三年から嘉永六年（一八五三）の間の史料には「長崎荷商売人」の文言が見られる。

安政六年（一八五九）七月、長崎だけでなく神奈川・函館の売り捌きも長崎問屋に命じてほしいと奉行所に願ひ出ている（調番41）。こ

の後、長崎問屋は衰退していく。横浜開港がそのきっかけとされているため、異国船来航による開港は大きな打撃となったことが窺える。本分類の中で、「長崎問屋」を名乗っていることが確認できるのは明治元年（一八六八）十一月までである。

長崎問屋と糸割符 糸割符制度は、慶長九年（一六〇四）に制定された。ポルトガルなどの外国商人の利益独占を抑制するために、幕府は堺・京都・長崎の商人を糸割符仲間として組織し、輸入生糸の価格決定と一括購入を許した。後に呉服師も参加し、範囲も堺・京都・長崎・大坂・江戸の五ヶ所に拡大する。生糸の輸入減少によって糸割符は衰退の一途を辿るが、京都では困窮した商人たちを救うための政策もなされていたようである。(16)

京都と糸割符の関係では、元禄十三年（一七〇〇）に京都の町人が長崎で買い付けをする場合は、京都糸割符年寄の請合証文を長崎奉行に提出することが定められた。このような触は何度も同じような形で出されているようである。

長崎問屋は糸割符と連携し、抜荷の改めを行っていた。これは密貿易対策の一端を担っていたわけであるが、幕府はこれを特別視してい(17)たわけではないようである。

糸割符年寄并長崎問屋改方権威ケ間敷儀無之、商売方不滞様明白ニ可相札旨、急度申付置候間

これは文化元年（一八〇四）、京都で出された触の一部である。長崎で落札した荷物を大坂を経由せずに京都へ直接送ることが可能になり、長崎問屋の取り扱いが一部を除く唐物全般に広がった時のものと同じである。



表⑥ 家経営（金融）の小分類

| 小分類      | 点数 | 調査番号   |
|----------|----|--|
| (1)大名貸   | 12 | 44, 56, 89, 146, 147, 171, 179, 186, 197, 200, 220, 274  |
| (2)御用金貸付 | 6  | 97, 108-2, 138, 239, 240, 242  |
| (3)借用証文  | 21 | 63, 64, 68, 77-1, 77-4, 83-2, 94-3, 98-1-2, 109, 112, 114-1-1, 114-1-2, 114-2, 140, 175, 192, 198, 217, 229, 253 |

本文中に、糸割符に係しているものは多くない。大半が、長崎往來の際に糸割符年寄の許可を得た商人たちが菱屋に対して、買い付けが可能なもの以外の、出所不確かな唐物に関わらないという誓約をしているものである。これらから、長崎問屋が長崎での物品買付に際して、糸割符の承認が必要であったことが確認できるが、長崎問屋と糸割符との支配関係についての詳細は測りかねる。

**長崎問屋と三井家** これまで長崎問屋の研究は、三井文庫所蔵の史料をもとに、長崎問屋と三井の関係が指摘されるところであり、京都長崎問屋全体との関係があったが、その中でも、亀屋との関係が特に深かったことは前述の通りである。

京都長崎問屋と三井の関係は、京都の三井呉服店が、長崎で直接外商から買った荷物でも、それが京都に登った際には長崎問屋に請け込まれ、長崎問屋から巻物屋へ、そしてどちらにも口銭を払って三井が入手するという形で続いていた。

中路家文書では、三井関係とみられる史料はわずかに五点のみである。いずれも菱屋のものであり、年紀は嘉永二年である。従来、三井と京都長崎問屋の関係は元禄期頃から始まり、滞銀を発生させた寛延二年頃までの言及に留まっていたが、これらの史料により、嘉永期頃まで長崎問屋と三井の関係は続いていたということがわかる。（田口）

#### IV 家経営（金融）

ここでは、中路家が長崎問屋の経営とは別に、中路家として「中路小右衛門」または「菱屋小右衛門」の名義で貸し付けをおこなった、金銭貸借関係文書を取めた。元禄三年（一六九〇）から明治六年（一八七三）までの借用証文や大名貸関連の史料など、中路家（菱屋）の金融に関する史料三十九点（年未詳の史料二点を含む）を収める。

長崎問屋の経営については、前述したように、佐藤寛子氏の研究がある。<sup>(19)</sup> 佐藤氏は、金融面について次の二点を指摘する。①元禄期の菱屋小四郎は大名貸で利益を上げていたこと、②元禄期後（詳しい時期は不明）から文化十三年（一八一六）の間は長崎問屋の衰退期にあたることである。これらの指摘を参考に分析すると、三十九点の史料中で、元文元年（一七三六）から文化十一年（一八一四）の間のものが見られないのは、長崎問屋が衰退し、中路家として金銭的に余裕がなかったためだと考えることができるであろう。また、内容については、表⑥のように、(1)大名貸、(2)御用金（銀）貸付、(3)借用証文の三つに大別することができる。それぞれの特徴について見ていきたい。

##### (1) 大名貸

中路家は、元禄三年（一六九〇）から元文二年（一七三七）にかけて、大名貸を行っており、「元禄期当主の菱屋小四郎を除いて、代々菱屋小右衛門を名乗っているため、当主歴代の変遷を完全に確定することは出来ない」と佐藤氏は指摘している。<sup>(20)</sup> ただし、ここに分類した十二点の史料から、少なくとも元禄三年から宝永二年（一七〇五）までは「菱屋小四郎」が当主を務め、享保十一年（一七二六）には、「菱屋小右衛門」に代替わりしていることが読み取れる。なお、「菱屋



小四郎」が当主を務めていたと考えられる時期に、「中路小三郎」という人物が、嶋津淡路守に貸付を行っていたことが確認できるが（調番17）、この人物が菱屋の当主を務めていたかどうかは現段階で判断することはできない。

また貸付先についても、「菱屋小四郎」は阿部対馬守・森美作守、<sup>〔長政〕</sup>「菱屋小右衛門」は板倉新十郎・牧野河内守というように、当主によって変化していることが分かる。

## (2) 御用金貸付

御用金貸付に関する史料は、文化七年（一八二四）から明治六年（一八七三）の六点が確認できる。御用金貸付とは、「近世の有力寺社や諸侯が幕府の許可のもとに行った、その債権が幕府権力によって保護された」<sup>21)</sup>名目金貸付と同様の貸付金融のことをさす。御用金貸付の運用方法は明確ではないが、調番138から以下のような流れで成立していたと推測することができる。

①町奉行所（幕府）が菱屋・近江屋に御用金を貸し付ける（両者は結託し、組合を形成していたと考えられる）。

②拝借した御用金を他の商人へ貸し付ける。

③貸付の際に得た利益の一部（利息をいくらに設定していたかは不明であるが、おそらく一割以上）を、利息として幕府に上納する。

このように幕府は、商人たちに直接金銭を貸し付けるのではなく、利益が確実に上がると見込んだ集団に御用金を貸し付け、その利息を得ることで、財政の窮乏を補おうとしていたのである。

中路家は、幕府の庇護のもと長崎問屋仲間の一員としての経営実績があり、幕府はその経営力に期待し御用金貸付をおこなったのであろう。

## (3) 借用証文

金融に関する史料の中で最も多く見られるのが、文化十一年（一八一四）から安政五年（一八五八）までの二十一点が確認できる、宛名が菱屋（中路家）個人となっている借用証文である。菱屋が長崎問屋としての金銭貸借以外に、家の財産を個人的に貸し付けるという金融業を行っていたことが指摘できる。おそらく前項の小分類「(2)御用金貸付」で、幕府から資金調達したものが、これら貸し付け資金の一部となったと考えられるが、この場合、貸し付ける際の元銀の名義は菱屋個人となるため、万が一負債が生じた場合は、菱屋のみが不利益を被ることになる。なお、菱屋を含む長崎問屋三軒の連署となっている史料については、長崎問屋の経営に関する金銭貸借であるとみなし、長崎問屋の項目に分類した。

また、借用証文の一種である年賦証文（調番86、77-1）と手形（調番198）も確認できる。年賦証文は、借用証文を前提として、借りたお金を約束通りに返済できない場合に、分割払いを求めて差し出すものである。調番198は、菱屋を含む三名が手形を預かり、平野屋が必要な時に、その手形を以て貸付を行うことを証明する証文となっている。以上が内容別の特徴であるが、他にも注目すべき点がある。それは、「中路」と「菱屋」の名前の使い分けである。「菱屋」は長崎問屋業を営む際の屋号であり、「中路」は家名であるが、使い分けの理由は明らかでない。三十九点の史料の中で、中路姓が用いられているのは、年月日未詳の史料も含めて六点ある。そのうち一点が、(1)で指摘した「中路小三郎」、四点が「中路小右衛門」、残る一点が「中路小一郎」となっている。

（高野）

V 奉公人

ここでは、家業・家政に関わる奉公人に関する文書として、天保五年（一八三四）から慶応二年（一八六六）にかけての、中路家（菱屋）奉公人の請状・寺請証文など二十五点を収める。

この期間に中路家の奉公人となっているのは、男性九名・女性三名の計十二名である。男性の場合は、表向きの商売、つまり菱屋の経営を支えるために雇われた奉公人、女性の場合は、奥向き（家）を支えるための下女として雇われた奉公人だと考えられる。

内容については、(1)請状が七点、(2)不埒者の処分に関するものが六点、(3)乳母奉公に関するものが二点、(4)寺請証文が三点、(5)死後の対応に関するものが六点、(6)暖簾分けに関するものが一点、の六つに大別することができる。

請状は、請人あるいは証人と、奉公人の家族の連署となっており、奉公人の身分保証や、奉公に差し出す際の取り決めなどが記されている。また、男性の場合に限定されるが、十七、八歳で奉公人として差し出され、十年間奉公を勤める事例が多いことが窺える。

男性の奉公人のうち、特に興味深い動きがみられるのが、不埒者の「播磨屋重助」と「乙吉」（後に喜助に改名）である。ここで、二人の動向について見ていきたい。「播磨屋重助」は、菱屋の奉公人となった時期は不明であるが、天保九年十月に、引負金があるなどの不埒が発覚し、請人との連署で勤弁を願う文書を、菱屋小右衛門に差し出している（調番16）。調番16で確認できるように、奉公の続行は許されたものの、翌年には請人の元で身柄預り、さらに「売損多分」により、長暇を出されている。しかしながら、嘉永三年（一八五〇）には、菱

屋から暖簾分けを受け、別家菱屋と改め奉公していることが確認できる（調番15<sup>22</sup>）。

通常、年季奉公を立派に勤めたあげたものが主家から暖簾分けを受けるため、「播磨屋重助」のように、素行不良により長暇を出された約十年後に、暖簾分けを受けるといふ事例は珍しい。この十年の間に、暖簾分けに至る何らかの要因があったと考えられるが、詳細を伝える史料がないため不明である。なお、「播磨屋重助」は、暖簾分けを受けた翌年に病死しており、親類から家財の引取に関する文書が、菱屋小右衛門に差し出されている（調番184）。

「乙吉」は、万延元年（一八六〇）に奉公人となり、文久三年（一八六三）三月に不埒が発覚し、証人の元で身柄預りとなっている。翌月には引負金があることが発覚し、さらに慶応二年には、取替金があることも発覚している。前者については、当人の奉公と証人の用立てによって返済するため（調番59+2+2）、後者については、全額証人の用立てによって返済するため、勤弁してほしいと願っている（調番95+1）。

以上のように、奉公人に不埒があつた場合は、証人、あるいは請人が身柄を預かり、引負金の返済を負担することが分かる。

また、女性の奉公人に関する史料を分類すると、「かば」「しげ」については、寺院が自己の檀家であることを証明する寺請証文、「くま」については、乳母奉公に関する文書となっていることが分かる。これらの中で興味深いのは、乳母奉公に出した「くま」の事例である。乳母奉公に出るため、これまでの夫婦の縁を離別することは尤もであるとし、離別が済んだことを菱屋に報告している（調番159）。乳母奉公

のために離縁するという事例は珍しいと考えられるが、乳母奉公の制度や規則について言及した研究は少なく、乳母奉公に出る際、離縁する必要があったのかという点については、現段階では不明である。今後の課題としたい。<sup>(24)</sup> (高野)

VI 家族・家政（中路家の家族・親族に関する文書）

中路小右衛門家文書中における家族に関する史料は、天保三年（一八三二）から嘉永五年（一八五二）、さらに年月日未詳を含め三十点を収める。

これらをさらに分類すると、表⑦のように、(1)弟種太郎（重助）関係のものが十五点、(2)祝儀・贈り物関係が七点、(3)土地売買（譲渡）

表⑦ 家族・家政の小分類

| 小分類            | 点数 | 調査番号   |
|----------------|----|--|
| (1)弟種太郎（重助）    | 15 | 144, 158, 215, 82, 75, 253, 38, 59, 65, 195, 149, 93, 211, 69, 250 |
| (2)祝儀・贈答       | 7  | 193, 13, 9, 5, 14, 6, 12   |
| (3)地売買（譲渡）     | 3  | 193, 161, 32   |
| (4)家政（出入商人・職人） | 6  | 88-1, 88-2, 79, 83, 126, 225                                       |

関係が三点、(4)家政（出入商人・職人）関係が六点である。

(1)弟種太郎（重助）

菱屋小右衛門（中路輝維）の継弟である種太郎（重助）についての史料は、天保三年六月から嘉永五年七月にかけて十五点が確認できる。種太郎は、幼い頃菱屋へ養子として入り、菱屋小右衛門（中路輝維）の継弟となり、成人までを菱屋で過ごす。その後養家から勘当義絶され、菱屋庄右衛門家、さらに岡本屋へ養子に出される。種太郎は、度々借財を抱え、養家に無心を繰り返

すなど、その身持ちの悪さから、その身上動向について多くの史料がのこされており、詳細については後述する。

(2)祝儀贈答

祝儀・贈り物関係の史料は六点である。年未詳であるが、四月から五月にかけて中路の名義から福沢弥兵衛に宛て、祝儀物が送られていることから、何かしらの祝い事があったことが窺える。

(3)土地売買（譲渡）

土地売買（譲渡）に関する史料は、弘化三年（一八四六）から嘉永元年まで計三点（調査193・32・161）がみられる。三点とも、物集村弥七から菱屋小右衛門に宛てたものである。この物集村弥七は、この他に、皿金融にも借用証文二点（調査98・1・2）が確認される。これらにより、弘化三年（一八四六）頃に、岡本忠太夫が弥七の実弟であること、菱屋小右衛門と土地や屋敷に関するやり取りを頻繁に行っていることから、弥七は、岡本屋・菱屋と深く関係のある人物であったのではないかと推測される。おそらくこうした関係から土地を担保とした金銭的な取引が菱屋個人と弥七の間にあったのであろう。

(4)家政（出入商人・職人）

家政についての史料は弘化二年（一八四五）、年月日未詳合わせて六点である。大工得意先譲渡について述べられたものが二点、物品の支払内訳が四点となっている。

種太郎（重助）の動向

これら家族・家政に関する史料中で最も多くの割合を占める、菱屋小右衛門の弟種太郎（のちの岡田屋重助）について、その動向の経緯

を整理しておく。

種太郎（重助）は元々先々代菱屋小右衛門の実倅であり、先代小右衛門の弟であった。種太郎は幼い段階で先代小右衛門の養子となった（調番250）。おそらく種太郎と先代小右衛門の間では、かなりの年の差があったこと、先代小右衛門に子供が一人しかいなかったことが、養子入りの要因となったのではないかと考えられる。のち先代小右衛門は病氣となり亡くなると、甥であり、継兄である小右衛門が菱屋の後を継ぐ。種太郎は菱屋小右衛門の元で、成人するまで養家にて世話になるが、その後身持ちの悪さから勘当され、他家へ追いやられることとなる。

次に種太郎の動向について、以下の四段階に分けることができる。

①菱屋小右衛門家養子となる、②菱屋庄右衛門家養子となる、③菱屋小右衛門家から勘当される、④岡本屋養子に（岡田屋重助に）。

菱屋小右衛門家に養子入りした時期については不明であるが、種太郎がまだ幼い頃に養子入りしている。成人後天保四年（一八三三）、種太郎は菱屋庄右衛門家へ養子に入る。しかし天保十一年（一八四〇）、菱屋庄右衛門家養子入りから七年後に、もとの養家であった菱屋小右衛門家から勘当義絶の運びとなり、岡本屋へ養子入りとなった。以下、四段階に分けて、種太郎の動向について述べておく。

①菱屋小右衛門家への養子入り 養子菱屋小右衛門家にて種太郎は幼い頃、菱屋小右衛門家菱屋へ養子入りし、成人まで継兄である菱屋小右衛門のもと過ごすこととなる。養子入り後、種太郎は借財を繰り返し小右衛門へ無心を行っていることが窺える（調番158）。その身持ちの悪さから、天保四年正月、親類であった菱屋庄右衛門家へ養子に

出されることとなったと考えられる。

②菱屋庄右衛門家養子へ 種太郎は天保四年三月、菱屋小右衛門の元を離れ、小右衛門家とは親類に当たる菱屋庄右衛門家へ、養子入りの運びとなる（調番253）。

以後、種太郎は約七年間、菱屋庄右衛門の養子として過ごしている。庄右衛門家へ養子入りした経緯の詳細については不明であるが、家相続のためといった理由より、むしろ、種太郎の身持ちの悪さ、小右衛門との関係性が良好ではなかったこと（調番158）が原因ではないかと考えられる。

③勘当義絶 天保十年（一八三九）十二月の史料（調番38）は、菱屋小右衛門と町内五人組方から奉行所に宛てて、種太郎の行状を述べたうえで、種太郎に対して御憐憫による「御理解」を求めた口上書である。さらに翌天保十一年二月、種太郎は菱屋小右衛門家から、勘当義絶の運びとなった（調番59）。ここから十二月に奉行所に宛てた口上書は、勘当義絶に際しての、「御理解」を求める為に提出されたものと推測される。

当時の勘当制度においては、勘当を行うことはあまり推奨されていなかった。勘当となる際は、五人組らが証人となり作成された勘当の届け出を奉行所に提出、奉行所の承認後、正式に町中の人別帳から外された。『京都町触集成』にも何件か勘当が行われた事例が確認できる。<sup>25)</sup>

しかし、この天保十一年二月の勘当については、調番93から正式に奉行所を通じて行われたものではないことが推測できる。正式に勘当義絶となったのは、嘉永五年（一八五二）前後の出来事であり（調番

表⑧ 中路小右衛門弟種太郎関係年譜

| 年 月 日        |        | 記事内容  | 調番  |
|--------------|--------|---|-----|
| 天保3年 (1832)  | 6月     | 種太郎養子にあたり、大文字屋へ売女の件などについて相談。兄小右衛門から8両を借りる。以降は無心しないとのこと        | 144 |
|              |        | 種太郎、町方へ不法願書提出。仲介があり兄小右衛門と和解、新生活準備を整えてもらい、改心したため以後5年の間は無心を行わない | 158 |
| 天保3年 (1832)  | 11月15日 | 種太郎、菱屋庄右衛門と相談の上、借財の整理。今後は庄右衛門と相談の上、物事を行う                      | 215 |
| 天保4年 (1833)  | 正月     | 庄右衛門へ預けられる際、種太郎の借財を伏見江戸屋新次郎1軒と合わせて小右衛門に返済してもらう                | 82  |
|              | 3月     | 庄右衛門に借財。以後小右衛門家へは立ち入らず無心しないことを約束                              | 75  |
|              |        | 種太郎、庄右衛門の養子に  | 253 |
| 天保10年 (1839) | 12月    | 小右衛門らから奉行所へ種太郎の略歴を述べ理解を求める                                    | 38  |
| 天保11年 (1840) | 2月     | 種太郎の身持ちが悪く義絶、身分を改め小右衛門から縁切りに                                  | 59  |
|              |        | 種太郎、岡本屋養子に。実子同様に扱い、菱屋の親類身寄りとして振舞わない。改心すること                    | 65  |
| 天保12年 (1841) | 12月27日 | 種太郎縁切り後も実家に無心を行っていた。養家から勘当、俵屋伊八が仲介にあたり勘当義絶される                 | 195 |
| 天保15年 (1844) | 5月     | 種太郎(重助)病気に。実家菱屋三次郎・一文字屋権兵衛に伊八を介し援助を要求。今後他の人に無心しないとのこと         | 149 |
| 嘉永5年 (1852)  | 7月     | 岡田屋重助(種太郎)の素行が改まらないため、先年改めて勘当される。今後無心がましいことはしない               | 211 |
|              | 7月     | 義絶後も菱屋に無心を行う種太郎にかわり、大津屋が窮状を訴える                                | 69  |
|              | 7月     | 幼い頃、小右衛門家の養子となったことなど。現在立ちいかないため合銀1貫受け取り今後無心を行わない              | 250 |

211)、勘当があまり推奨されていなかった当時から考えると、菱屋もそれらを考慮していたものと考えられる。

④岡本屋養子へ 天保十一年二月、菱屋小右衛門家から勘当義絶後、種太郎は岡本屋へ不返養子入りとなり、以降、名を岡田屋重助とし菱屋とやり取りを行っている。この岡本屋養子入り後、一文字屋権兵衛、菱屋三次郎の二名とのやり取りが新たにみられる(調番69・149)。この二名については調番149で実家とされていることから、先代小右衛門、種太郎らの元々の兄弟であった可能性が考えられる。勘当義絶後も、種太郎は菱屋の身内として振舞わないどころか、何度も無心を行っていたことが分かるが、嘉永五年七月を最後に、以降その動向については不明である。(藤田)

#### Ⅶ 絵図・書付・断簡等

ここにはⅠからⅥの大分類の内容に振り分けできない絵図や書付、断簡十二点を収めた。

#### Ⅷ 近代(廃藩置県後、明治五年以降の文書)

ここには明治四年七月の廃藩置県以降の年紀のある文書四点を収めた。

#### おわりに

以上、中路小右衛門家文書の調査経緯や概要・分類について紹介してきたが、前述のように本文書は新町二条下ル頭町の中路小右衛門家伝来文書の一部であり、京都市立歴史資料館の中路家文書の写真版と併せて参照されることをお勧めする。



今後、これらの文書が関係する史料と合わせて、有効に研究・活用されることを願っている。本文書の今後の史料公開は、一部の史料はデジタル写真撮影ができているが、大半は未撮影である。本学での閲覧は、関係機関と調整の上、令和五年度以降となる予定である。

(母利)

注

- (1) 『史料京都の歴史9 中京区』(京都市、一九八五年) 同前。解説文中の数字表記は漢数字に改めた。
- (2) 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、二〇〇八年
- (3) 西村氏の著書『近世朝廷社会と地下官人』における史料名の表記は「御役儀之事」とあるが、正しくは、「御役儀讓与一札之事」。
- (4) 正宗敦夫編『地下家伝』(日本古典全集一九三八年)。
- (5) 佐藤寛子「京都長崎問屋の動向と役割―近世中後期を中心に―」(二〇一八年度京都女子大学卒業論文)。
- (6) 『京羽二重織留卷之六』野間光辰編『新修京都叢書 第二卷』(臨川書店、一九六九年)。
- (7) 山脇悌二郎「上方三都の長崎問屋」『近世日中貿易史の研究』(吉川弘文館、一九六〇年)。
- (8) 前掲注(8)、山脇論文。
- (9) 京都町触研究会編『京都町触集成 第一卷』(岩波書店、一九八三年)。
- (10) 「規定誓紙之事」(調番11-1)。
- (11) 前述したように、調番14の「定書」では、「定書」の内容は、従来「申し渡し」であったものが、安永元年に「定札」として文書で渡されるとしており、蓋裏書と矛盾するが、今後の検討課題としておく。
- (12) 京都町触研究会編『京都町触集成 第八卷』(岩波書店、一九八三年)。

- (14) 『京都町触集成 第八卷』。
- (15) 『京都町触集成 第八卷』。
- (16) 小山幸伸「糸割符仲間の変質について」(『日本史研究』三九三、一九九五年)。
- (17) 『京都町触集成 第八卷』。
- (18) 前掲注(8)、山脇論文。
- (19) 前掲注(6)、佐藤論文。
- (20) 同前。
- (21) 名目金貸付については、曹承美「近世後期名目金貸付と江戸幕府」(二〇一九年、東京大学大学院博士論文データベース)を参考とした。
- (22) 調番155から、これまで菱屋と単なる契約関係であった「播磨屋重助」が、暖簾分けによって菱屋に組み込まれ、給銀を与えられることになったという流れを推測することができるが、断定の域には及ばないため、今後の課題としたい。
- (23) 足立政男「近世京都商人の別家制度」(『立命館経済学第一四卷・第四号』、一九六五年)。
- (24) 沢山美果子『江戸の乳とこども』(吉川弘文館、二〇一七年)では、乳母奉公をつとめた村の女性を取り上げられているが、個々の事例の紹介にとどまり、乳母奉公の全体像についての言及がなされていない。また、西本幸嗣「近世後期における乳母奉公について」(『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要八』一九九七年)は、慈願寺所蔵文書「乳母奉公請状」を分析し、給銀・奉公期間・仕着せ等の諸費・乳母の子供の養育の特徴について明らかにしているが、その一方で、夫の存在については検討していく必要があると指摘している。

## 中路小右衛門家文書目録

## 凡例

一、本目録は、京都女子大学図書館所蔵「中路小右衛門家文書」三一  
 五点の目録である。

一、史料上の異体字・合字・略字などは、原則として常用字体に改め  
 た。

一、破損・虫損・抹消などにより判読不明な文字は、□・「」な  
 どにより表した。

一、目録欄の「整番」は、本目録による分類ごとの整理番号である。

一、「調番」「枝番」は、初期調査において付与した調査番号である。

一、「年月日」は、文書上の年紀とし、記録等で記載年代の幅のある  
 ものは最初の年紀のみを記した場合がある。また、年紀のない文書  
 で年代を推定できるものは（ ）内に表した。

一、「文書名」は、原則として原題を記し、原題のないものは文書名  
 を付与し「」内に記した。また、補足する場合は（ ）内に  
 記した。

一、「差出↓宛所」は、はじめに文書発給者もしくは記録者を示し、  
 「↓」を付した後に、文書の宛名・宛所を記載した。発給者または  
 宛名・宛所が複数ある場合は、適宜冒頭数名を記した上で、他何名  
 と略記した場合がある。

一、「形状」は、用紙における縦紙・切紙・折紙の区別をしたうえで、  
 紙継ぎの継印のある統紙と、継印のない継紙の区別を「縦統紙」

「縦継紙」「切統紙」「切継紙」と記した。また、冊子の形状は「縦  
 帳」「横帳」などと表記し、帳ハズレの場合も、本来の形状を記し  
 た。表紙のない冊子、紙縫等による仮綴冊子は「仮綴」と記した。

一、「頁数」は、冊子の場合に冊、一紙文書・巻紙・統紙文書は通、  
 仮綴文書は綴などと記した。

一、「内容／備考（一括関係など）」は、文書の内容を略記し、現状で  
 の紙縫・包紙・巻込などによる一括関係、前欠・後欠などの伝存状  
 況などを示した。

一 本文書目録の作成は、母利および本学大学院生宗村花恋・高野那  
 菜・田口和希・藤田悠が中心に行なった。

## I 幕府 (1)京都市奉行

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日           | 文書名             | 差出→宛名              | 内容   | 形状               | 員数       | 法量             |
|-----|-----|----|---------------|-----------------|--------------------|--|------------------|----------|----------------|
| 001 | 122 |    | 安政元年12月       | 定書 (長崎問屋仲間再興二付) | (京都市奉行) → (長崎問屋仲間) | 長崎問屋以外の売買禁止、反物買込禁止、毎月の売値相場帳提出等、これらは前々から奉行所が申し渡し、安永3年に定札を出した。天保13年寅年に問屋仲間は禁止になつたが、今度再興となつたので、先般通定札を渡すので守る様に。上書は121と同様。後半部にて代々の奉行名が代替わり事に記名されている。以下の通り。安政元年寅十二月 中務 (印) 備後 (印)、安政五年壬十一月 土佐 (印)・長門 (印)、安政六年未四月 長門 (印)・伊勢 (印)、安政七年申三月 長門 (印)・出雲 (印)、文久元年酉四月 出雲 (印)・伊豫 (印)、文久二年戌二月 伊豫 (印)・土佐 (印)、文久二年戌閏八月 土佐 (印)・播磨 (印)、文久二年戌十一月 垂水 (印)、元治元年子十一月 下総 (印)・隠岐 (印)、慶應二年寅三月 隠岐 (印)・主膳 (印)、慶應二年寅十二月 主膳 (印)・隠岐 (印)。 | 縦横紙 (11紙)        | 1通 (11紙) | 37.8*<br>647.3 |
| 002 | 40  |    | 安政6年正月        | 東西御役所名前控        | →                  | 東西町奉行配下の役人名前書。安政6年から慶応元年迄の東西各奉行、御公事方下役、御目附方、および京割守護職、御所司代、長崎御奉行、方内唐物掛り、町代、杀割符会所、東西中番、小番、公事宿、年頭、八朔の廻動先を記す。  | 横半帳 (120丁、墨付35丁) | 1冊       | 15.0*<br>21.5  |
| 003 | 15  |    | (安政6年) 未5月29日 | 外国人新商法御取開二相成候書附 | →五ヶ所宿老江            | 開港につき、仕法・禁止事項・品目・会所運営など達。未5月29日と未6月のもの写。年記は最も古いものを記入。  | 縦横紙 (127丁)       | 1冊       | 25.0*<br>17.0  |

## I 幕府 (2)長崎奉行

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日     | 文書名  | 差出→宛名 | 内容   | 形状         | 員数 | 法量            |
|-----|-----|----|---------|------|-------|--|------------|----|---------------|
| 004 | 222 |    | 嘉永元年10月 | 御手頭写 | 福岡→   | 5ヶ所宿老面人に対して、根証文津出し・執等の事について申し渡す。会所役人へも伝えておくように。14丁目「御奉行所井戸対馬守 (長崎奉行井戸寛弘) 様・嘉永元年戊申十月廿七日写之」。 | 縦横帳 (147丁) | 1冊 | 25.0*<br>17.0 |

## II 下官人 [中大路家]

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日    | 文書名            | 差出→宛名        | 内容   | 形状       | 員数      | 法量            |
|-----|-----|----|--------|----------------|--------------|--|----------|---------|---------------|
| 005 | 164 |    | 天保9年8月 | 親類書 (中大路右衛門二付) | 中大路右衛門 (印) → | 中大路右衛門が自身の親類について提出した書類の下書き。祖父、祖母、父、母、兄、従兄弟について書かれている。奥に「源輝房」の署名あり。 | 縦横紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 28.5*<br>43.2 |

|     |     |                          |  |   |   |    |             |               |
|-----|-----|--------------------------|--|---|---|----|-------------|---------------|
| 006 | 28  | 天保9年8月                   | 禁裏御内掃部察史生泰「<br>」御免御役向相勤候次第<br>第并二諸事心得方控 巻<br>番 | 中大路→  | 天保9年8月、中大路右衛門が、掃部察史生として出仕する経緯から、同12年2月までの公用日記。  | 竖帳 | 1冊<br>(40丁) | 24.0*<br>17.3 |
| 007 | 117 | 天保9年9月                   | 御役儀讓与一札之事(掃<br>部察史生株二付)                        | 掃部察史生 讓主 岡松常陸権大<br>掾 (印)・親類惣代請人近藤伊賀<br>目 (印)・押小路家吉并左内 (印)<br>→中大路右衛門殿 | 讓主の岡松が掃部察史生の役儀を勤めてきたが、難治の病に<br>なり、相替の男子もいないため、押小路様の吹寄せにより、<br>中大路へ役儀を譲りし、株料并官服料金30両を確かに受け<br>取った。包紙上書「讓与一札 一通」。 | 竖紙 | 1通<br>(1紙)  | 33.2*<br>48.0 |
| 008 | 17  | 天保12年3月 <small>☆</small> | 禁裏御内掃部察史生二付<br>御役向相勤候次第并諸事<br>心得方控置事 式番        | 中大路家→   | 天保12年3月から弘化4年4月25日迄、掃部察史生として<br>の公務日記。  | 竖帳 | 1冊<br>(60丁) | 24.9*<br>17.2 |
| 009 | 214 | 天保15年10月5日               | 口宣案(正七位下叙位二<br>付)                              | 藏人右中辨兼左衛門権佐藤原俊克<br>→源輝光   | 源(中大路)輝光を正七位下に任ずる。端裏「口宣案」。  | 竖紙 | 1通<br>(1紙)  | 33.0*<br>51.1 |
| 010 | 253 | 弘化4年3月                   | 證文之事(平岡掃部權助<br>借金二付)                           | 平岡掃部權助(印)・證人 同長<br>門介(印)・室町通上立売下ル<br>同大坂屋平藏(印)→中大上野大<br>掾殿            | 金3両を握無く入用になり借用すること、返済は来月の29<br>日までで必ず行う旨を記す。包紙①「弘化四年未三月、金<br>三両證文、同四月晦日限、平岡掃部權助・同長門助・室町<br>上立売下ル大坂屋平藏、包紙②(白紙)   | 竖紙 | 1通<br>(1紙)  | 27.3*<br>38.1 |
| 011 | 231 | 弘化5年2月吉日                 | 「名乗并花押(中大路輝<br>寿)」                             | 権大僧都法印役氏知昭考之→   | 中大路「輝寿」の名乗と花押を記す。「権大僧都法印役氏<br>知昭考之」。挿入文書1点(法量13.6*10.8)あり。  | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 35.6*<br>48.4 |
| 012 | 43  | 嘉永元年9月吉日                 | 名乗并花押(中大路豊治<br>郎)                              | 権大僧都法印 役氏知辨(印)→<br>中大路豊治郎   | 中大路豊治郎の名乗りと花押を役氏知辨に定めている。   | 折紙 | 1通<br>(1紙)  | 35.6*<br>46.9 |
| 013 | 8   | 嘉永2年12月                  | 「輝光花押相占卜」                                      | 藤井維石謹撰→   | 名乗「輝光」と花押の占卜。包紙上書「名乗」「卯木性之<br>支况」   | 折紙 | 1通<br>(1紙)  | 32.1*<br>44.3 |
| 014 | 30  | 嘉永3年2月                   | 嘉永三年二月差出シ候帳<br>面之写(中大路輝雄略歴<br>二付)              | 掃部察史生 中大路上野大掾源輝<br>雄→   | 源輝雄の男輝光の略歴。朱書付札「大直シ帳巻冊袋トシ美<br>濃紙帳巻冊袋トシ」   | 竖帳 | 1冊<br>(3丁)  | 24.8*<br>17.3 |
| 015 | 33  | 嘉永7年4月15日                | 内裏炎上ニ付禁裏京極殿<br>江辺御行列記                          | 中大路常陸大掾 源輝光写之→  | 町奉行を先頭に、末尾を所司代惣勢が固めた行幸行列次第。   | 横帳 | 1冊<br>(9丁)  | 12.3*<br>34.1 |
| 016 | 92  | 安政2年7月                   | 証(押小路家借入金二<br>付)                               | 押小路新大外記家雑筆 好田内<br>蔵小蔵(印)・同 浅田要人(印)<br>→中大路常陸大掾殿                       | 金3両を借用した。返済は来年7月限とする。裏書「表書<br>之通相違無之候也、新大外記(印)」。  | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 27.8*<br>39.6 |
| 017 | 21  | 文久元年8月26日                | 改第二番 記録  | 源輝光→  | 文久元年8月26日から文久3年6月9日までの、掃部察史<br>生としての官人公用日記。   | 竖帳 | 1冊<br>(61丁) | 23.8*<br>16.2 |
| 018 | 47  | 文久3年6月                   | 改第三番 記録(掃部察<br>史生公務日記)                         | 源輝光→  | 文久3年亥6月から元治元年子11月までの朝廷役職間のヤ<br>リとり(久藤、石清水行幸、夷狄征服の件)や、その日の<br>業務を日誌的にまとめたもの。帳書等も記す。                              | 竖帳 | 1冊<br>(61丁) | 25.1*<br>16.9 |

|     |     |   |              |                    |                  |  |               |              |               |
|-----|-----|---|--------------|--------------------|------------------|--|---------------|--------------|---------------|
| 019 | 50  |   | 元治元年11月      | 改第四番 記録（掃部寮史生公務日記） | 源輝光→             | 元治元年11月から慶応2年12月まで、新嘗祭や賀茂・北野の臨時祭など朝廷関係の祭祀についての記録。        | 縦帳<br>(1100丁) | 1冊<br>(100丁) | 23.8*<br>16.8 |
| 020 | 19  |   | 慶応2年12月5日    | 改第五番 記録（掃部寮史生公務日記） | 源輝光→             | 慶応2年12月28日から慶応4年2月21日までの掃部寮史生としての公務日誌。                   | 縦帳<br>(55丁)   | 1冊<br>(55丁)  | 24.2*<br>17.0 |
| 021 | 217 | 2 | (年未詳) 7月7日   | [押小路新大外記書状]        | 押小路新大外記→中大路常陸大掾殿 | 金子10両を借用したく、委細は好田内蔵少属御聞き取りを願う。                           | 切継紙<br>(2紙)   | 1通<br>(2紙)   | 14.8*<br>52.7 |
| 022 | 123 |   | (年未詳) 11月16日 | 「平岡様御舞送見送り二付書状」    | 大隈丹波介→中大路上野大掾様   | 平岡様の御舞送御見送りについて、大隈が同役の者に相談した所、先例がないため参列のお断り料として100疋を預ける。 | 切継紙<br>(2紙)   | 1通<br>(2紙)   | 15.2*<br>74.3 |
| 023 | 8   | 2 | (年未詳)        | [花押運筆]             | →                | 花押の運筆。包紙上書8-1と同じ。  | 切紙            | 1通<br>(1紙)   | 8.2*<br>6.2   |
| 024 | 8   | 3 | (年未詳)        | [家督譲二付届]           | 中大路輝寿→           | 新町通二条下ル頭町の中路小右衛門家を倅に譲った旨届。                               | 切紙            | 1通<br>(1紙)   | 13.9*<br>10.0 |
| 025 | 18  |   | (年未詳)        | 大内裏図               | →                | 内裏図。   | 絵図<br>(継)     | 1枚<br>(7紙)   | 69.6*<br>53.2 |
| 026 | 230 |   | (年未詳)        | 名乗并花押              | →                | 源昌貞謹撰。挿入紙「輝裏本字裏 俗字裏」(縦14.0、横10.1)。                       | 折紙            | 1通<br>(1紙)   | 32.1*<br>44.8 |
| 027 | 251 |   | (年未詳)        | [中大路正七位等名前書]       | →                | 22枚中21枚が「中大路正七位」の名。内1枚が「西原上総介様」の名(この1枚のみ小さく11.3*4.3)。    | 切紙            | 22枚          | 11.8*<br>4.3  |
| 028 | 258 |   | (年未詳)        | [附札]               | →                | 「掃部寮史生 中大路掃部少属」  | 断簡            | 1枚           | 13.0*<br>4.2  |
| 029 | 265 |   | (年未詳)        | [包紙]               | →                | 「名案」とあり。   | 縦紙            | 1枚           | 34.7*<br>45.8 |
| 030 | 266 |   | (年未詳)        | [包紙]               | →                | 「輝光裏字書印」とあり。   | 縦紙            | 1枚           | 31.2*<br>42.2 |
| 031 | 276 |   | (年未詳)        | [包紙]               | →                | 「名乗并花押」とあり。  | 縦紙            | 1枚           | 34.5*<br>47.3 |

## Ⅲ 家経営 (長崎問屋) (1)長崎問屋仲間

| 整番  | 調番 | 枝番 | 年月日       | 文書名           | 差出→宛名                                | 内容  | 形状 | 員数         | 分量            |
|-----|----|----|-----------|---------------|--------------------------------------|---|----|------------|---------------|
| 032 | 78 |    | 明和元年8月24日 | 覚 (山村吉次郎借銀二付) | 山村吉次郎(印)→斐屋小右衛門・亀屋善九郎殿・漆屋九兵衛・海老屋喜兵衛殿 | 台銀500目を利用月巻歩み朱で借用した。返済については、御方より引替役料を渡す際に指引きする。包紙上書「山村江五百目仲間内分取替之証文巻通」。 | 切紙 | 1通<br>(1紙) | 29.4*<br>32.6 |



|     |     |           |                                 |  |   |             |             |                |
|-----|-----|-----------|---------------------------------|--|---|-------------|-------------|----------------|
| 033 | 234 | 天明3年正月20日 | 仲々間年寄役之義奉願上<br>俵四件連名            | 斐屋小右衛門・漆屋九兵衛・菊屋<br>市右衛門・海老屋勘兵衛→御役人<br>中様       | 長崎問屋年寄役を前々の通り勤めたいとのこと、此たびお<br>願ひしたところ、開済まされた事ありがたい。以来海老屋<br>勘兵衛を年寄役を勤めている事を届出る。   | 竖帳<br>(綴)   | 1冊<br>(2丁)  | 24.3*<br>17.1  |
| 034 | 7   | 天明4年5月24日 | 乍窓口上書 (長崎問屋休<br>業二付)            | 長崎問屋年寄 海老屋勘兵衛<br>(印) →御役人中様                    | 天明4年・同6年、文久元年に長崎問屋の斐屋・漆屋・海<br>老屋・菊屋等が不勝手等の理由で商売を休むことを役人中<br>へ届け出たもの。3枚返紙。年記・差出は一番古いものと<br>した。付紙1枚あり(2枚目)。                                   | 仮綴<br>(3丁)  | 1綴<br>(3丁)  | 24.5*<br>17.1  |
| 035 | 221 | 文化10年11月  | 勘定帳                             | 斐屋小右衛門   | 文化10年11月から嘉永3年12月までの勘定帳。一つ書で金<br>額と詳しい内訳等を記す。48丁目に付箋あり。表紙には<br>「天保3年正月」とあるが、内容は嘉永期までであり。102<br>丁目から140丁目まで白紙。                               | 横帳<br>(14丁) | 1冊<br>(14丁) | 12.2*<br>33.1  |
| 036 | 223 | 文政3年3月朔日  | [長崎問屋商品売買二付<br>取決]              | 長崎問屋 斐屋九兵衛 (印) →                               | 長崎での商売の際の取り決めを一つ書で記す。品物の売買<br>を長崎問屋を通して行うこと、品物の出所を吟味すること<br>など。丁はずれ、調番224と関連か。  | 竖紙          | 1通<br>(1紙)  | 28.0*<br>43.1  |
| 037 | 224 | 文政3年3月朔日  | [長崎問屋商品売買二付<br>取決]              | 長崎問屋 斐屋九兵衛 (印) →                               | 毎年3月・9月御目附様交代の節、御奉行様へ糸端物相場<br>書を差し上げること。問屋仲間5軒を定め、増減なく勤め、<br>商売を休む、または始める節は届け出るなど長崎問屋の取<br>決め。調番223の続きか、丁はずれか。                              | 竖紙          | 1通<br>(1紙)  | 28.0*<br>43.0  |
| 038 | 148 | 文政7年6月    | 神文為取替之事(長崎問<br>屋仲間商法取り決め二<br>付) | 長崎問屋 斐屋小右衛門 (印)・<br>菊屋市三郎 (印)・漆屋九兵衛<br>(印) →   | 長崎問屋仲間3軒にて、大坂伏見町菅屋弥兵衛直売一件に<br>関わる品を扱うこと、仲間での口銭割合、寄合、室町仲間<br>衆との同道下坂での分担などにつき神文誓約書。奥添書<br>「石神文彦通、店方神前二納有之事、合四通也」。                            | 竖紙          | 1通<br>(1紙)  | 31.1*<br>46.2  |
| 039 | 51  | 文政8年2月14日 | 一札之事 (借銀滞納訴訟<br>二付)             | 菊屋市三郎 (印) →漆屋九兵衛<br>斐屋小右衛門                     | 菊屋市三郎が仲間が、金を貸し付けていた料瀬が年賦銀を<br>滞納しているので訴え出ることになった。貸し付け銀の<br>300目以内、100目を漆屋・斐屋の兩人より立て替えても<br>らったので早速返済をしたい旨を記す。                               | 切紙          | 1通<br>(1紙)  | 24.8*<br>34.3  |
| 040 | 189 | 文政8年6月    | 一札之事 (櫃上黒繻子等<br>受取二付)           | 伊勢屋六兵衛 (印) →長崎問屋<br>斐屋小右衛門殿                    | 高嶋八郎兵衛殿書方より御所望の品の櫃上黒繻子を2件計<br>5反入1箱につき、斐屋の名で濱田屋直八から登らせ5月<br>27日に京に着いたので、改めの上、我等が受け取った。  | 切紙          | 1通<br>(1紙)  | 28.2*<br>33.9  |
| 041 | 212 | 文政9年庚9月   | 覚(手板願い二付)                       | 長崎問屋 斐屋小右衛門 (印) →<br>糸割符御年寄中                   | 紫光印紺帯24箱を、伊藤権左衛門が小右衛門に依頼。その<br>手板の際に、小右衛門が証印を年寄中に求める。   | 竖紙          | 1通<br>(1紙)  | 31.2*<br>22.8  |
| 042 | 201 | 文政10年閏6月  | 一札之事 (長崎問屋商売<br>代行二付)           | 車屋町二条上ル町 笹屋岩次郎<br>(印) →長崎問屋 漆屋九兵衛<br>殿・斐屋小右衛門殿 | 菊屋市三郎が行ってきた長崎問屋商売で、双方得心の上、<br>10年間笹屋が代行、口銭1割を菊屋に支払ひ、公儀の上<br>納・名義使用など長崎問屋に関することでの市三郎殿の約<br>束。端物売捌先、ベッコウ等値段なども申し合わせたこと。<br>奥印「長崎問屋菊屋市三郎 (印)」。 | 竖紙          | 1通<br>(4紙)  | 31.1*<br>138.8 |

|     |     |             |                       |                                       |  |         |         |               |
|-----|-----|-------------|-----------------------|---------------------------------------|--|---------|---------|---------------|
| 043 | 53  | 文政11年11月20日 | 一札之事 (長崎買付品名義相違二付)    | 笹屋岩次郎 (印) → 斐屋小右衛門殿                   | 長崎にて笹屋手代多助が買付けた額などの諸品について、菊屋市三郎名義で発送するはずが、なぜか斐屋名義で送られてきていた。その荷物を受け取り、代銀を支払った旨の一札。  | 堅紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 31.4*<br>44.7 |
| 044 | 178 | 文政12年正月20日  | 申堅一札之事 (萬屋五兵衛一件二付)    | 長崎問屋 漆屋九兵衛 (印)・菊屋市三郎 (印)・斐屋小右衛門 (印) → | この度、仲間店方の (萬屋) 五兵衛について相談したことは一切他言せず、都合に相違しない。五兵衛が誰に申し立てても取り合わない。御公誂に及ぶかもしれないので、互い申し合わせ我意を行わないことを申し堅める。   | 切紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 27.7*<br>30.4 |
| 045 | 190 | 文政12年丑3月    | 譲り一札之事 (会所請銀貸附証文讓渡二付) | 村瀬幸右衛門 (印) → 和久屋嘉兵衛殿                  | 当会所請銀の内、漆屋九兵衛其他5人連印で銀高9貫430日貸附け、其後残銀5貫395匁になった。しかし、所望により、銀4貫目にて貸附証文を譲った。   | 堅紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 27.5*<br>31.0 |
| 046 | 80  | 文政13年2月     | 覚 (長崎買付品送付二付)         | 吉田屋徳兵衛 (印) → 斐屋小右衛門殿                  | 極上黒犬羅紗沓反、極上尺長上更紗武反等の荷物を、長崎中村彦市殿、亀甲屋新右衛門殿、其許 (斐屋) から送って頂いた。この品々は御当地で売り拂わず、江州へ送るので、定法の手教をした上で我へ等送ってほしい。包紙上書①「安政五年十月年賦応対済一、七メ八百匁売物代滞、右当十月晦日夕五ヶ年之廻り付ケ、毎月晦日毎、右百十匁づつ年賦約定一札、新町通某權木町通下ル板屋茂助 印 証人三文字屋善兵衛印」。包紙上書②「右明治六年六月段々引合之上見、後見与兵衛殿引受金貳拾円ニ而打ち切、当金拾円此度受取租金拾円、当十二月戊七月入ル、同十二月」。 | 切紙 (2紙) | 1通 (2紙) | 24.1*<br>44.4 |
| 047 | 174 | 文政13年7月     | 一札之事 (萬屋五兵衛病氣引退二付)    | 萬屋五兵衛 → 長崎問屋御仲間 漆屋九兵衛様・斐屋小右衛門様・菊屋市三郎様 | 萬屋は文化13年から奉公に出て、今年の春に病氣の為引退を願い出た。在職中借銀の連判への加判から抜けるにあたって50匁をもらい、退身する。在職中は仲間の印判を預り調印していた件について何かあれば申し開きする。引退後不満は言わない。   | 堅紙 (2紙) | 1通 (2紙) | 24.5*<br>51.5 |
| 048 | 208 | 文政13年7月     | 一札之事 (萬屋五兵衛病氣引退二付)    | 萬屋五兵衛 (印) → 藤助様・惣左衛門様・傳兵衛様            | 私 (万屋五兵衛) が当春より病氣のため、問屋中へ退身を願い出た一件について、各々が御心配下さり、相続料として金子50匁を仲間より頂いた事有難く思う。今後は委細仲間中へ差出し、一札通に致す。  | 切紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 24.6*<br>32.3 |
| 049 | 108 | 天保2年7月      | 預り申金子之事 (無利足借銀二付)     | 長崎問屋 漆家九兵衛 (印) → 長崎問屋 斐屋小右衛門殿         | 金9匁を無利足にて借用につき、返済滞滞の場合には組合物物の売上高口銭額が仲間上り口、銭額で充当する。   | 堅紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 31.6*<br>33.8 |
| 050 | 166 | 天保2年12月30日  | 一札 (長崎買付売物代差引銀受取二付)   | 烏丸通五条下ル 小田原屋善兵衛 (印) → 斐屋小右衛門殿         | 文政5年以来、小田原屋が長崎で買付、斐屋が売捌いていた諸品の売残り返品分について、口銭計算が等閑になつていたので、改めて、改めて算用。銀2貫目の売物代の差引額を受取ること。   | 堅紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 30.8*<br>45.3 |
| 051 | 102 | 天保5年5月      | 為取替一札 (大坂端物買取作法二付)    | 漆屋九兵衛 (印) → 斐屋小右衛門殿                   | 先年室町仲間衆中と申し合わせていた大坂での端物買取に、当仲間付添いを承知、今後は付添の室町仲間買取の分について、口銭は双方2ツ割で、定法の口銭は増減なく取り扱う。包紙上書「天保五年五月 室町巻物や大坂付添買次一札二付、漆屋九兵衛為取替一札一通入」。   | 切紙 (1紙) | 1通 (1紙) | 31.3*<br>34.0 |

|     |     |             |                     |  |   |            |            |                |
|-----|-----|-------------|---------------------|--|---|------------|------------|----------------|
| 052 | 202 | 天保6年閏7月     | 一札(長崎積登せ石膏壳り払い二付)   | 大和屋萬兵衛(印)→斐屋小右衛門殿  | 長崎小坂屋九造より、日出印石膏10匁を大和屋名義にて積登せたので宛状を願う。  | 堅紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 27.5*<br>21.6  |
| 053 | 133 | 天保7年7月      | 印料請取通               | 糸割符銀方(印)→斐屋小右衛門様   | 申7月~戊5月分の6ヵ月分ごと印料、受取印あり。  | 折紙         | 1通<br>(1紙) | 15.4*<br>46.7  |
| 054 | 145 | 天保7年8月29日   | 一札(長崎問屋名跡相続二付)      | 菊屋市三郎相続人菊屋勇治郎(印)・後見傳五郎(印)→長崎問屋漆屋九兵衛殿・斐屋小右衛門殿                             | 長崎問屋名跡を親市三郎より譲り相続したが、幼少には伯父傳五郎が後見し、仲間の作法、公儀法度、御定札の趣を守るなど、15条の制約書。   | 堅紙         | 1通<br>(5紙) | 30.9*<br>194.9 |
| 055 | 167 | 天保7年8月29日   | 一札(名跡相続二付)          | 長崎問屋 菊屋市三郎(印)・傳五郎(印)・後見 傳五郎(印)→長崎問屋九兵衛殿・斐屋小右衛門殿                          | 長崎問屋菊屋が三井八郎兵衛方から仲間と共に借りた銀のうち、代替わり等により漆屋と斐屋に利息を肩代わりして貰っていたため、利息を来年7月から返済していく。  | 堅紙         | 1通<br>(1紙) | 31.3*<br>39.7  |
| 056 | 170 | 天保7年10月     | 借用申銀子之事(仲間中借入銀返済二付) | 長崎問屋 菊屋勇治郎(印)・後見 伝五郎(印)→長崎問屋九兵衛殿・斐屋小右衛門殿                                 | 父市三郎時代に仲間中に借入れた150匁を斐屋・漆屋と3軒割としたが、後金37匁2歩で証文取戻し。その際の取換金に12匁2歩について返済が遅れていたが、今後利足を添えて返済する。包紙上書「天保七申十月、菊屋勇次郎後見傳五郎・連印、取替貸一札一通、右ハ先年仲間三軒借用返済之方菊屋分、当方分取替置候処、此度代替り二付取置候事。 | 堅紙         | 1通<br>(2紙) | 30.8*<br>73.1  |
| 057 | 84  | 天保7年10月     | 借用申金子之事(仲間中借入銀返済二付) | 長崎問屋 菊屋勇治郎(印)・後見 傳五郎(印)→長崎問屋屋小右衛門殿                                       | 銀子1貫40目について御渡しが滞っていたので、当年酉年より丑年までの5年間7月と12月の年2回の支払いで返済する。滞りがあつた場合は菊屋よりの年賦銀より引き取るように、包紙上書「漆屋・此方当、巷ノ四百四十匁笹岩証文」。紙背も墨付。   | 堅紙         | 1通<br>(3紙) | 30.7*<br>103.2 |
| 058 | 105 | 天保8年6月      | 年賦証文之事(仲間中借入銀返済二付)  | 車屋町通二条上町 笹屋岩次郎(印)・妻 都宮(印)→漆家九兵衛殿・斐屋小右衛門殿                                 | 菊屋勇治郎以下3人が長崎問屋商売を始めた旨、御仲間取締について同意する旨、幼年の勇治郎の取扱いについて、金銀の返済についての全4ヶ条の取り決めを記す。   | 堅紙         | 1通<br>(1紙) | 33.5*<br>43.4  |
| 059 | 219 | 天保11年3月     | 一札(菊屋勇治郎長崎問屋仲間加入二付) | 大助方同居 菊屋勇治郎(印)・城州西之庄村 後見 傳五郎(印)・新町二条上ル町 別家手代 菊屋太助(印)→長崎問屋 漆屋九兵衛殿・斐屋小右衛門殿 | 菊屋勇治郎以下3人が長崎問屋商売を始めた旨、御仲間取締について同意する旨、幼年の勇治郎の取扱いについて、金銀の返済についての全4ヶ条の取り決めを記す。   | 堅紙         | 1通<br>(3紙) | 31.1*<br>79.0  |
| 060 | 66  | 天保11年8月     | 一札(菊屋勇治郎相続二付)       | 小川下立売上ル 菊屋市三郎(印)・相続人 仲勇治郎(印)・右勇治郎若年二付後見 傳五郎(印)→長崎問屋 斐屋小右衛門殿・漆屋九兵衛殿       | 天保7年8月に勇治郎が菊屋を相続したが、勇次郎が幼少である為、叔父の傳五郎が後見人となったこと承知するよ、長崎問屋一統継目が中絶していたため再の継目願いのこと。  | 堅紙         | 1通<br>(1紙) | 28.6*<br>41.0  |
| 061 | 173 | 天保14年10月13日 | [包紙(長兵衛落札筆毛取り扱い二付)] | →  | 当3番割入来屋、長兵衛殿落札の筆毛39丸の取り扱い方についての一札2通、同内容の糸割符書物方御役人中宛口上書一通を記し、折りたたんで包紙とする。包紙上書「天保十四年卯十月十三日、漆屋九兵衛殿方へ送り替、久卯三番割筆毛三十九丸一札貳通。   | 切紙         | 1通<br>(3紙) | 16.4*<br>74.5  |

|     |     |             |                   |                                 |   |    |             |               |
|-----|-----|-------------|-------------------|---------------------------------|---|----|-------------|---------------|
| 062 | 181 | 天保14卯10月    | 一札(長兵衛落札筆毛取り扱い二付) | 漆屋九兵衛(印) → 蓼屋小右衛門殿              | 卯三番割筆毛25斤入1丸(但25袋)は、長崎入来屋長兵衛殿から其許へ送るところ、荷主差図により送り替となり、本紙一札の他、手板面添荷物は我等方へ受け取った。No.173の内容物か。  | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 27.3*<br>212  |
| 063 | 191 | 天保14年卯10月   | 一札(長兵衛落札筆毛取り扱い二付) | 漆屋九兵衛(印) → 蓼屋小右衛門殿              | 当3番割、入来屋長兵衛殿落札の筆毛37斤を蓼屋へ送る。この筋入来屋支配人恒助が右荷物を我等方へ送り替へ、引き受けるようにと差図をしたので、相違なく我等方から上納する。   | 堅紙 | 1通<br>(1紙)  | 27.6*<br>238  |
| 064 | 252 | 弘化3年5月3日    | 一札(買物銀勘定延引二付)     | 丹波屋伊右衛門(印) → 蓼屋小右衛門殿            | 買物銀、弘化3年20日限の分を勘定するはずだったが、手元がまわらず4月20日まで待つておらえよう頼んだところ、決済してくださり、晦日に勘定することとなった。  | 堅紙 | 1通<br>(1紙)  | 23.9*<br>34.4 |
| 065 | 252 | 弘化3年7月10日   | 一札(買物銀勘定延引二付)     | 丹波屋伊右衛門(印) → 蓼屋小右衛門殿            | 7品目は弘化3年3月20日限、5月4日限の2度の買い物代であり、勘定を延引している事申し訳なく、前書の品々においては渡すので、売り払ってくださいとの書付。   | 堅紙 | 1通<br>(1紙)  | 31.5*<br>46.7 |
| 066 | 153 | 弘化4年2月(28日) | 覚(金子為替手形)         | (江戸) 芝露月町 伏見屋幸蔵(印) → 山田屋新兵衛殿    | 来ル子2月~亥2月の期限で、この手形引替に金5両2分を渡す。枝番号1~10まで同じ金高の手形。一括折り込み。  | 切紙 | 1通<br>(10紙) | 32.7*<br>120他 |
| 067 | 62  | 弘化4年2月28日   | 覚(金子為替手形)         | 江戸芝露月町 伏見屋幸蔵(印) → 山田屋新兵衛殿       | 来ル亥年8月晦日限りで、金5両2分をこの手形により御渡しする。上部に割印あり。   | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 32.7*<br>120  |
| 068 | 55  | 弘化4年2月      | 覚(金子為替手形)         | 芝露月町 伏見屋幸蔵(印) → 山田屋新兵衛殿         | 来ル申2月晦日限りで、この手形引替えた金5両2分を渡す。上部に割印有。   | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 32.6*<br>121  |
| 069 | 210 | 弘化4年2月      | 覚(金子為替手形)         | 芝露月町 伏見屋幸蔵(印) → 山田屋新兵衛殿         | 金5両2分米8月晦日限りにて手形引替のこと。  | 堅紙 | 1通<br>(1紙)  | 32.5*<br>120  |
| 070 | 31  | 弘化4年6月      | 算用書(反物代銀等二付)      | 山田屋新兵衛 → 蓼屋小右衛門様                | 「紺地連り四頁枚」「白木綿式反」「白金巾八反」など生地、反物代銀の算用書。   | 堅帳 | 1冊<br>(3丁)  | 24.7*<br>17.0 |
| 071 | 110 | 弘化4年6月      | 一札(白羅紗反物引き渡し二付)   | 丹後屋兵助(印) → 蓼屋小右衛門殿              | 当3月20日切、白小巾らしや10反、右の限目で勘定立てるべきところ、先方間違いで、まだ代品物は私方に所持しており、申し訳ない。来ル7月14日迄には何れとも埒明かぜ、少しも戻りかかない。包紙上書「弘化四未三月晦日限り白小巾らしや拾反代埒明可申候一札書通入…(以下略)」。 (弘化3年)正月晦日を期限の紗銀と同年3月限、5月4日限の買物代を滞納しており、弘化4年7月に至っても支払えていない。先年より買い入れた品々を取引し、滞納金を清算しますとの書付。包紙上書「丹波屋伊右衛門殿買物代滞二付、品物引取一札取置之文、弘化四年未七月、事済相成候、第申与無之より一札等都合三通之有候。 | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 24.2*<br>26.3 |
| 072 | 252 | 弘化4年7月14日   | 一札(買物代銀滞納二付)      | 竹屋町東洞院東へ入ル 丹波屋伊右衛門(印) → 蓼屋小右衛門殿 |   | 堅紙 | 1通<br>(1紙)  | 31.3*<br>46.4 |

|     |     |                      |   |   |   |    |             |               |
|-----|-----|----------------------|---|---|---|----|-------------|---------------|
| 073 | 104 | 弘化4年9月28日            | 一札(長崎買付中村奇輔行荷物御改め代行二付)  | 二条通東洞院東へ入 百足屋小兵衛(印)→長崎荷商売人御衆中                 | 未嘗番割、菱屋平吉落札の瓶上紺書。長崎より京都紫竹中村奇輔行の荷物、御当地御改めのことを奇輔不案内のため私が代行することを御承知され、無事済ませたので、以後厄介はかけない。包紙上書「二条東洞院東へ入南側屋小兵衛殿一札寄通、弘化四年未九月廿八日、長崎荷商売人御衆中当也。」           | 豎紙 | 1通<br>(1紙)  | 31.6*<br>46・0 |
| 074 | 137 | 弘弘(弘化カ)4<br>年未10月11日 | 為替手形之事(旅籠町秩父屋林蔵下り)金振替二付)  | 山田屋新兵衛(印)→江戸芝江露月町伏見屋幸蔵殿                       | 御地通りの旅籠町秩父屋林蔵殿へ下り金の内、金10両を造かに受け取ったので、この手形により御地において引替え御渡しされたい。   | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 30.5*<br>19.7 |
| 075 | 72  | 弘化4年10月11日           | 為替手形之事(旅籠町秩父屋林蔵下り)金振替二付)  | 山田屋新兵衛(印)→江戸芝口露月町伏見屋幸蔵殿                       | 金10両と御地通旅籠町秩父屋林蔵より受け取りました。その替金を今回為替として取り組んだので、御地においてこの手形を以て引替をしてください。上部に割印有。  | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 30.3*<br>20.6 |
| 076 | 213 | 弘化4年                 | 寛(芝露月町伏見屋幸蔵振替金二付)   | 芝露月町 伏見屋幸蔵→山田屋新兵衛                             | 来る戊午の2月晦日までに限り、金子5両2分を引替えることとする。  | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 32.7*<br>12.2 |
| 077 | 160 | 嘉永元年8月6日             | 一札(長崎往来手形下付二付)  | 高倉押小路下ル 伊丹屋卯兵衛→菱屋小右衛門                         | 長崎へは要用で参るので、糸割符御年寄の調印ある往來書を頂戴し有難い。長崎の地に滞留中は紛らわしい唐物に一切携わらないことを堅く言いつけられ承知した。  | 切紙 | 1通<br>(2紙)  | 31.2*<br>24.1 |
| 078 | 206 | 嘉永元年8月6日             | 一札(長崎往来手形下付二付)  | 六角富小路角 山田屋市十郎(印)→長崎荷商売人 菱屋小右衛門殿               | 要用のため菱屋手代分の糸割符年寄の印付往來書を下付された件につき、長崎滞在中紛らわしい唐物は一切携えないことを約す。  | 豎紙 | 1通<br>(1紙)  | 31.3*<br>23.1 |
| 079 | 57  | 嘉永元年8月6日             | 一札(長崎往来手形下付二付)  | 六角通栗町西江入 菱屋弥兵衛(印)→長崎荷商人 菱屋小右衛門殿               | 長崎表要用に付、其許勝手代分として糸割符御年寄調印のある往來書により罷り下るに際し、彼地滞留中、紛教唐物類は一切取り扱わない。   | 切紙 | 1通<br>(1紙)  | 31.3*<br>23.1 |
| 080 | 270 | 嘉永元年8月               | [包紙(長崎往来手形)]  | →六角栗町西入 菱屋弥兵衛殿・六角富小路角 山田屋市十郎殿・高倉押小路下ル 伊丹屋卯兵衛殿 | 長崎表へ向かいにつき、我等勝手代分にて糸割について往來御請候に付、一札取置致します。調番160・206・57の包紙か。   | 包紙 | 1枚          | 33.0*<br>5.3  |
| 081 | 35  | 嘉永2年3月28日            | 嘉永二酉年三月廿八日出を以て大坂往吉謙より申來候書面迄通井長崎表商人中江被 仰渡候写書、且京都より住吉講行司入返各致し連候写書 | 住吉講行司(印)→京都菱屋小右衛門様/他。                         | 志番割より始非常備として10匁宛宛長崎会所へ積銀するよう命じられ、仲間極連印の写しを添えて届け出る。ほか、右取決に関する写書、嘉永2年2月、申振一札之事(本商惣連印→)、西2月、乍御口上書(本商惣連印→五ヶ所信彩)、3月晦日、住吉謙へ返書之写(菱屋・漆屋・菊屋→住吉講御行事様)、他2通写。 | 豎紙 | 1通<br>(10紙) | 24.5*<br>17.0 |
| 082 | 73  | 嘉永2年4月9日             | 御請書(長崎表荷物取扱御請書二付)   | 長崎荷商売人 菱屋小右衛門・漆屋九兵衛・菊屋勇次郎→糸割符唐物方御役人中様         | 長崎表の荷物について、上納銀を不足しないようにすることと、上納銀の為替等勝手に取り組まないことなど証文類の取扱いを取り決めた請書。   | 豎紙 | 1通<br>(1紙)  | 33.5*<br>48.1 |
| 083 | 107 | (嘉永2年)5月7日           | 寛(小花毛氈他引合二付)  | 菱屋→中西様  | 小花毛氈口錢、銅座納、金華丸運貫等の値段書付、袋上書「嘉永二酉六月、□(一に田)小花毛氈一件二付、中西惣助殿取置一札、其外書付共」。  | 切紙 | 1通<br>(2紙)  | 15.6*<br>40.6 |



|     |     |               |                           |   |   |    |        |               |
|-----|-----|---------------|---------------------------|---|---|----|--------|---------------|
| 084 | 134 | (嘉永2年) 西5月20日 | 西之番割演着之覚(小花毛氈等代金差引勘定二付)   | 中西屋惣祐(印) → 斐屋小右衛門様・漆屋九兵衛様   | 小花毛氈等の代金差引勘定の上、諸書差引勘定書。   | 切紙 | 1通(2紙) | 16.1*         |
| 085 | 131 | (嘉永2年) 5月28日  | [中西惣祐用状(小花毛氈受取二付)]        | 中西惣祐・式亀原文 → 斐屋小右衛門様   | 先刻御渡した小花毛氈の荷物の受取書、儘かに入手。この先納金の書付差入のことにつき、主人に相談した所、直々御目にかかり御咄ししたので、明早朝に入来願う。端裏書「斐屋小右衛門様、中西惣祐、急用候」。   | 切紙 | 1通(1紙) | 15.8*<br>38.8 |
| 086 | 132 | (嘉永2年) 5月28日  | [中西惣祐用状(小花毛氈受取二付)]        | 中西惣祐 → 斐屋小右衛門様  | 小花毛氈入荷渡しに付、皆済の旨、掛り物書付返済の上、受取書を中西方へ戻すこと、先納金中西方へ渡す旨申渡し。端裏書「五月廿八日斐屋小右衛門様、中西惣祐、外二荷物添」。  | 切紙 | 1通(1紙) | 15.8*<br>43.7 |
| 087 | 207 | 嘉永2年6月9日      | 一札(小花毛氈荷物・上納銀引取二付)        | 松原通柳馬場西へ入り町 中西屋惣助(印) → 長崎荷商亮人 斐屋小右衛門殿   | 沓番割先納手当50両を中西屋が漆屋九兵衛へ渡し、小花毛氈10丸を取り寄せたところ、漆屋の差支につき斐屋へ送ることとなった。その上納銀引き下げができていないため、荷物・上納銀とも斐屋が引き取る旨。   | 切紙 | 1通(1紙) | 27.6*<br>36.4 |
| 088 | 85  | 嘉永2年9月晦日      | 一札(長崎問屋漆屋常二郎相続二付)         | 亡九兵衛甥相続人 漆屋常二郎(印)・伯父後見 小田原屋善兵衛(印)・親類 海老屋清右衛門(印)・同断 丹波屋茂兵衛(印)・同断 亀甲屋新右衛門(印)・相残る親類惣代 津国屋嘉右衛門(印) → 長崎荷商亮人 斐屋小右衛門殿・菊屋勇次郎殿 | 今度九兵衛死後の相続について甥常二郎が跡目をつぎ、幼年にて伯父善兵衛が後見につくことを役所に届出た。今後は上納銀納、公用、寄合用向勤め、長崎表・大坂堺での荷扱等8ヶ条の誓い。包紙上書、表「斐屋・菊屋当、漆屋常次郎、後見善兵衛、亀甲新津老屋・丹茂 惣代津の墓」、裏「嘉永二酉年九月、漆家常次郎殿後見 善兵衛殿、名跡相続方二付中ヶ間へ頼扱出候一札、沓通、并御挨拶御礼物扣書、御役所様無滞御聞済之上取置候一札沓通、都合三通人」。 | 切紙 | 1通(3紙) | 33.2*<br>91.8 |
| 089 | 157 | 嘉永2年9月        | 御頼口上書(長崎問屋漆屋常二郎相続二付)      | 亡九兵衛実甥 相続人 漆屋常二郎(印)・二條通室町東人町 伯父後見 小田原屋善兵衛(印)・松原通猪熊東入町 親類 海老屋清右衛門(印)、他3名 → 長崎荷商 斐屋小右衛門殿・菊屋勇治郎殿                         | 親類漆屋九兵衛が病死し、甥常二郎が長崎荷商亮人継目相続することになったが、幼年のため伯父善兵衛方へ引取、同居し後見し度世向相続することを御役所様へ御届を願む。   | 切紙 | 1通(3紙) | 33.2*<br>76.2 |
| 090 | 209 | 嘉永2年12月       | 参著為替証文之事(沓聲屋半右衛門登せ銀振替二付)  | 年行司 富屋半右衛門(印)・同 永見屋徳三郎(印)・同 藤屋弥吉(印)・同 時給屋善右衛門(印)・同 鉄屋右一郎(印)・斐屋五ヶ所本商人中(印) → 京 斐屋小右衛門殿                                  | 常盤屋半右衛門から大坂日野屋小兵衛への登せ銀1貫29匁6分を替にて受取に付、為替証文。裏書「表書之内九百貳拾九匁六分也、右之銀子惣二受取申上候也、戊正月九日、日野屋小兵衛(印)」。  | 切紙 | 1通(1紙) | 30.6*<br>44.5 |
| 091 | 142 | 嘉永3年戊5月2日     | 覚(菊屋・漆屋分印料・証文科・諸懸分差引勘定二付) | →   | 嘉永3年戊5月2日の立会勘定による、菊屋分、漆屋分の印料・証文科・諸懸分の差引勘定。  | 切紙 | 1通(1紙) | 16.5*<br>27.1 |

|     |     |           |                               |  |   |               |               |
|-----|-----|-----------|-------------------------------|--|---|---------------|---------------|
| 092 | 106 | 嘉永3年8月24日 | 長崎商人中より上方荷請中へ申出候(陸荷物雜立駄買定め二付) | 徳連(印)→五軒屋年番 三杜梅 荷受方世話人 堺荷請屋喜通                                | 陸荷物について近国筋の駅々賃銭増について苦情申立て、雜立が延滞していることについては追って願書など差し出したく、御調印荷物は成丈け船積を命じられたが船積に不向きの品があるので、陸荷物を別紙(折紙綴込)通り定める。包紙上書「安政二年卯七月 金三阿證札寄通 押小路新大外記殿(本紙と異なる)。」 | 横半帳<br>1冊(3丁) | 123*<br>34.4  |
| 093 | 275 | 嘉永3年8月    | [包紙]                          | →  | 「嘉永三年戊八月船荷陸荷品取大坂大栄謹台申来候整」とあり。法量は開封が困難なため、閉じた状態のものとした。調番106の包紙か。   | 切紙            | 30.0*<br>5.5  |
| 094 | 111 | 嘉永4年正月    | 一札(竜圖荷送り二付)                   | 室町通佛光寺上ル 柴田陸奥事 町名前 筋屋喜右衛門(印) →長崎荷商売人 御衆中                     | 龍圖ノ箱送り状を添えて差送らせたとご手遣いがあり、大坂ノ尋合の上、納められた。白粉商売のための受領名と町名に相違あることなど。包紙上書「嘉永四戊正月(戊九月十四日当一、六百斤物龍のお苞箱、大坂小西外兵衛出、柴田陸奥当、登り本送り状……」。                           | 縦紙<br>1通(1紙)  | 27.8*<br>42.3 |
| 095 | 255 | (嘉永5年12月) | [断簡]                          | →  | 「御役所様江納候定法之写并申合書附連名帳」の断簡か。  | 縦帳<br>1冊(10丁) | 23.2*<br>16.7 |
| 096 | 90  | 嘉永6年2月28日 | 覚(緋へるとわん・尺長更紗代金差引勘定二付)        | 四条通烏丸東へ入町 大坂屋半重 郎(印) →長崎荷商売人 斐屋小右衛門殿                         | 「緋へるとわん四反」「尺長皿(更)紗拾五反」の代金3貫771匁2分渡し分差引1貫800目支払方につき相違ないこと。包紙上書「嘉永六年丑二月廿九日、銀壹貫八百目也。年賦證文(寄通人(略) 四条通烏丸東入町 大坂屋半十郎伴松次郎・大坂屋半次郎 連印)。」                     | 縦紙<br>1通(1紙)  | 32.0*<br>48.4 |
| 097 | 90  | 嘉永6年2月    | 一札(長崎上納荷物買付代金年賦支払い二付)         | 四条通烏丸東入町 大坂屋半十郎(印)・伴松次郎(印)・麗井四条上ル町 大坂屋半次郎(印) →長崎荷商売人 斐屋小右衛門殿 | 長崎での上納荷物買付代金のうち、手元不融通のため銀1貫800目を5ヶ年賦で支払う旨証文。  | 縦紙<br>1通(1紙)  | 33.0*<br>47.3 |
| 098 | 113 | 安政2年8月6日  | 一札(長崎往來手形下付願い二付)              | 寺町蛸薬師下ル町 和泉屋治右衛門(印) 当知五拾三才 →長崎問屋 斐屋小右衛門殿                     | 要用のため長崎罷下りに付、斐屋手代分の糸御符年寄調印の往來手形下付願い。長崎滞在申紛しき唐物一切携えない旨誓約する。包紙上書「一札 長崎屋治右衛門」。   | 縦紙<br>1通(1紙)  | 26.7*<br>40.0 |
| 099 | 253 | 安政3年2月    | 御詫一札(洗鯨不正買取二付)                | 寺町松原上ル 鯨屋治助(印) →長崎問屋衆中                                       | 鯨については、長崎問屋三軒以外の直買いは停止していたが、今回大坂常替町鯨屋利兵衛が洗鯨を買取ってしまったことに関する詫状。包紙上書①「253-4-11に同じ」、包紙②「安政三辰年二月大坂鯨屋利兵衛方々京鯨屋次郎、洗鯨直買一被成段引合之上、両家方取寄候詫状一札式通、仲方間当」。        | 縦紙<br>1通(1紙)  | 27.3*<br>41.5 |
| 100 | 253 | 安政3年2月    | 詫状一札(洗鯨不正買取二付)                | 大坂常替町 鯨屋利兵衛 →京都唐物改長崎問屋御衆中                                    | 鯨については、京都の間屋仲間に直に売るのではなく、唐物を京に登らせる御定法であったが、利兵衛側が心得違いをし、長崎の鯨屋治助へ直に売ってしまったことに関する詫状。包紙上書①「253-4-11に同じ」包紙②「253-4-2-1に同じ」。                             | 縦紙<br>1通(1紙)  | 27.8*<br>41.2 |

|     |     |            |                      |   |  |     |            |                |
|-----|-----|------------|----------------------|---|--|-----|------------|----------------|
| 101 | 187 | 安政3年9月     | 御詫一札之事(唐・紅毛反物不正買取二付) | 大坂呉服町 加賀屋専助(印) → 京都唐物改 長崎屋御衆中                               | 唐・紅毛反物は、往古より長崎問屋以外での取扱を禁止されているが、今度染反物を袖小路三条上ル近江屋久兵衛方へ直に登らせたと訴があった。それについて専助から問屋への詫状。包紙上書「安政三年辰九月、大坂加賀屋仙助が京近江屋久兵衛方へ、染反物直為登二付引合之上取置候詫志通、仲々間當にて」。      | 切紙  | 1通<br>(1紙) | 31.4*<br>36.8  |
| 102 | 196 | 安政3年辰11月4日 | 一札(長崎往来手形下付願い二付)     | 寺町蛸薬師下ル町 和泉屋治右衛門(印) 当辰五十四才 → 長崎問屋 菱屋小右衛門殿                   | 長崎表へ要用のため其許殿手代分として糸割符年寄調印の往来手形を下された上は、彼地滞留中は紛らわしき唐物類一切携わらないことを誓約する。  | 堅紙  | 1通<br>(1紙) | 26.8*<br>38.9  |
| 103 | 141 | 安政4年2月19日  | 唐船舟号書                | →   | 源宗舟・得宗舟・吉和船・□(最カ)豊船の当番月日、唐国賊徒騒乱退治の様子、商売景気、此方の出船予定月日に ついて知らせる。「舟極先生江も一同御安否御伺可被下候、二月十八日戌ノ刻大中瀬戸二而相認メ」とあり。端裏書「安政四巳年春唐船入津之一条」。                          | 切継紙 | 1通<br>(3紙) | 16.2*<br>115.5 |
| 104 | 135 | 安政4年申2月    | 手板(極上大黄式包売渡二付)       | 長崎商人 杉屋儀七 → 肥前小城 紙屋嘉七殿                                      | 極上大黄式包、この度御改を請け、其元へ売渡す。参着次第に御地御役人へ命じられ、御改めの上、荷物を請取られたい。奥に、手板契合印、万延元年4月の紙屋嘉七 → 菱屋小右衛門宛の添状を添付。   | 切継紙 | 1通<br>(3紙) | 16.1*<br>44.8  |
| 105 | 87  | 安政4年12月    | 證(加茂川渡冥加金受納二付)       | 古京八組(印) → 菱屋小右衛門殿   | 加茂川渡冥加金として①安政4年12月、②安政6年7月分受納証。一册銀1枚もしくは43匁86匁、③安政4年7月、④安政5年12月、⑤安政3年12月。包紙上書「安政3年辰極月分 加茂川渡御渡為御冥加献納銀、当方銀6枚6ヶ年度制三ヶ年内、右古京八組の落手書入」。                   | 切紙  | 5通<br>(5紙) | 19.5*<br>17.7  |
| 106 | 121 | 安政4年12月    | 規定誓紙之事(長崎問屋仲間二付)     | 菊屋勇次郎(印)・当林引請太助(印)・同和助(印)・漆屋常二郎(印)・後見善兵衛・菱屋小右衛門(印)・半次郎(印) → | 長崎問屋は往古より唐物の売買を許可され、他所での売買は禁止されていたが、近年大坂・堺・室町巻物屋をはじめ、売買・直売の例が増えてきた。対して改めて停止命を出してもらった事、問屋一同でその対応を行う事について。包紙上書「定札。木箱入」。                              | 堅紙  | 1通<br>(7紙) | 33.6*<br>313.3 |
| 109 | 20  | 安政4年12月    | 規定誓紙之事(写)            | 菊屋勇次郎・菱屋小右衛門・商体引請 太助・半次郎・同 和助・漆屋常二郎・後見善兵衛 →                 | 寛政6年寅年4月13日に、巻物屋違へ伝えた一件(宝町問屋が買取品を大坂表にも流した。田絡からしても許可できないことをを受け、売却・買取・仲買・荷改の規定を御役所 に差し上げる事にした。その定の内容。調番121-1の写)。                                     | 堅帳  | 1冊<br>(7丁) | 25.0*<br>17.4  |
| 110 | 121 | 安政4年12月    | 【御定札収納箱】             | 長崎問屋 →  | 121-122の保存箱蓋裏書「御定札之儀者、徒享保二十年卯九月御奉行様御交代毎御本紙頂戴仕、安永三千年以来、御本紙江御代々御名前前御書加被成下候處、天保十三寅年三月御改事二付奉送上、嘉永六丑来十二月御再興二付、翌安政元寅年十二月如以前頂戴仕候事」(本文「マ」)。「原題」・「差出」は箱蓋上書。 | 桐箱  | 1箱         | 48.0*<br>19.4  |

|     |     |           |                            |   |  |            |       |      |
|-----|-----|-----------|----------------------------|---|--|------------|-------|------|
| 109 | 26  | 安政5年7月28日 | 乍恐口上書(京屋清兵衛<br>長崎問屋仲間加入二付) | 長崎問屋 菊屋勇次郎(印)・漆屋常次郎(印)・後見善兵衛(印)・斐屋小右衛門(印) →御役人様 | 昨年、私長崎問屋仲間に入した京屋清兵衛は、紐毛諸品の内、反物に限り荷受けし、外諸品に携わらないので、年頭八朔御札の御目見を願わず、御広間にして申し上げる旨、御届する。綴はずれか。  | 縦紙<br>(1紙) | 31.5* | 47.3 |
| 110 | 74  | 安政5年7月28日 | 乍恐口上書(京屋清兵衛<br>長崎問屋仲間加入二付) | 菊屋勇次郎(印)・漆屋常二郎(印)・後見善兵衛(印)・斐屋小右衛門(印) →御奉行様      | 一昨年12月に京屋清兵衛が菊屋らの問屋に加わったので、年始八朔の御札に清兵衛も罷出て、お目見はせずとも広間で申し上げる旨を聞き届けしてほしい。  | 縦紙<br>(1紙) | 31.6* | 48.0 |
| 111 | 100 | 安政4年9月5日  | 一札(長崎往来手形下付<br>願い二付)       | 寺町通船業御下ル町 和泉屋 治右衛門(印) →長崎問屋 斐屋小右衛門殿             | 長崎表江要用の為下り度く、其許手代分として糸御存年春の調印手形を願い出て頂戴した。彼地滞留中は紛らわしい唐物類には一切携わらないことを約す。包紙上書「一札 和泉屋治右衛門」、帯封「安政四巳年九月長崎表へ当方手代分参り度...」 <sup>16)</sup>   | 縦紙<br>(1紙) | 26.6* | 39.5 |
| 112 | 100 | 安政4年9月    | [長崎往来手形受取書]                | →   | 安政4年巳年9月に、長崎表へ当方手代が参り度、糸御存へ往来を願うので同4月会所へ申し出し、5日には往来書書を会所から受取、同日和泉次へ(往来書を)渡しているため、足送りの通り一札を取り置いた。100-1の帯封。  | 切紙<br>(1紙) | 16.2* | 5.4  |
| 113 | 205 | 安政5年10月   | 一札(買物代金滞納分年<br>賦支払い二付)     | 新町通樫木町下ル 板屋茂助(印)・商人 三文字屋善兵衛(印) →長崎問屋 斐屋小右衛門殿    | 買物代金の未払い滞納分7貫800目の返済が延引している件につき、近年の不慮通で支払い困難であるため当年より5ヶ年毎月銀30匁宛支払うことを願い、出たところ、承知してくれた。   | 縦紙<br>(1紙) | 31.6* | 44.5 |
| 114 | 60  | 安政6年3月    | 一札(鈴羊角代銀勘定繕<br>子二付)        | 京都二而 松野屋佐助(印) →斐屋小右衛門殿                          | 福井屋源之助殿と我等連名にて午10月限、当未正月限で鈴羊角の先買御世話を願ったところ、銀10貫74匁2分7厘を御渡しになった。右限は月々御勘定すべきところ、多分損負になり、銀配繕子を願う。   | 縦紙<br>(1紙) | 31.4* | 44.3 |
| 115 | 241 | 安政6年4月13日 | 乍恐口上書(油屋藤左衛<br>門先渡物代金滞納二付) | 長崎問屋 漆屋常次郎・同斐屋小右衛門・西洞院弘光寺下ル 油屋藤左衛門後家 冬い・同町年寄代 → | 油屋藤左衛門より先渡の物の代金に滞りがあり、漆屋常次郎・斐屋小右衛門から出脈があった。しかし、藤左衛門が死亡したため、後家冬い清方のご厚く御理解につき有難い。然る処、滞高のうち金50匁を差越し、残銀は跡相違の者取り決めとなる。願いを取り下げてください。中に先渡金について記述された覚書有。1紙-2紙は堅帳綴、3・4紙目は1・2紙と仮綴。 | 仮綴<br>(4丁) | 250*  | 16.7 |
| 116 | 23  | 安政6年6月    | 日記 難方(長崎問屋仲<br>間出緒二付)      | 長崎問屋 菊屋勇次郎・漆屋常二郎・斐屋小右衛門 →御奉行様                   | 長崎問屋の出緒について日記を写し差上げた控。   | 堅帳<br>(5丁) | 24.5* | 17.2 |
| 117 | 41  | 安政6年7月    | 乍恐口上書(開港後交易<br>荷物売り期き二付)   | 長崎問屋 菊屋勇次郎・漆屋常二郎・斐屋小右衛門 →御奉行様                   | オランダ、ロシア、アメリカ、イギリス、フランスへも当年6月より交易免し、長崎・神奈川・箱館において新商法が始まるとのこと。神奈川・箱館河湊への諸品、先規通り売捌き方を私共限りに命じられたい。貼紙加筆有。  | 仮綴<br>(2丁) | 25.0* | 16.9 |
| 118 | 150 | 安政6年9月    | 一札(転宅先探索二付)                | 京屋清兵衛 →   | 借宅につき、近辺に相当の家がないので空町姉小路上ル町への転居を相談していたが、「先年よりの約束」もあるの空町通以外で相応の家が有り次第転居する旨。  | 縦紙<br>(1紙) | 24.5* | 34.1 |

|     |     |            |                           |  |   |     |         |                |
|-----|-----|------------|---------------------------|--|---|-----|---------|----------------|
| 119 | 49  | 安政6年9月     | 乍恐奉願殿口上書 (唐葉種買出株再興許可二付)   | 長崎問屋 菊屋勇次郎印・漆屋常次郎印・後見善兵衛印・蓼屋小右衛門→御奉行様              | 唐葉種買出し株について、当5月に再び許可が下り、ありがたく思う。株再興については仲間中で申し合わせ出精する。  | 縦帳  | 1冊 (7丁) | 25.0*<br>16.5  |
| 120 | 204 | 安政6年10月    | 買出方坂商法書                   | 二条組買出仲ヶ間 (印) →長崎問屋 (印)                             | 売出時の買付方法 (目付・値段付け方・手目時荷など)につき取り決め書。   | 縦継紙 | 1通 (4紙) | 30.8*<br>121.5 |
| 121 | 237 | 安政6年10月    | 一札 (葉種預問屋買出品 売出し二付)       | 長崎問屋 →二条組買出し仲間年行事御衆中                               | 葉種預問屋の買出しの品について、今般は双方引合せの上、以後御仲間で売り出される様御頼みする。  | 切紙  | 1通 (1紙) | 18.6*<br>12.6  |
| 122 | 246 | 安政6年10月    | [葉種問屋売出方取決]               | 二条組買出し方 →長崎問屋御衆中                                   | 問屋方より売り出しを行う際の手続き (届出、印刷)、改受荷物の調印・小箱物・葉種売代についてなど、葉種問屋売出に関する取決め。案文に朱筆で添削。「写済不用」の書込あり。          | 縦紙  | 1冊 (2丁) | 18.1*<br>12.9  |
| 123 | 194 | 安政6年末11月9日 | 口上之覚 (長崎荷物延着の運賃銀二付)       | 堺廻船親徳丸 喜兵衛 (印) →京都 蓼屋小右衛門様・漆屋常治郎様・菊屋勇次郎様           | 長崎表よりの荷物について兵庫浦で小船に移し替えたが、下積の荷物については2度の風により積廻しが遅れた。京着が大きく遅れたが、長崎荷主と相談の上で運賃銀を頂きたいと願い出る。        | 縦継紙 | 1通 (3紙) | 28.6*<br>59.5  |
| 124 | 264 | 安政6年11月・極月 | [包紙]                      | 現徳丸・相生丸・宝性丸 →仲間三軒                                  | 「上 安政六末十一月并極月 荷物入着詫一札式通、仲間三軒当、現徳丸・相生丸・宝性丸」とあり。京都の問屋仲間3軒宛に宛てたものか。調番194・163の包紙か。                | 切紙  | 1枚      | 24.7*<br>25.6  |
| 125 | 163 | 安政6年12月    | 口上之覚 (長崎荷物延着の運賃銀二付)       | 堺廻船相生丸 栄次 (印)・宝徳丸 儀兵衛 (印) →京 蓼屋小右衛門様・漆屋常次郎様・菊屋勇次郎様 | 長崎から荷物積登りの際、兵庫浦で渡海船に纏取りし積廻し、当川口沖へ元船を乗廻したところ、悪風等により京着荷物が延着。全く私共の不行届ではあるが、身薄渡世なので運賃銀を御渡し下されたい。  | 縦継紙 | 1通 (3紙) | 24.8*<br>68.3  |
| 126 | 249 | 安政7年2月7日   | 一札 (下物買取手続き不正のため手板各叔願い二付) | 長崎問屋 →糸割符唐物方御役人中様                                  | 樋屋茂助・白木屋九左衛門・三文字屋太助の3名より、去12月大坂表で下物を買取った際、長崎問屋へ差し出すべき所、取り紛れ失念していた旨の詫状をうけて、手板を糸割符唐物方へ容赦するよう願う。 | 仮綴  | 1綴 (2丁) | 23.8*<br>17.0  |
| 127 | 10  | 万延元年4月13日  | 口上書 (長崎荷物手板不相当の改方見届願二付)   | 長崎問屋中 (印) →糸割符唐物方御年寄中様                             | 送られてきた荷数と手板の内容が違うので、突き合わせる様に申し込れたがおいたが、長崎においては筋合違いの申立なので、手板は元のまま手板と合う様に荷物を選り替え、改方に見届けてほしい。    | 縦帳  | 1冊 (3丁) | 25.0*<br>17.3  |
| 128 | 263 | 万延元年4月18日  | [包紙] [手板写し在中]             | 肥前小城 紙屋嘉七印 →                                       | 糸割符と仲間相談をしたのち、手板を当方名を認め糸割符を改め申し出る。調番52の包紙か。   | 縦紙  | 1枚      | 27.0*<br>23.5  |
| 129 | 52  | 万延元年4月18日  | 口上 (長崎買付大費取引不正二付)         | 肥前小城紙屋嘉七 →長崎問屋蓼屋小右衛門殿                              | 紙屋嘉七は、長崎で大費を買い長崎問屋に売ってもらったため持ってきたが、本来は大坂改の印がないため取引できない。今回は特別に取り計らってもらったが、以後気を付ける。             | 縦継紙 | 1通 (2紙) | 25.1*<br>49.2  |



|     |     |              |                           |  |  |     |            |               |
|-----|-----|--------------|---------------------------|--|--|-----|------------|---------------|
| 130 | 247 | 万延元年10月14日   | 贈り手形之事／送り手形之事             | 横濱本町四丁目 穀屋信右衛門代吉助・同所積問屋 桑名屋源七郎栄助→江州 近江屋太兵衛敷・京車屋町二条上ル 薬屋惣兵衛   | 1通は、和蘭陀7番フランクより買取、9月晦日に届いたセメソシイナ12箱の送り手形、2通目は、和蘭陀7番舟より10月8日に届いたサフラン四指斤の送り手形の2通を記す。   | 切継紙 | 2通<br>(2紙) | 23.6*<br>31.8 |
| 131 | 176 | 万延元年10月      | 一札(長崎往来手形下付願い二付)          | 高倉六角下ル町 布屋嘉兵衛(印) 行年卅九才・江州坂田郡新庄村 布屋庄兵衛(印) 行年三拾七才→長崎問屋 斐屋小右衛門殿 | 要用につき長崎表へ下りたく、其許手代分として糸割符年寄の御調印往来書を願い出し、頂戴した。彼地滞留中は粉敷唐物類は一切取扱わないように命じられ、決して取扱わない。  | 堅紙  | 1通<br>(1紙) | 31.4*<br>39.6 |
| 132 | 96  | 万延元年10月      | 「一札包紙(長崎往来手形下付願い二付)」      | 高倉六角下ル町 布屋嘉兵衛(印)・江島坂田郡新庄村 布屋庄兵衛(印) →当方名当テ                    | 三条布利屋頼みにつき布屋商家長崎行の際、当方手代分往来書を糸割符へ申し出し、調印の上持参させる事。2通料50疋取次差出す旨。包紙のみ。包紙2重。内容は包紙上書より  | 包紙  | 1通<br>(2紙) | 27.7*<br>19.8 |
| 133 | 103 | 安政7年         | 一札(荷物代銀割合受取二付)            | →  | 銀3貫500匁の差引残銀取替として、荷物代銀割合受取の旨。端裏書「於長崎文助より鹿嶋方へ遣し申候書付写し」。包紙上書「銀三貫五百匁也、右以来送り荷物代銀之内分拾匁以上之節へ三歩方、以下之節へ五歩方引取可申約定書付取置候事、右安政七年三月十四日…」 <sup>10)</sup> | 切紙  | 1通<br>(1紙) | 17.7*<br>26.5 |
| 134 | 103 | 安政7年3月14日    | 一札(登せ荷物算用差引銀借銀返済二付)       | 鹿嶋屋清兵衛(印) →斐屋小右衛門殿・同 文助殿                                     | 登せ荷物算用差引銀3貫500目借用に付、返済については以後の登せ荷物代銀に依りて、3分・5分の割銀を納めること。割印有。   | 堅紙  | 1通<br>(1紙) | 27.0*<br>37.0 |
| 135 | 235 | (文久元年) 5月17日 | 「西御役所公事二付用状」              | 斐屋小右衛門・年寄忠助→   | 長崎問屋・漆屋常次郎と二条寺町西入町河内屋常次郎に關して、明後日の新公事のため、明18日に証拠の書付を持参し、相手方は裏判の返答書を持参するので、添入とともに西御役所へ出ること。  | 切紙  | 1通<br>(1紙) | 15.7*<br>16.4 |
| 136 | 36  | 文久元年10月15日   | 長崎本商人中与連印到来之写             | 新屋友吉 東屋鏡三郎、他計刃名 →京都御受問屋御衆中                                   | 長崎本商人、上海風土見合の渡海について、陸式制戻りの取立についてなどの掛合のため届いた書付の写。   | 堅帳  | 1冊<br>(4丁) | 23.8*<br>15.6 |
| 137 | 3   | 文久元年10月      | 口上書(長崎問屋の唐小間物屋への端物売捌不正二付) | 巻物問屋→上   | 長崎問屋が先年より唐小間物屋の者へも端物売捌を行っている事について、往古より他へは売捌は行わない取り決めたのを長崎問屋御が破ったため、御役所を介して異議申し立てる。表紙「文久元年酉十一月、室町(巻) 物屋分糸割符会所江差出候書付之写」。                     | 堅帳  | 1冊<br>(6丁) | 24.6*<br>17.2 |
| 138 | 233 | 文久元年10月      | 口漬(糸請方商売御差留二付)            | 巻物問屋→長崎問屋御衆中   | 糸請方の商売御差留について。   | 堅帳  | 1冊<br>(2丁) | 23.5*<br>15.5 |
| 139 | 46  | 文久元年11月5日    | 乍恐奉願口上書(フリ)キ延坂等代銀支払い二付)   | 長崎問屋 漆屋常次郎・後見小田原屋善兵衛・付添同斐屋小右衛門→                              | 漆屋常次郎が河内屋常次郎に対するフリキ延坂残銀、缸銅代支払いの仰せ付けを願い出る。また、11月7日から極月18日までの日記あり。付紙2点。  | 堅帳  | 1冊<br>(5丁) | 24.5*<br>17.0 |
| 140 | 128 | (文久元年) 12月4日 | 「西御役所公事二付用状」              | 斐や小右衛門→  | 長崎問屋漆屋常次郎につき、添入を添えて、明5日5ツ時に西御役所へ罷出よう命じられたことを承知した。  | 切紙  | 1通<br>(1紙) | 15.9*<br>9.5  |

|     |     |            |                         |   |  |            |            |               |
|-----|-----|------------|-------------------------|---|--|------------|------------|---------------|
| 141 | 39  | 文久元年12月6日  | 乍恐口上書(唐物他所買・直買取締二付)     | 長崎問屋 菊屋勇次郎・漆屋常二郎・斐屋小右衛門→御奉行様                  | 唐物の売り出しについては長崎問屋を通して行ってきたが、今回、大坂・堺で直買いたものかおり、他所買停止の御定札・御触流に背くことであるので、何卒お聞届いただきたい。関連する御書3点を綴る。本文中に訂正の付紙あり。  | 縦帳<br>(2丁) | 1冊<br>(2丁) | 27.6*<br>19.9 |
| 142 | 11  | 文久元年12月18日 | 乍恐口上書(京屋清兵衛休業二付)        | 長崎問屋 菊屋勇次郎(印)・漆屋常二郎(印)・斐屋小右衛門(印)→御役人中様        | 京屋清兵衛を規定違反のため休業とする旨届。天明6年7月9日の海老屋休業時の口上書を添える。東町奉行所へ提出したが、先御書を再提出を指示されたとの注記有り。  | 縦帳<br>(2丁) | 1綴<br>(2丁) | 25.0*<br>17.1 |
| 143 | 243 | 文久元年12月    | 乍恐口上書(京屋清兵衛休業二付)        | 長崎問屋 菊屋勇次郎・漆屋常二郎・斐屋小右衛門→御奉行様                  | 京屋清兵衛が長年12月より反物に限り新規問屋加入の規定違反も取り置いているが、銀1貫目につき7匁ずつ差し出すところ、昨申年から滞納している。よって謄文規定通り、商売差し止めを申し渡します。宛名に訂正の付け紙有。訂正紙下に「御役人中様」と有。差し出し書きの後にも付紙「糸制符年寄~印~印。調番11の写。 | 縦帳<br>(2丁) | 1綴<br>(2丁) | 25.0*<br>17.0 |
| 144 | 16  | (文久元年)12月  | 乍恐口上書(新問屋京屋清兵衛休業二付)     | 長崎問屋→   | 長崎問屋仲間の内、新問屋の京屋清兵衛が規定を守らないので、やむを得ず休業とする旨を届ける。  | 縦帳<br>(2丁) | 1冊<br>(2丁) | 24.8*<br>17.2 |
| 145 | 218 | 文久2年2月     | 覚(唐物直届ケ二付御触書請書)         | 柳之馬場錦小路上ル 大坂屋七郎右衛門(印)→長崎問屋御衆中                 | 御触書の通り、唐物の内、薬種・砂糖・唐本・唐小間物の外は、長崎問屋以外へは一切届けない。   | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 16.0*<br>23.1 |
| 146 | 61  | 文久2年5月     | 一札(薬種代銀分割支払い二付)         | 二条通烏丸東江入町 井筒屋清兵衛(印)・妻よし(印)・伴善七(印)→長崎問屋斐屋小右衛門殿 | 長崎御上納、其許御引受荷物の内、当正月限で買請けた薬種代銀の内、既払の残銀66匁3分6厘につき、多年正月より丑年極月初めに18匁に分割して支払う。一度でも滞った場合、元銀高一時に取り立てる。37匁2厘ずつ。  | 縦帳<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 31.8*<br>47.2 |
| 147 | 218 | 文久2年5月     | 覚(唐物直届ケ二付御触書請書)         | 万屋長兵衛(印)→長崎問屋御衆中                              | No.218-1と同内容。包紙上書「上 万屋長兵衛」。  | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 23.4*<br>31.9 |
| 148 | 45  | 文久2年閏8月24日 | [長崎表荷物二付扣]              | →   | 長崎表に到来する唐船荷物等について、入札の唱や荷物の手板の雛形などをまとめて記したものの。  | 縦帳<br>(8丁) | 1冊<br>(8丁) | 23.7*<br>16.0 |
| 149 | 271 | 文久2年6月     | [包紙(宛支配同手代柴助断書付)]       | →   | 包紙上書「文久二戊年六月、長印帛屋傳四郎名分送り荷物、大坂白野屋文助へ送り替相成候二付、宛支配同手代柴助前、為念之断書付一通」とあり。この包紙に該当文未詳。   | 切紙         | 1枚         | 16.0*<br>13.3 |
| 150 | 86  | 文久2年8月28日  | 覚(他所買停止のため中買面仲間共買次承知二付) | 五条東洞院東江入 丹波屋利助(印)→長崎問屋御衆中                     | 大坂越後屋休兵衛より柴悉皆願があった。当地問屋以外、他所買停止に付、仲間中へ登り合わせ以外の品は中買面仲間共に買次を頼み、他所買をしないことを承知する。包紙上書「文久四年八月、大坂越後屋与京丹利方へ柴悉皆もの生口四箇相登り渡し方二付取置達し」。                             | 縦帳<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 24.0*<br>31.6 |
| 151 | 58  | 文久2年8月晦日   | [漆屋常二郎年賦返済銀借用書]         | 漆屋常二郎(印)・亀甲屋善介(印)→斐屋小右衛門殿                     | 銀9貫300拾9匁6厘の銀高を8ヶ年割にし、来亥11月晦日から間違いない御渡しする。奥書「十一月二十、一、銀志貫百六拾八分八厘受取、明治十四年八月八日、一、金五請取、年分御渡奉申上候、亀善介、十四年八月八日御渡申上候、常次郎」。                                     | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 31.9*<br>14.3 |

|     |     |             |                          |                                     |   |                    |                                 |
|-----|-----|-------------|--------------------------|-------------------------------------|---|--------------------|---------------------------------|
| 152 | 2   | 文久2年8月      | 間屋由緒書                    | →                                   | 「売買并間屋出緒之事」と題し、徳川天皇の頃からの間屋由緒について記す。2丁目に「古書之字」とあり。   | 竖帳<br>(8丁)         | 25.1*<br>17.2                   |
| 153 | 42  | 文久2年11月     | 乍窓口上書(長崎舶来諸品大坂・堺直買停止二付)  | 長崎間屋 菊屋勇次郎・漆屋常一郎・斐屋小右衛門→御奉行様        | 私共間屋のことは往古より長崎舶来の諸品売却方を命じられてきた。しかし、他所買が大坂・堺で行われていることから、これを停止してほしいと願う。付紙多数有。   | 竖帳<br>(2丁)         | 25.0*<br>17.2                   |
| 154 | 152 | 文久2年12月     | 一札(長崎舶来諸品大坂・堺直買停止二付)     | 高瀬松原上ル 柗屋儀右衛門(印)→長崎間屋中様             | 長崎に船来し大坂が済んだ諸品の買戻は、長崎間屋が特権をもっている。その間屋を通さず大坂・堺で直買している者を取り締まることになったので、もし見聞きしたらすぐてに訴える。  | 竖紙<br>(1通)<br>(2紙) | 32.5*<br>64.7                   |
| 155 | 183 | 文久2年12月     | 一札(長崎舶来諸品大坂・堺直買停止二付)     | 伏見唐物定間屋木津屋伊右衛門(印)→長崎間屋御衆中           | 長崎舶来の諸品、長崎間屋の外、他所停止であり、その後、改役により株立のものは大坂改済の唐物の内、薬種・砂糖・唐本・唐小間物は大坂・堺から買取を許されたが、当地の者が大坂・堺より直買するので、右4品以外は、西御役所の御達通り、一切「直届」しない旨誓約。 | 竖紙<br>(1通)<br>(2紙) | 32.8*<br>62.5                   |
| 156 | 185 | 文久2年12月     | 一札(長崎舶来諸品大坂・堺直買停止二付)     | 二文字屋久助(印)→長崎屋衆中様                    | 調番1831に同じ   | 竖紙<br>(1通)<br>(2紙) | 32.6*<br>66.5                   |
| 157 | 67  | 文久2年12月     | 一札(長崎舶来諸品大坂・堺直買停止二付)     | 伏見屋物定間屋 出口屋作兵衛(印)→長崎間屋衆中            | 長崎舶来の諸品・唐物薬種など、長崎間屋を通さず、堺から直買の者がいる。このことは西御役所に届けてあるので、訴えられても申し分は受け付けないと皆様にご心得いただきたい。   | 竖紙<br>(1通)<br>(2紙) | 32.9*<br>71.9                   |
| 158 | 22  | 慶応2年2月24日   | 長崎間屋御運上所印鑑               | →                                   | ラベル②長崎運上所印鑑「長崎海關」、ラベル①「長崎間屋中印」「金銀請取」「京都長崎間屋中」の印文・押印の見本。包紙①に「印鑑」、包紙②に「慶応式年寅年二月廿四日、於東御役所御達被成候条御符・長崎間屋・巻物間屋長崎運上所印鑑」とあり。          | 切紙<br>(2枚)<br>(2紙) | ①15.5<br>*10.5<br>②9.1<br>*16.5 |
| 159 | 238 | 明治元年11月     | 乍恐奉敬願口上書(御用金拝借上納銀分納二付)   | 長崎間屋 菊屋勇次郎 印・漆屋常次郎 印・斐屋小右衛門 印→京都御政府 | 長崎間屋が長崎舶来の諸荷物を引き受けてきたが、横浜開港後は従来の渡世を失い心痛のことで、先年菅宅土蔵焼失に付、今日の變ぎ分当世の様子、返納調達手段がないこと、上納銀を7か年で割り分納する事の許容を願う。                         | 仮綴<br>(2丁)         | 24.4*<br>17.0                   |
| 160 | 54  | (年未詳) 卯4月8日 | 覚(小田原屋善兵衛貸付銀証文・引当一札預り二付) | 糸割符之方(印)→斐屋小右衛門殿                    | 小田原屋善兵衛貸付の銀850目を証文1通、引当一札共に懐かに預かる。上部に割印有。   | 切紙<br>(1紙)         | 29.0*<br>12.0                   |
| 161 | 136 | (年未詳) 辰正月   | 覚(印料勘定二付)                | 糸割符→和久屋善兵衛殿                         | 長崎間屋中丑年から卯年までの印料4期分につき勘定覚。  | 切紙<br>(2紙)         | 17.8*<br>33.3                   |
| 162 | 143 | (年未詳) 辰9年晦日 | 覚(借銀預り二付)                | 漆屋九兵衛(印)→斐屋小右衛門殿                    | 37匁5分預りの覚。他、斐屋から漆屋に支払った預り覚2通(枝番号5、6)と添状3通(枝番号2、3、4)。中村(漆屋カ)九兵衛宛小田原屋善兵衛書状(枝番号7)によれば、昨年分の斐屋荷物口銭を立て替えたものか。紙繕一括143-1~7。           | 切紙<br>(1紙)         | 15.2*<br>13.4                   |

|     |     |     |                  |                   |                                      |   |            |            |       |       |
|-----|-----|-----|------------------|-------------------|--------------------------------------|---|------------|------------|-------|-------|
| 163 | 143 | 5   | (年未詳) 申7月<br>12日 | 寛(金子預り二付)         | 漆屋九兵衛(印) → ひし屋小右衛門殿                  | 金3両を預かったことの寛。印有り。紙縫一括143-1〜7。   | 切紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 16.1* | 130   |
| 164 | 143 | 6   | (年未詳) 申7月<br>12日 | 寛(注文物物受取二付)       | 漆屋九兵衛 → ひし屋小右衛門殿                     | 金5両の受取の寛。受取印有り。紙縫一括143-1〜7。   | 切紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 16.1* | 148   |
| 165 | 125 |     | (年未詳) 酉8月<br>5日  | 寛(長崎表番割買高備銀受取二付)  | 清水藤右衛門(印) → 斐屋亀次郎殿                   | 長崎表番割買高備銀310両を隠かに受け取った。なお、受け取った金は急速に彼地(長崎)へ指上げるべきとする。   | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 16.5* | 24.4  |
| 166 | 203 |     | (年未詳) 酉9月        | 口上(長崎着荷物手板名義相違二付) | 永楽屋伊兵衛(印) → 長崎問屋<br>斐屋小右衛門殿          | 長崎に着いた荷物を定法通り治兵衛から斐屋へ持って行かせようとしたが、手板に永楽屋の名前があったので、改方がこちらへ渡してくれた。右の品々(白綾木綿など)は当地では売用ではなく、長崎の方で染か出来次第届けるので其節はお願したい。                     | 豎紙         | 1通1<br>紙   | 32.0* | 41.0  |
| 167 | 154 | 1〜8 | (年未詳) 戊4月<br>25日 | 寛(幅広上白他納品引合手形)    | 松野屋太助(印) → 斐屋小右衛門殿                   | 「幅広上白」他納品につき引合手形。8通。富屋善五郎・松本久右衛門のもの有。金額の上に「写」印あり。差出印「#長崎〇野屋」  | 仮綴         | 1綴<br>(8丁) | 27.1* | 19.5他 |
| 168 | 189 | 2   | (年未詳) 戊6月<br>24日 | 寛(大坂着荷物送り替え二付)    | 長嵩 虎屋伝四郎・荒支配手代<br>栄蔵(印) → 京都 斐屋小右衛門  | 丸形錫100匁・麻黄30匁、虎屋より斐屋に送ったが大坂に着いたので虎屋側で大坂日野屋久助方に送り替えることとしたとの了承を求める。付紙1枚「二、丸形錫百匁 一、麻黄三拾匁、右荷物を斐屋方へ送る事について、差出は虎屋伝四郎・荒支配手代米蔵・宛名は京都斐屋小右衛門殿」。 | 切綴<br>紙    | 1通<br>(2紙) | 18.2* | 38.3  |
| 169 | 127 |     | (年未詳) 戊7月        | 寛(漆屋常次郎仕賃受取二付)    | 村瀬店 → 斐小様                            | うるし屋常次郎仕賃3件、計88文受取につき寛。   | 切紙         | 1通<br>(2紙) | 16.1* | 24.7  |
| 170 | 180 |     | (年未詳) 戊8月<br>15日 | 乍揮口上書(喪中諸入用拝借二付)  | 萬屋五兵衛(印) → 中村九兵衛<br>様・青木市三郎様・中路小右衛門様 | 父宗圓が大坂表で病死し、葬式、喪中諸入用5両3歩かかったが、私手元分不足し、御1軒様から金1両宛拜借を願う。  | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 24.3* | 27.3  |
| 171 | 151 |     | (年未詳) 戊9月<br>朔日  | 寛(注文物物引合二付)       | 富屋善五郎(印) → 斐屋小右衛門殿/他                 | 斐屋小右衛門へ渡した品物と、その代金を記した引合書4通の綴り。戊9月朔日〜9日分。法量は1番大きいものとした。   | 切紙<br>(仮綴) | 1綴<br>(4丁) | 27.0* | 17.6  |
| 172 | 95  | 2-1 | (年未詳) 亥3月        | 寛(注文物物引合二付)       | →                                    | 緋羅紗代4両2分、河辺七にて預り分1両、□(弥か)3分2分等の金種寛。包紙上書「文久三亥年三月、店喜介不埒二付、宿元へ預り候郵取置候一札、同四月文日同人備参二付取置候一札志通」。この包紙は95-2-2のものか。                             | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 16.6* | 13.4  |
| 173 | 216 |     | (年未詳) 辛亥4<br>月4日 | 寛(注文物物引合二付)       | 松野屋太助(印)・松本屋久右衛門(印) → 斐屋小右衛門殿        | 輪広上白金巾や上糊などを4月から5月にかけて松野屋・松本屋が購入する物品の引合書綴。所々に「寫」の未印あり。6点仮綴。法量は最大値とした。   | 切紙<br>(仮綴) | 1綴<br>(6紙) | 27.1* | 12.9  |

|     |     |              |                          |   |   |             |             |                |
|-----|-----|--------------|--------------------------|---|---|-------------|-------------|----------------|
| 174 | 248 | (年未詳) 7月7日   | 長崎連状之写/同返書               | →堺荷請渡行司御衆中・京荷請渡行司御衆中/長崎屋荷商売人 漆屋常次郎 印・菊屋勇次郎 印・麩屋小右衛門 印→五か所本商人御行司 永見徳太郎様・長崎屋安兵衛様・御仲ケ間衆中 | 「七月七日出」の「長崎連状之写」は、長崎からの積み荷に関した海商人の関東屋喜右衛門が仲ケ間定めを守らなかつた。今後は、京への荷物との合積みの付き合いはしなかつたことでもあったが、仲人を通じ謝してきたので、和解したことを記す。「七月廿二日出」の「同返書」は、御地より7月7日出に御一流御状が同21日に着き、拜見したることなど3か条。計2通の書状の写し。 | 縦帳<br>(3丁)  | 1冊<br>174   | 24.2*<br>174   |
| 175 | 143 | (年未詳) 7月8日   | 「当節季金子御入用につき用状」          | 中村九兵衛様→小田原や善兵衛  | 当節季金子入用のことは御聞き及びの通り、当3番御正銀納めにつき、過分の銀を下したので当初私手当ささえずなく困っている。差徳の入用については麩屋に昨年送った荷物口銭等がその尺になっているので相談の上、借りるように。端裏に「中村九兵衛様、小田原や善兵衛、實吉」。紙縫一拵143-1~7。                                   | 切継紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙)  | 15.8*<br>470   |
| 176 | 143 | (年未詳) 7月13日  | 「某用状 (着坊見合わせ二付)」         | →中様   | 着坊早々取合申すべき。面上にて5夕お渡しくださいませように。紙縫一拵143-1~7。  | 切紙          | 1通<br>(1紙)  | 16.2*<br>11.2  |
| 177 | 24  | (年未詳) 7月24日  | 「村瀬某書状 (証札返還依頼二付)」       | 村瀬店→麩屋小右衛門様   | 漆屋と菊屋は證札を返され、今日呼び遣して言おうと思つているので、何卒右証文をこの方々へちよつと渡してほしい。このことを前々から言いたかつたので、すぐに手紙を書いた。  | 切継紙         | 1通<br>(2紙)  | 15.8*<br>368   |
| 178 | 71  | (年未詳) 10月13日 | 覚 (長崎間屋取扱品)              | 長崎松野屋 (印)・松本屋 (印)・人生長差 (印) 等→麩屋小右衛門 殿   | 「覚」と題された書上が15枚。「茶葉上包装包」「さからん一丸」等、長崎間屋で扱う品の代金などを記した引合書についての書上か。付紙に「嘉永二酉秋が大目式十匁五分五厘」。   | 縦帳<br>(10丁) | 1冊<br>(10丁) | 27.1*<br>82    |
| 179 | 120 | (年未詳) 10月17日 | 「新屋友吉他35名連印状 (荷物取引改変二付)」 | 新屋友吉 (印)・江崎屋清兵衛 (印)・麩屋安兵衛 (印)、以下35名印→京都荷受間屋御衆中  | 長崎間屋でべつ甲で大損失をこうむつたから、今後の取引は、長崎からの指示ですすめてほしい。荷物1貫目につき15匁、紐毛脇荷物は1貫目につき30匁、都合15匁目の支払いを詳談した。端裏書「安政四巳十月京都」。  | 切継紙         | 1通<br>(6紙)  | 19.9*<br>337.0 |
| 180 | 143 | (年未詳) 12月30日 |                          | 中村→中路様  | 二井様大月氏にて死去後取継につき、すなわち200疋差上げのこと等。紙縫一拵143-1~7、端裏書「中路様、中村様、□□□□」  | 切紙          | 1通<br>(1紙)  | 15.4*<br>205   |
| 181 | 143 | (年未詳)        | 「某人手二付札状」                | →中様   | 右5つ下され赤く入手。それにつき御礼。   | 切継紙         | 1通<br>(2紙)  | 16.1*<br>9.0   |
| 182 | 108 | (年未詳)        | 「不足金二付書状」                | →中一様  | 下書の通り12両2分のうち9両工面の件について相談の書状。108-3の包紙上書「漆家九兵衛殿、取替金銀語文」。   | 切紙          | 1通<br>(1紙)  | 14.9*<br>238   |
| 183 | 119 | (年未詳)        | 買出方版商法書                  | →   | 間屋の売り出しや買い出し手順の作法についての、長崎間屋二条組買出仲間による12ヶ条の取り決め。朱書の訂正あり。   | 仮綴          | 1綴<br>(2丁)  | 24.1*<br>16.9  |



|                      |     |         |                   |                              |  |  |             |               |               |
|----------------------|-----|---------|-------------------|------------------------------|--|--|-------------|---------------|---------------|
| 184                  | 244 | (年月日未詳) | 乍恐口上書(他所買・直買取締二付) | 長崎問屋 菊屋勇治郎・漆屋常次郎・菊屋小右衛門→御奉行様 | 長崎舶来の品売り捌きは私共問屋(長崎問屋)のみに在古より命じられ、他は禁止されているのに、大坂・堺の仲買人で唐物業種等を扱っている者がいる。止めさせてほしいと願い、出る口上書案。「文書案」であるため、所々に付紙貼り付けあり。(糊はかけ)   | 縦半帳<br>(2丁)  | 1冊<br>(2丁)  | 25.0*<br>17.4 |               |
| 185                  | 1   | (年月日未詳) | 京問屋引銀ノ次第          | →                            | 白糸言丸につき言引・口銭引など引銀の定め、他に端物・糸類・大坂問屋業種・京問屋名付等書上。  | 縦半帳<br>(5丁)  | 1冊<br>(5丁)  | 17.4*<br>12.6 |               |
| 186                  | 226 | (年月日未詳) | 巴邑番般本万宝豊          | →                            | 色大羅紗30匁、呉呂服連150匁、綾図中200匁、麴香27文等、布・業種等の品物と値段書付。   | 横半帳<br>(2丁)  | 1冊<br>(2丁)  | 13.3*<br>37.0 |               |
| 187                  | 227 | (年月日未詳) | [西洋船諸品高値一件二付]     | 菱屋小右衛門→                      | 10月以來、西洋船から渡来の品々(大黄・麻黄・水銀等)格別の人気崩れになっている件の報告、後半に「二月廿七日出長崎状」有。翌帳部分は、西洋船の入津日、国・船名、乗組人数、舟主名を記載。                             | 仮綴<br>(14丁)  | 1綴<br>(14丁) | 23.8*<br>32.2 |               |
| 188                  | 256 | (年月日未詳) | [断簡]              | →                            | 大坂・堺仲之間に関する断簡か。  | 縦紙<br>(2紙)   | 1点<br>(2紙)  | 22.7*<br>15.7 |               |
| 189                  | 273 | (年月日未詳) | [包紙]              | →                            | 「一札 和泉屋治右衛門」とあり。   | 切紙<br>(1枚)   | 1枚          | 34.8*<br>24.1 |               |
| 190                  | 77  | (年月日未詳) | [名前書付]            | →                            | 「京新町二条下ル菱屋幸右衛門殿」と記す。包紙77-1に同じ。   | 切紙<br>(1紙)   | 1通<br>(1紙)  | 15.5*<br>6.7  |               |
| 191                  | 129 | (年月日未詳) | [唐船主・才副・梅針・惣代名書上] | →                            | 「□(最カ)豊」「傳宝」「源宝」「吉利」の船主・才副・梅針・惣代の各人名を記す。   | 切紙<br>(3紙)   | 1通<br>(3紙)  | 16.8*<br>85.3 |               |
| 192                  | 34  | (年月日未詳) | 旧記(長崎問屋仲間由緒二付)    | 漆屋九兵衛・菱屋小右衛門→御奉行様            | 長崎問屋の商売について、300年余相続してきたこと、糸端物、業種など取り扱っていること、商売を休む際、また新しく始める際はその時々に出ることを記す。   | 縦帳<br>(5丁)   | 1冊<br>(5丁)  | 24.4*<br>17.3 |               |
| 193                  | 245 | (年月日未詳) | 旧記(長崎問屋仲間由緒二付)    | 漆屋九兵衛・菱屋小右衛門→御奉行様            | 問屋仲間が設定以来300年相続の長崎問屋における商売の規則等をまとめ、記したものである。唐阿蘭陀糸・端物・業種・荒物その他を五か所本商人より諸仲買へ売り捌くことと、奉行へ相場報告など。差出の中に「菊屋市三郎」の名があるが、墨で消しの跡あり。 | 縦帳<br>(5丁)   | 1冊<br>(5丁)  | 24.3*<br>17.3 |               |
| 194                  | 257 | (年月日未詳) | [長崎問屋旧記差し上口上書断簡]  | →                            | 御奉行様へ長崎問屋の旧記を差し上げたもの、口上書などの断簡。   | 断簡   | 1点<br>(6紙)  | 25.5*<br>19.3 |               |
| Ⅲ 家経営(長崎問屋) (2)糸割符仲間 |     |         |                   |                              |  |  |             |               |               |
| 整番                   | 調番  | 枝番      | 年月日               | 文書名                          | 差出宛名   | 内容   | 形状          | 員数            | 分量            |
| 195                  | 48  |         | 文化元年12月           | 申達書(唐物・紐毛物取扱取締二付)            | 糸割符唐物方→  | 唐物・紐毛物の取締を厳重にしているので、不正の荷物が混ざらないように、長崎表から直接着く荷物、京・大坂・堺で改済の品まで、もう一度改める際の手続きについて記す。 | 縦帳<br>(10丁) | 1冊<br>(10丁)   | 25.0*<br>16.9 |

|     |     |  |        |               |   |                 |            |            |       |      |
|-----|-----|--|--------|---------------|---|-----------------|------------|------------|-------|------|
| 196 | 228 |  | 文政7年8月 | 糸割符銀方貸附銀元利請取通 | → | 長崎問屋内の貸附銀の元利書上。 | 折紙<br>(1紙) | 1冊<br>(1紙) | 25.2* | 34.8 |
| 197 | 232 |  | 文政7年8月 | 糸割符銀方貸附銀元利請取通 | → | 長崎問屋内の貸附銀の元利書上。 | 構帳<br>(3丁) | 1冊<br>(3丁) | 15.5* | 45.2 |

Ⅲ 家経営 (長崎問屋) (3)巻物問屋仲間

| 整番  | 調番 | 枝番 | 年月日       | 文書名                  | 差出→宛名                               | 内容   | 形状         | 員数         | 分量            |
|-----|----|----|-----------|----------------------|-------------------------------------|--|------------|------------|---------------|
| 198 | 25 |    | 安政2年5月13日 | [室町巻物問屋年寄口上書留]       | 室町巻物問屋年寄商人→御奉行様                     | 安政2年5月、同年10月に奉行宛に、長崎問屋との唐摺物類等留の物の取り扱いについて願い上げた口上書4通の留。   | 縦帳<br>(7丁) | 1冊<br>(7丁) | 24.6*<br>17.2 |
| 199 | 37 |    | 安政3年4月13日 | 乍恐口上書 (長崎表荷物新聞屋商売二付) | 室町巻物問屋年寄・菱屋半兵衛印・八茶屋忠太郎・播磨卯兵衛印→御奉行所様 | 長崎表で取り扱う荷物について、長崎問屋が独占し、新聞屋の商売に関して不承知であるので、お聞き届けいただきたい。他、荷物の取り分、取り扱いの品について。表紙に「室町巻物屋から出願書之写」とあり。 | 縦帳<br>(3丁) | 1冊<br>(3丁) | 24.5*<br>17.2 |

Ⅲ 家経営 (長崎問屋) (4)薬種問屋仲間

| 整番  | 調番 | 枝番 | 年月日     | 文書名                          | 差出→宛名                                 | 内容   | 形状         | 員数         | 分量            |
|-----|----|----|---------|------------------------------|---------------------------------------|--|------------|------------|---------------|
| 200 | 76 |    | 享保3年6月  | 乍恐奉願口上書 (長崎衆荷札荷物売り捌き二付)      | 二条薬種仲ヶ問年行司4人・入日同断2人→                  | 今度長崎衆荷札荷物を大坂表同様京都へも送って下さった事有難い。今後先別先売掛銀が方一あれば訴訟するので、売捌の滞りに関しては懸懸の上御間済下され有難い。包紙上書「文久二年戊五月・当正月、薬物代滞り時済証文書通 井筒屋清兵衛印、長崎問屋菱屋小右衛門当妻かし印、俵善七印。                                   | 切紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 23.1*<br>32.8 |
| 201 | 81 |    | 嘉永6年12月 | [薬種仲間再興二付覚]                  | 八日組薬種仲間 年番 (印)→                       | 去る丑年当仲間に停止令が出されたが、今回諸問屋仲間を再興し、仲間年寄・行事を定めることとなった。今回の触書を固く守る事、物価引き下げを心かける事、これらを同渡世のものに通達し、仲間腹面を差し出すこと。   | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 30.4*<br>44.2 |
| 202 | 4  |    | 安政6年9月  | 乍恐奉願上候口上書 (開港後交易荷物買出株再興願い二付) | 二條薬種仲ヶ問年行事 井筒屋忠兵衛・薬屋八兵衛・沈香屋庄助・小西屋丈之助→ | 享和度から嘉永度に株仲ヶ問御再興になる経緯について、また嘉永度に書葉種紙底、相応の高値となり見合せていたところ、今度長崎外開港により、多数輸入津と、薬種荷物相場が下落する。この節、当地問屋の相応の荷物を私共仲ヶ問が精買い出ししたいので前々の通り買出株再興を願う。冒頭書出「朱し月廿三日□為被取、運候事 同月廿六日東御役所へ被願出候事。」 | 縦帳<br>(2丁) | 1冊<br>(2丁) | 24.5*<br>17.0 |

Ⅲ 家経営 (長崎問屋) (5)京本商人

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日     | 文書名              | 差出→宛名                                  | 内容   | 形状 | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|---------|------------------|--|--|----|------------|---------------|
| 203 | 172 |    | 文政10年正月 | 覚(長崎直送り荷物引き取り二付) | 京本商人 亀甲屋新右衛門(印)・同組 善兵衛(印)→長崎問屋 斐屋小右衛門殿 | 青茶色呉羅服連・黒色奈織右同・奥嶋、い更紗、色繪子などは、長崎直送り荷物であり、其元殿にて売払、残り分値段に引き合わず、かつ御上納日限なので、右荷物は一端此方へ引き取り、御上納都合をしておく。     | 縦紙 | 1通<br>(1紙) | 30.9*<br>45.7 |
| 204 | 182 |    | 文政10年6月 | 覚(長崎直送り荷物引き取り二付) | 京本商人 亀甲屋新右衛門(印)・同組善兵衛(印)→長崎問屋 斐屋小右衛門   | 亥吉番割の「式番緋大羅紗 三端」「黒へるへとりん 式拾九端」他、メ7品は、長崎直送り荷物で、其元で売り払い、残り分は値段引き合わず、御上納日限になるので、此方へ引き取り、御上納都合した上で、取引する。 | 縦紙 | 1通<br>(1紙) | 30.9*<br>45.5 |

Ⅲ 家経営 (長崎問屋) (6)京和講

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日    | 文書名               | 差出→宛名         | 内容   | 形状 | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|--------|-------------------|---------------|--|----|------------|---------------|
| 205 | 177 |    | 文化元年7月 | 一札(京和講売出商法取り決め二付) | 京和講行事→長崎問屋御衆中 | 京和講仲間間で売出商法など4カ条を取り決めた。長崎問屋中でも相互に承諾してほしい。次第に懸り合いの必要が生じれば、諸事を相談して、互いの取引きの永続を願う。 | 縦紙 | 1通<br>(1紙) | 27.8*<br>42.0 |

Ⅳ 家経営 (金融) (1)大名貸

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日      | 文書名                 | 差出→宛名  | 内容   | 形状 | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|----------|---------------------|--|--|----|------------|---------------|
| 206 | 186 |    | 元禄3年午10月 | 借用申銀子之事(阿部対馬守要用銀二付) | 富張兵右衛門(印)・井川市之兵衛(印)・不破定右衛門(印)・熊岡甚五左衛門(印)・門藤八郎右衛門(印)・安藤大藏(印)・堀兵左衛門(印)・三浦吉左衛門(印)・近藤五郎左衛門(印)・新居頼母(印)→ | 銀合4貫648匁を阿部対馬守要用のため借用した。近年不如意に付、年5分利息を立て、元銀を返済する。  | 縦紙 | 1通<br>(1紙) | 31.1*<br>46.0 |
| 207 | 200 |    | 元禄3年10月  | 借用申銀子之事(阿部対馬守要用銀二付) | 富張兵右衛門(印)・井川市郎兵衛(印)・不破定右衛門・内藤八郎右衛門(印)・安藤大藏・堀兵左衛門・三浦吉左衛門(印)→近藤五郎左衛門・新居頼母(印)                         | 阿部対馬守銀5貫500目借用につき家老・用人・吟味役人連署借用状。元禄4年5月25日、真杉三左衛門奥書有。                                      | 縦紙 | 1通<br>(2紙) | 31.0*<br>56.5 |
| 208 | 56  |    | 元禄3年10月  | 借用申銀子之事(阿部対馬守要用銀二付) | 富張兵右衛門(印)・井川市郎兵衛(印)・不破定右衛門(印)→   | 阿部対馬守要用のため前々銀19貫200目を借用したが、近年不如意につき、年5分の利足で、元銀を連々返済する。家老・用人・吟味役人の印に違いないとの、「真杉三左衛門(印)」の奥印有。 | 縦紙 | 1通<br>(2紙) | 30.9*<br>60.2 |

|     |     |             |                      |   |  |  |            |            |                |
|-----|-----|-------------|----------------------|---|--|--|------------|------------|----------------|
| 209 | 44  | 元禄4年5月25日   | 覚(阿部対馬守様御証文三通包紙)     | → | 武藤基三郎宗實(花押)(印)・稲垣八兵衛慶之(花押)(印)・稲川久左衛門直良(花押)(印)・他8名→斐屋小四郎殿                               | 蔵入書。他書書1点と「銀貳拾九貫三百四拾八匁阿部対馬守様御証文三通二冊」の記述あり。元禄3年10月2通、元禄4年5月25日1通の合計3通。  | 切紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 22.0*<br>41.9  |
| 210 | 147 | 元禄4年7月9日    | 預り申銀子之事(森美作守様立替金二付)  | → | 森美作守の家中へ斐屋から連判をもって16貫目を借金した。5年間で年3貫200目ずつ11月中に返済するが、もし返済が延びたら大坂で本米を必ず渡す。               | 森美作守様の家中へ銀貳拾六貫目を斐屋が立替をしたので家老中7人、御役人中4人、計11人の連判の証文と京都御役人3人の添証文2通を渡した。本人の署名に間違いはない。その内容を日野屋が確認した。                                      | 縦紙<br>(4紙) | 1通<br>(4紙) | 35.3*<br>173.1 |
| 211 | 179 | 元禄4年7月      | 添状(森美作守様立替金取替証文)     | → | 日野屋甚太郎→斐屋小四郎殿  | 森美作守家中借金目録の銀子16貫目は、毎年3貫200目ずつ11月に返済する。森采女、間式部、各務兵卒らの判形は紛れないので、後日のため添証文とする。146の添証文。包紙上書に、「元禄四年未7月9日、銀16貫目 森美作守様御門并日野や甚太郎殿添状未ノ年今五年納崩」。 | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 28.2*<br>23.0  |
| 212 | 146 | 元禄4年8月25日   | 添証文(森美作守様立替金二付)      | → | 林新之丞(花押)(印)・落合六兵衛(花押)(印)・大綱十兵衛(花押)(印)→斐屋小四郎殿   | 申年から巳年まで10ヶ年の嶋津淡路守借用銀(調番171)の包紙か。  | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 35.4*<br>88.3  |
| 213 | 274 | 元禄17年3月29日  | 銀拾六貫目嶋津淡路守様御証文(包紙)   | → | 嶋津淡路守内 杉尾兵右衛門(印)・井上伝右衛門(印)・田上民部左衛門(印) 他2名→中路小三郎殿                                       | 銀16貫目(佐上原領内、大坂届米代)を嶋津淡路守大坂蔵屋敷へ預かった。この手形により渡すべし。この銀高を当申書から巳暮迄毎年渡すべき、前方用銀の返済が延引しないとの漕句藤左衛門の奥書有り。                                       | 切紙         | 1枚         | 44.2*<br>23.3  |
| 214 | 171 | 元禄17年3月29日  | 預り申銀子之事(嶋津淡路守様借用銀二付) | → | 深江屋仁兵衛(印)・同六左衛門(印)(花押)→斐屋小四郎   | 去申2月に其方から銀35貫目を預かったが、俄かに差間ができ身上不如意に付、阿部対馬守へ我等方より御取替の銀子があるので、この証文にて対馬守様より御請取ぐたされたい。   | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 32.1*<br>46.2  |
| 215 | 220 | 宝永2年4月21日   | 添状(阿部対馬守当座預り銀返済二付)   | → | 西田小平太(印)・吉田加右衛門(印)・神戸与左衛門(印)・小野田藤左衛門(印)・角田仁兵衛(印)・前田伊左衛門(印)・野村治右衛門(印)・熊本何左衛門(印)→斐屋小右衛門殿 | 銀12貫130匁を、板倉新十郎殿の要用のため預かった。返済は当年暮より無利15年賦とし、毎年10月中旬頃で京都屋敷へ渡す事 裏書「表書之通相違無之候以上 板倉空右衛門(印) 西郷与左衛門(印) 桑野伸兵衛(印) 尾崎又兵衛(印)」。                 | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 28.1*<br>27.3  |
| 216 | 89  | 享保11年11月11日 | 預り申銀子之事(板倉新十郎殿要用銀二付) | → | 藤井致右衛門(印)・藤江平右衛門(印) 若州→罷越除判・小野徳右衛門(印)→斐屋小右衛門   | 銀12貫130匁を、板倉新十郎殿の要用のため預かった。返済は当年暮より無利15年賦とし、毎年10月中旬頃で京都屋敷へ渡す事 裏書「表書之通相違無之候以上 板倉空右衛門(印) 西郷与左衛門(印) 桑野伸兵衛(印) 尾崎又兵衛(印)」。                 | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 32.7*<br>65.5  |
| 217 | 197 | 元文元年丙辰12月   | 添証文之事(牧野河内守様用銀二付)    | → | 藤井致右衛門(印)・藤江平右衛門(印) 若州→罷越除判・小野徳右衛門(印)→斐屋小右衛門   | 牧野河内守用銀として、合銀69貫目を儘かに借用する。この度、利足勘定延引したので、証文を指し置き、指引の際に証文を改め引替える。   | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 33.5*<br>46.9  |

IV 家経営 (金融) (2)御用金貸付

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日       | 文書名  | 差出→宛名  | 内容  | 形状                 | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|-----------|--|--|---|--------------------|------------|---------------|
| 218 | 108 | 2  | 文政7年8月    | 一札之事 (御役所御用銀<br>拝借二付)                              | 萬屋五兵衛 (印) → 斐屋小右衛門<br>殿  | 御役所御用銀の内2貫200目を斐屋の世話により、漆家ら<br>と3人連印にて拝借につき一札。包紙上書「文政七年申八<br>月、銀貳貫貳百目也、右者当方世話を以漆家菊屋萬屋五兵<br>衛三人連印二面借用相成候儀二付…」。                             | 縦<br>紙             | 1通<br>(2紙) | 31.0*<br>206  |
| 219 | 97  |    | 天保8年9月    | 奉預御金之事 (公儀貸渡<br>金二付)                               | 新町二条下ル町 拝借人家持<br>斐屋小右衛門 (印)・同町組合<br>家持 近江屋傳兵衛 (印) → 石嶋<br>五三郎殿 神沢次条之助殿 | 公儀貸渡金の100両につき利銀1割にて上納する事、元金<br>は下知次第返納する旨預り証文。包紙上書「天保八西九月<br>古証証文、慶応三卯年十一月廿三日、新証文持参、御切替<br>相成候事」。   | 縦<br>紙             | 1通<br>(1紙) | 33.1*<br>46.5 |
| 220 | 242 |    | 慶応3年12月   | 乍恐口上書 (御用金拝借<br>上納猶子願い二付)                          | 新町二条下町 斐屋小右衛門 印<br>→ 上   | 新町近江屋伝兵衛が組合をもって御用金100両ずつ拝借し、<br>上納を命じられたが、居宅・土蔵類焼ならびに、横濱開港<br>により長崎表の人物物が手元に入らなくなったので、生活<br>が行き届かないため、上納猶子を嘆願する。裏表紙「通<br>塞」。貼紙のりはすれ3点封筒入。 | 縦<br>紙             | 1綴<br>(2丁) | 25.0*<br>16.5 |
| 221 | 138 |    | 慶応3年卯12月  | 奉預御金之事 (御役所御<br>用金御貸渡し二付)                          | 新町二条下ル町 斐屋小右衛門 印<br>印・同町組合 近江屋伝兵衛 印<br>→ 御奉行所                          | 御役所御用金の内、金100両の御貸渡しを命じられ預かる。<br>利息は毎年12月上納、元金は御入用下知次第に上納する。   | 縦<br>紙             | 1通<br>(1紙) | 24.6*<br>34.2 |
| 222 | 239 |    | 明治2年4月2日  | 乍恐奉願口上書 (御用<br>金拝借上納銀分納二<br>付)・奉差上證文之事<br>(元銀借用二付) | 長崎問屋 茶屋芳次郎 印・新町<br>通二条下ル町 漆屋常次郎 印・<br>同町 斐屋小右衛門 印 → 京都御<br>政府          | 横兵開港により問屋が困窮したため、上納銀の7年の割合<br>せでの上納を敬願するものと、上納銀を納める際に借りた<br>元金50両の証文の案2通を綴じたもの。   | 縦<br>綴<br>(2丁)     | 1綴<br>(2丁) | 24.8*<br>16.4 |
| 223 | 240 |    | 明治6年3月30日 | 乍恐奉願口上書 (旧幕貸<br>下金拝借上納銀分納二<br>付)                   | 上京廿八区新町通二条下ル頭町<br>中路小一郎 (印)・戸長 河路九<br>郎兵衛 (印) → 京都府知事 長谷<br>信篤殿        | 先代が旧幕府より貸下ケ金100両を拝借し、御一新上納を<br>命じられ皆納する筈だったが、子年類焼で払えない。四年<br>暮半金上納し、残金は当6月30日より半金ずつ上納するこ<br>とを敬願する。                                       | 縦<br>綴<br>(用<br>紙) | 1綴<br>(2丁) | 27.5*<br>19.0 |

IV 家経営 (金融) (3)借用証文

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日       | 文書名                     | 差出→宛名                                       | 内容  | 形状     | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|-----------|-------------------------|---|---|--------|------------|---------------|
| 224 | 112 |    | 文化11年2月晦日 | 預り申銀子之事 (斐屋忠<br>兵衛借銀二付) | 借り主 斐屋忠兵衛 (印)・請入<br>同 半兵衛 (印) → 森嶋七郎兵衛<br>殿 | 銀3貫目、要用により借用し、返済は、御入用の節は何時<br>にてても返済する。包紙上書「文化十一年二月晦日 銀三<br>貫目也 登置森嶋が貸証文一通入 斐屋忠兵衛 斐屋半兵<br>衛連印」。 | 切紙     | 1通<br>(1紙) | 31.5*<br>31.4 |
| 225 | 68  |    | 文政3年12月   | 預り申銀子之事                 | 漆屋九兵衛 (印)・市三郎 (印)<br>→ 斐屋小右衛門殿              | 村瀬仙右衛門へ渡す年賦銀のうち斐屋取替の銀子200目借<br>用のこと。年2回3年に渡って33匁3分3厘ずつ返すこと。                                     | 縦<br>紙 | 1通<br>(1紙) | 31.8*<br>23.5 |



|     |     |           |                            |  |   |         |            |               |
|-----|-----|-----------|----------------------------|--|---|---------|------------|---------------|
| 226 | 175 | 文政4年7月    | 借用申金子之事                    | 新町二条下ル町 萬屋五兵衛門殿<br>(印)・妻とう(印) → 斐屋小右衛門殿                          | 金4両を費用により借用した。返済は御入用の崩いっつも急度返済する。   | 切紙      | 1通<br>(1紙) | 26.8*<br>27.7 |
| 227 | 198 | 天保5年午7月   | 両替代り銀当座預り手形之事              | 六角通新町西江入町 宮西九郎兵衛(印)・新町通二條下ル町 斐屋小右衛門・新町通御池下ル町 斐屋篤太郎(印) → 本町替屋源兵衛殿 | 両替当座引取銀都合700目について、宮西以下3名が誓く預り、平野屋が入用の際はこの手形を以て渡すこと、連印3名の内、差し障りがある者がいつでも残りの者が引き受けることなど記す。来12月25日限に返済の旨、奥書有。差出の斐屋小右衛門の印のみ切り取られている。  | 堅紙<br>紙 | 1通<br>(2紙) | 33.4*<br>51.3 |
| 228 | 217 | 天保12年2月   | 借用申金子之事(和泉屋定七借金二付)         | 室町二条下ル町 手嶋職 和泉屋定七(印)・俵 友三郎(印)・御池室町西入町 同断 丹後屋弥助(印) → 斐屋小右衛門殿      | 金2両の借用証文。端裏書「外面人和泉屋定七上。包紙上書「天保十二年丑二月金式両也当座貸一札 室町二条下ル和泉屋定七俵 友次郎・御池室町西入 丹波屋弥助」。   | 堅紙      | 1通<br>(1紙) | 28.3*<br>43.2 |
| 229 | 114 | 天保15年5月2日 | 一札(斐屋九郎兵衛急入用借金二付)          | 斐屋九郎兵衛(印) → (斐屋) 真平殿   | この後、私等方急入用につき其詳へ御内談の上、斐屋小右衛門殿方へ御示談され、金子5両2歩を其許職の御借分にて我等証判し御借入となった。返済は来月10日限りに返済する。  | 堅紙      | 1通<br>(1紙) | 28.1*<br>40.6 |
| 230 | 114 | 天保15年5月   | 借用申金子之事(斐屋九郎兵衛急入用借金二付)     | 斐屋真平(印)・斐屋九郎兵衛(印) → 斐屋小右衛門殿                                      | 金5両2歩、我等急入用につき借用、返済は、来6月10日切に返済する。包紙上書「天保十五年辰五月二日、金五両式赤証文壹通、来六月十日切返済之約事、外二別一札壹通、九郎兵衛殿へ真平殿当、(以下略)」。                                | 堅紙      | 1通<br>(1紙) | 28.1*<br>40.5 |
| 231 | 63  | 弘化4年3月    | 借用申銀子之事(森嶋七郎兵衛借銀三付)        | 借主 森嶋七郎兵衛(印)・俵同順次郎(印)・請人 大倉善十郎(印)・同次倉又十郎(印) → 中路小右衛門殿            | 銀1貫200目を、利附借財皆済のため借申しした。返済は格別の御勘弁により無利10年賦と御承知くだされ奈く存す。   | 堅紙      | 1通<br>(1紙) | 28.7*<br>43.1 |
| 232 | 64  | 弘化4年3月    | 借用申金子之事(森嶋七郎兵衛借金返済運滞二付)    | 森嶋七郎兵衛(印)・俵順次郎(印) → 中路小右衛門殿                                      | 去年7月朔日に金5両を借用した事に対する証文。不仕合を以て来年より年々半季毎に金3両ずつ7月12月の2回納め、それでも滞りがあれば徹しく取り立てられることを取り決めていた。包紙上書「寺講状 木戸村安養寺」、包紙付紙「文久二戊辰九月の差抱分下女人家寺受状」。  | 切紙      | 1通<br>(2紙) | 31.0*<br>47.0 |
| 233 | 77  | 嘉永元年7月    | 年賦証文事(年賦滞納銀返済二付)           | 車屋町御池下ル町 一文字屋權兵衛(印) → 長崎崎商売人 斐屋小右衛門殿                             | 銀1貫745匁2分5厘を滞納しており、今回格別のご勘弁を以て来年より年々半季毎に金3両ずつ7月12月の2回納め、それでも滞りがあれば徹しく取り立てられることを取り決めていた。包紙上書「寺講状 木戸村安養寺」、包紙付紙「文久二戊辰九月の差抱分下女人家寺受状」。 | 堅紙<br>紙 | 1通<br>(2紙) | 31.3*<br>91.6 |
| 234 | 98  | 嘉永元年7月    | 借用申證文之事(物集女村傳右衛門借金二付)      | 西岡物集女村 傳右衛門(印)・俵 弥七(印) → 斐屋小右衛門様                                 | 金子2両借用の証文。来年8月15日を期限に返済するところ。包紙上書表「嘉永元年申振月 物集女村 金式両証文 志通 弥七、裏「城州西岡 物集女村弥七殿 同村 金子七殿 斐屋小右衛門当」。No.98-11に紙帯有。                         | 切紙      | 1通<br>(1紙) | 24.9*<br>25.3 |
| 235 | 98  | 嘉永元年12月   | 借用申金子之事(物集女村傳右衛門借金返済延期い二付) | 城州西岡物集女村 弥七(印)・同 金七(印) → 斐屋小右衛門殿                                 | 借用した金2両返済期限を来年酉7月14日に延期願いの証文。付紙「前書之通金子式両證二借用申候宛延正明白也、嘉永元申極月日、西岡弥七 斐屋小右衛門殿」。   | 切紙      | 1通<br>(1紙) | 28.0*<br>38.7 |

V 奉公人 (1)請伏

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日          | 文書名                  | 差出→宛名  | 内容   | 形状     | 員数     | 法量            |
|-----|-----|----|--------------|----------------------|--|--|--------|--------|---------------|
| 236 | 83  | 2  | 嘉永4年10月      | 覚(小橋屋伊右衛門借用金二付)      | 小橋屋伊右衛門(印) → 菱屋小右衛門様   | 金1両を借用につき 包紙(83-11に同じ)   | 切紙(1紙) | 1通(1紙) | 24.6*<br>166  |
| 237 | 192 |    | 嘉永7年10月      | 借用申銀子之事(森嶋七郎兵衛借用銀二付) | 北笠置村 借り主 森嶋七郎兵衛(印)・南笠置村 一家受人 天藏順次郎(印) → 京都 中路小右衛門殿             | 金子7両を借用する。返弁は、来卯3月晦限りとする。  | 豎紙(1紙) | 1通(1紙) | 27.4*<br>34.0 |
| 238 | 109 |    | 安政2年5月25日    | 借用申金子之事(松本周助借用金二付)   | 松本周助(印) → 菱屋小右衛門様  | 金子3歩2朱を借用し、来卯卯11月25日限りで元利共に返済する。包紙上書「安政二卯年五月廿五日 金三歩貳朱也、右十一月廿五日証文候約束、丹州般居郡山室村 松岡周助殿。」 | 切紙(1紙) | 1通(1紙) | 24.1*<br>32.8 |
| 239 | 94  | 3  | (安政5年) 11月4日 | 證(金子受取二付)            | 葛木村 兵左衛門 → 中路小右衛門様   | 格別の思召として中路側から金子8両を受け取り、今後彼は申し出さない旨証文。包紙(94-11に同じ)                                    | 切紙(1紙) | 1通(1紙) | 24.1*<br>34.4 |
| 240 | 253 | 1  | (年未詳) 未4月8日  | 覚(借銀預り二付)            | 大倉笠山(印) → 中路小右衛門様 / 大倉又十郎(印) → 森島七郎兵衛様                         | 大倉笠山より中路小右衛門宛の覚書と、大倉又十郎より森島七郎兵衛宛(未4月4日付)の別々の覚書を継いだもの。ともに金銭受け取った旨の覚書。                 | 切紙(1紙) | 1通(2紙) | 27.4*<br>43.9 |
| 241 | 229 |    | (年未詳) 戊5月6日  | [金銭納入覚]              | →  | 戊年5月6日より子年12月大晦日までの金銭覚書。元入納入日・金額・利息・内訳等を記す。  | 折紙(1紙) | 1通(1紙) | 25.0*<br>34.2 |
| 242 | 77  | 4  | (年未詳) 7月4日   | 覚(金子受取二付)            | 丹波山家村 松本利助 → 菱屋小右衛門様   | 7月4日、金1両を預かったことの覚。包紙77-11に同じ。  | 切紙(1紙) | 1通(1紙) | 16.0*<br>9.7  |
| 243 | 114 | 2  | (年未詳) 7月14日  | [菱屋真平書状(別封金子受取二付)]   | 菱屋真平 → (菱屋) 小右衛門様 金子添  | 別封の金。昨夕預るが、少々他出の用事あり、延引ながら今朝御達しする。跡々についても承り置くが柄があり取り寄せ次第、後刻持参する。                     | 切紙(1紙) | 1通(2紙) | 15.9*<br>40.8 |
| 244 | 140 |    | (年月日未詳)      | [元入銀金高算用書]           | →  | 元入銀、×505宛2分5厘の金高5両3分1分3厘の算用書。裏面に天地逆に「口上」と記す。前欠・後欠の可能性有。                              | 切紙(1紙) | 1通(1紙) | 16.1*<br>11.2 |
| 245 | 168 |    | 天保5年8月       | 奉公人請状之事(重次郎二付)       | 車屋町御池上ル町 請人 淀屋専藏(印)・釜屋二条下ル町 引取 高嶋屋与兵衛(印)・奉公人 重次郎(拇印) → 菱屋小右衛門殿 | 当年17歳になる重次郎は、生国京都で先祖より存知の構成者なので、当年より来卯年迄10ヶ年間、御奉公に遣わし、請人となる。                         | 豎紙(2紙) | 1通(2紙) | 30.4*<br>55.1 |
| 246 | 91  | 2  | 天保13年6月      | 覚(奉公人虎吉出自二付)         | 京新町東入南御 虎吉伯父 鱗形屋与吉(印) → 菱屋小右衛門殿                                | 先年より菱屋小右衛門方で奉公している兵作事虎吉の出生につき、伯父与吉より返答覚書。包紙(91-1に同じ) 91-1にはさみ込み。                     | 切紙(1紙) | 1通(1紙) | 23.2*<br>33.2 |

|     |     |   |         |                  |   |   |            |           |       |
|-----|-----|---|---------|------------------|---|---|------------|-----------|-------|
| 247 | 91  | 1 | 天保14年9月 | 奉公人請状之事(奉公人兵助二付) | 京都室町出水半町上ル東へ入寸切町 請人 近江屋勲兵衛(印)・尾州海西郡かつらき村 親百姓兵左衛門(印)・奉公人 兵助(搦) → 斐屋小右衛門殿 | 兵左衛門の惣兵助を10ヶ年の間、斐屋小右衛門方へ奉公人として差し出し、近江屋勲兵衛が請人を勤め、請人に差し障りがあれば親の兵左衛門が引き受けることなど。包紙上書「寺送り志通、天保志四年卯九月、年季證文志通、尾州海西郡豊城村百姓兵左衛門 十八子惣兵助、室町出水半町上ル寸切町 村送り志通、京宿請人 近江屋勲兵衛」「東本願寺末濃州海西郡長瀬村寛光祿寺旦那」。 | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>836 | 30.9* |
| 248 | 70  |   | 嘉永4年正月  | 奉公人請状之事(捨吉二付)    | 河原町九六町上ル請人 浜屋半兵衛(印)・東洞院竹屋下ル親 丹後屋藤兵衛(印)・奉公人 捨吉(搦) → 斐屋小右衛門殿              | 捨吉を斐屋側へ奉公人として差し上げ、浜屋が諸事の請人になること、宗官は代々西本願寺門徒であること、その他奉公に際しての細かな決め事を記す。   | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>643 | 31.1* |
| 249 | 101 |   | 嘉永4年5月  | 奉公人請状之事(奉公人久吉二付) | 室町綾小路下ル 請人 井筒屋権兵衛(印)・河原町四条下ル二丁目 親 久吉(搦) → 斐屋小右衛門殿                       | 久吉が当年で17歳となり、斐屋に奉公に出すにあたっての取り決めと人別保証を記す。包紙上書「嘉永四年亥五月 奉公人請状志通并寺請状志通 四条河原町上ル二丁目 長谷本屋伊助殿奉公人久吉・室町綾小路下ル井筒屋権兵衛殿、大右親類所書 大和国式下郡鍵村 油商亮竹村利兵衛殿、大阪四ツ橋長瀬平左衛門町 播磨屋伊兵衛殿」。                        | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>683 | 31.3* |
| 250 | 95  | 3 | 万延元年10月 | 奉公人請状之事          | 丸九町烏丸東江入 証人 帯屋治助(印)・竹屋町東洞院東へ入親 松屋庄兵衛(印)・奉公人(印) → 御主人 斐屋小右衛門殿            | 当年17歳の乙吉を奉公させることに関する請状。乙吉は後喜助と改名(包紙上書より)。包紙上書「万延元年十月廿八日、小供乙吉請状志通、同廿九日元服改名 喜助、丸太町烏丸東江入、証人 帯屋治助(印)、親 松屋庄兵衛(印)・奉公人 乙吉 十七才」。  | 切紙<br>(1紙) | 1通<br>601 | 31.8* |
| 251 | 169 |   | 文久2年4月  | 奉公人請状之事(常吉二付)    | 東洞院通竹屋町上ル 請人 木綿屋卯三郎(印)・親 同 丹後屋もと(印)・奉公人(搦) → 斐屋小右衛門殿                    | 当年18歳の常吉は、先祖よりよく存知、慥なる者なので御奉公の請人となる。包紙上書「文久三年亥四月請状志通、小供常吉十八才、五月二日元服改名栄助」。   | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>558 | 32.0* |

V 奉公人 (2)乳母奉公

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日     | 文書名                | 差出→宛名  | 内容  | 形状         | 員数        | 分量    |
|-----|-----|----|---------|--------------------|--|---|------------|-----------|-------|
| 252 | 159 |    | 安政5年午2月 | 一札(百姓弥市娘くま乳母奉公二付)  | 丹州船井郡神田村 親百姓 弥市(印)・東洞院蛸薬師下ル町 壺屋卯右衛門(印) → 斐屋小右衛門殿         | 弥市の娘くまについて、斐屋へ乳母奉公に出しており、これまでの夫婦の縁を離別することは尤であり、今回離別が間違いないと済んだので、今後弥市から軽乞いをする必要はないことなどを記す。 | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>446 | 32.0* |
| 253 | 199 |    | 安政5年午3月 | 乳母奉公人請状之事(百姓弥市娘くま) | 東洞院蛸薬師下町 請人 壺屋卯右衛門(印)・丹州舟井郡神田村 親百姓 弥市(印)・奉公人くま → 斐屋小右衛門殿 | 百姓弥市の娘くま、午3月から未3月までの総金銀5枚、年内から、半枚落しで斐屋方へ乳母奉公に進むが、右給銀の内、2枚半を借用のため、万一の場合には請人ら返済の旨を請状。       | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>441 | 32.0* |

V 奉公人 (3)死後の対応

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日          | 文書名                   | 差出→宛名  | 内容   | 形状         | 員数         | 法量            |
|-----|-----|----|--------------|-----------------------|--|--|------------|------------|---------------|
| 254 | 184 |    | 嘉永4年4月14日    | 引取一札(病死播磨屋重助家財親類引取二付) | 東中筋松原下ル引取人大坂屋重助(印)・高江西洞院西へ入請合人井筒屋平兵衛(印)・後家たね(印)・娘やす(印)→菱屋小右衛門殿 | 昨戌年2月に御暖簾分けの播磨屋重助は、別家菱屋と改め奉公してきたが病死。跡継ぎのこと女ばかりなので、家財共に親類へ引き取り、暖簾に御添えの御日録銀30枚は、女身の片付代として大坂屋重助御渡により、確かに受け取った。奥に別紙にて銀子受取の「覚」を貼付。端裏付紙「嘉永四年亥四月廿四日菱屋重助事死跡引取一札 大坂屋重助・井筒屋平兵衛・後家種、娘やす」 <sup>10)</sup> | 縦紙<br>(4紙) | 1通<br>775  | 31.2*<br>775  |
| 255 | 269 |    | 嘉永4年4月       | [包紙]                  | →  | 「嘉永四年亥四月暖簾預り家内諸道具為引取筑定 奉公人重助一件」とあり。調番184の包紙か。  | 縦紙         | 1枚         | 45.2*<br>297  |
| 256 | 94  | 1  | (安政5年)11月4日  | [兵助葬送入用金子二付覚]         | →  | 駕籠早きの酒や炭2俵、医師へ渡す菓子などに必要な金額の覚書。包紙上書「安政五年十一月、兵助死去二付、兄兵左衛門へ金入河井所持候品不残相渡し、右金子證札忠通、但し、右之外野送り請入用差出遣ヌ、尾州葛木村 兵左衛門。   | 切継紙        | 1通<br>(2紙) | 16.1*<br>715  |
| 257 | 94  | 2  | (安政5年)11月17日 | 覚(奉公人兵助葬送入用二付)        | 近江勘兵衛→菱屋御旦那様   | 西光寺の布施、酒代、駕籠人足の費用など葬儀に付き諸事入用の金子算用。包紙(94-1に同じ)  | 切継紙        | 1通<br>(2紙) | 16.6*<br>723  |
| 258 | 94  | 4  | (安政5年)11月21日 | 覚(奉公人兵助葬送入用二付)        | 近江勘兵衛→菱屋御主人様   | 諸入用の金子2両1分245文の受け取りについての覚書。  | 切紙         | 1通<br>(1紙) | 16.6*<br>15.3 |
| 259 | 94  | 5  | (安政5年)11月21日 | 覚(金子受取二付)             | 藏久→中路様   | 金1両3分3朱受け取りに付き。包紙(94-1に同じ)   | 切継紙        | 1通<br>(2紙) | 16.4*<br>21.8 |

V 奉公人 (4)寺請証文

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日      | 文書名             | 差出→宛名                              | 内容  | 形状         | 員数         | 法量            |
|-----|-----|----|----------|-----------------|------------------------------------|---|------------|------------|---------------|
| 260 | 253 | 3  | 弘化2年7月   | 宗旨手形之事(奉公人帝松二付) | 京小川頭 本法寺末 鳥辺山本寿寺(印)→主人 菱屋小右衛門殿     | 長谷本屋伊助の依常松が代々法華宗の者であり、御公儀の御法度である邪宗門(カリシタツ)ではない。包紙上書①「四条高瀬筋大坂町小川頭山法華宗本寿寺旦那 堺屋三右衛門殿借家 長谷本屋伊助殿 依常松事 改名久吉三十一才 弘化二年巳七月」、②「宗旨手形」。 | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>34.7 | 25.1*<br>34.7 |
| 261 | 99  |    | 万延2年3月9日 | 寺送一札(奉公人かば二付)   | 龍州大本山総持寺末 西江州高嶋郡今津 禪曹洞宗 曹澤寺 役司(印)→ | 加賀藩領高嶋郡弘川村 定右衛門 娘 かば奉公につき。包紙上書「寺送一札 曹澤寺 役司」。  | 縦紙         | 1通<br>(1紙) | 28.0*<br>39.2 |
| 262 | 77  | 2  | 文久3年3月   | 寺請証文之事(奉公人しげ二付) | 京寺町 乘願寺末 同村安養寺(印)→                 | 堀田加賀守殿領分、江州滋賀郡木戸村百姓勸兵衛の味しげは、代々安養寺の旦那である。もし訴人がいれば拙僧が罷出る。包紙77-1に同じ。   | 縦紙         | 1通<br>(1紙) | 27.8*<br>40.8 |

V 奉公人 (5)暖簾分け

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日    | 文書名            | 差出→宛名  | 内容   | 形状      | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|--------|----------------|--|--|---------|------------|---------------|
| 263 | 155 |    | 嘉永3年2月 | 奉公人一札(重助暖簾分二付) | 東中筋松原下ル 商人 大坂屋重助(印)・高辻西酒院西へ入 証人 井筒屋平兵衛(印)・播磨屋事本人 妻屋重助(印)→妻屋小右衛門殿 | 先年から雇分にて召遣つてきた播磨屋重助につき、御印のある暖簾を御渡し下され、向後妻屋と改め、結銀を御定の上、御召遣いとなるので精勤する。包紙上書「上 嘉永三年戌辰月十五日、はりまや事妻屋と改名、重助へ此□暖簾差遣わし申候二付親類同人が取置候一札入」 | 縦紙<br>紙 | 1通<br>(2紙) | 31.4*<br>68.3 |

中

V 奉公人 (6)不埒者の処分

| 整番  | 調番  | 枝番  | 年月日         | 文書名              | 差出→宛名   | 内容  | 形状      | 員数         | 分量            |
|-----|-----|-----|-------------|------------------|---|---|---------|------------|---------------|
| 264 | 165 |     | 天保9戌年10月15日 | 一札(奉公人重助引負金二付)   | 請人 亀屋専蔵(印)・請人 嶋屋与兵衛(印)・兄 播磨屋佐兵衛(印)・奉公人 重助(印)→妻屋小右衛門殿                        | 先年から専蔵・与兵衛両人が請人となって奉公に出していた重助が身持も悪く、22両1歩2朱の引負金も出した。今後は真面目に奉公させるので、今回は御弁願いたい。請人として兄佐兵衛も加える。再び不埒があった場合は引負金はこちらで都合する。           | 切紙<br>紙 | 1通<br>(2紙) | 31.2*<br>53.1 |
| 265 | 156 |     | 天保10年亥5月6日  | 一札(奉公人重助身柄預り二付)  | 兄 播磨屋佐兵衛→妻屋小右衛門   | 先年より妻屋へ奉公に出でいた弟重助につき、「御調之義」により我等方にたしかに預っているのので、一切他へ出させない。   | 縦紙<br>紙 | 1通<br>(1紙) | 31.3*<br>45.5 |
| 266 | 162 |     | 天保10年亥9月    | 一札(奉公人重助長暇二付)    | 釜座御池上ル町 受人 亀屋専蔵(印)・釜座二条下ル町 受人 高島屋与兵衛(印)・河原町二条下ル町 兄 播磨屋佐兵衛(印)・奉公人 重助→妻屋小右衛門殿 | 妻屋奉公人重助の品行が悪く、引負金22両1歩3朱があるが、そのまま奉公を許された。しかし、当春以来大酒で売損など多分にあるので、重助に長の暇を出し、これを承知した。端裏「店重助暇節一札」。                                | 縦紙<br>紙 | 1通<br>(3紙) | 28.0*<br>77.0 |
| 267 | 95  | 2-3 | 文久3年3月      | 一札(奉公人喜助身柄預り二付)  | 証人 帯屋次助親 松屋庄兵衛→妻屋小右衛門様  | 喜助不埒に付、たしかに身柄預り、今後他へは一切出さず、御用御尋の件がある場合召し連れて参る。  | 切紙<br>紙 | 1通<br>(1紙) | 25.0*<br>34.1 |
| 268 | 95  | 2-2 | 文久3年4月      | 一札(奉公人喜助引負金返済二付) | 証人 丸六町通高丸東入 帯屋治助(印)・親 竹屋町通東洞院東へ入 松屋庄兵衛(印)・奉公人 喜助(印)→妻屋小右衛門殿                 | 奉公人の喜助、不埒につき当方御預けとなり吟味したところ、5両2歩の引負金が発覚した。半金2両2歩は当年中に必ず用立て、半分は本人を働かせる事で勤弁を願う。95-1と関連  | 縦紙<br>紙 | 1通<br>(1紙) | 32.1*<br>46.0 |
| 269 | 95  | 1   | 慶応2年10月     | 一札(奉公人喜助取替金返済二付) | 証人 帯屋治助(印)・親 松屋庄兵衛(印)・本人 喜助→妻屋小右衛門殿   | 奉公人の喜助が、昨亥年4月に引負金5両2歩を出した一件について、私共で預かり、本人を吟味した所、他にも取替金1両5朱などが発覚した。急ぎ上記金を用立て返済を行うので勤弁願いたい。包紙上書「慶応二寅年夏、店喜助再不埒二付引負出来(中略)証人帯屋治助」。 | 縦紙<br>紙 | 1通<br>(1紙) | 31.7*<br>45.5 |



Ⅶ 家族・家政 (1)義弟種太郎(重助)

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日        | 文書名              | 差出→宛名                            | 内容  | 形状         | 頁数         | 法量             |
|-----|-----|----|------------|------------------|----------------------------------|---|------------|------------|----------------|
| 270 | 144 |    | 天保3年6月     | 一札(種太郎養子処遇二付)    | 小右衛門弟 種太郎(母印) → 大文字屋藤助殿          | 種太郎の笠置預けの折の買懸りと売女の件について、養子入りにあたって大文字屋に内々相談し、8両を兄小右衛門から借りて整理した旨、以後無心がまじきことないよう一札。  | 豎紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 33.5*<br>48.3  |
| 271 | 158 |    | 天保3年6月     | 一札(種太郎謹慎誓約二付)    | 小右衛門弟 種太郎 → 御町御衆中・御仲間御衆中         | 当代小右衛門の弟種太郎は町方へ不法の願書を提出したが、彼らの仲介で小右衛門と和解した。小右衛門は種太郎の新生活の準備を整えてくれ、改心したので当年より5ヶ年は万事真み無心などしない。   | 豎紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 33.4*<br>96.4  |
| 272 | 215 |    | 天保3年11月15日 | 一札(種太郎借財二付)      | 弟 種太郎(印) → 兄 小右衛門                | 小右衛門弟種太郎が庄右衛門と相談し、種太郎の借財を小右衛門に整理してくれたので、今後万事庄右衛門と相談し、何事も差向次第に慎むようにとの庄右衛門の存念を受け入れたことの証文。妻屋小右衛門宛ての妻屋庄右衛門の奥書有。                         | 豎紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 32.7*<br>92.1  |
| 273 | 82  |    | 天保4年正月     | 一札(種太郎借財完済御札二付)  | 種太郎(印) → 小右衛門殿                   | 一昨年10月16日、庄右衛門へ預けられた際の借財75両を掛け合い22両2歩を入金してくれたこと、他に伏見江戸屋新次郎一件での5両と合わせて支払ってくれ、完済したことへの感謝を述べる。   | 豎紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 28.7*<br>40.8  |
| 274 | 75  |    | 天保4年3月     | 一札(種太郎謹慎誓約二付)    | 妻屋種太郎(印) → 新町二条下ル町 五人組御中・御町中     | 親類庄右衛門に借財した。先斗町での売買で、庄右衛門に相談した処宜しからず、私義小右衛門より庄右衛門へ不通に貰い渡したので、以来町内、小右衛門方へ一切立入らせず無心しなさいことを約束する。                                       | 豎紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 28.5*<br>60.8  |
| 275 | 253 | 2  | 天保4年3月     | 不通為被替一札之事        | 妻屋庄右衛門(印) → 妻屋小右衛門殿              | 小右衛門の弟種太郎が庄右衛門方へ養子に入るので、權代として養育料金25両を庄右衛門が受け取ったこと、今後何か問題があれば小右衛門に厄介になることもある旨を記す。  | 豎紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 28.4*<br>31.4  |
| 276 | 38  |    | 天保10年12月   | 乍恐奉願口上書(種太郎処遇二付) | 妻屋小右衛門年寄・五人組・岡本忠大夫・年寄・五人組 → 御奉行様 | 妻屋小右衛門継弟で先代小右衛門実伴の種太郎の元手金使果しや借財、遊坊通などの略歴を述べた上で、種太郎に対して、懺悔を以って理解を求めらる。   | 豎紙<br>(6紙) | 1通<br>(6紙) | 24.6*<br>17.4  |
| 277 | 59  |    | 天保11年2月    | 一札(種太郎縁切り二付)     | 種太郎(印) → 一文字屋権兵衛殿・妻屋三次郎殿         | 身持よからず義絶されるどころ、御両人の御取扱いにより、身分を改められ、高売元手金30両を小右衛門から恵まれ同人と縁切になった上は、別紙差入一札の通り守る。端裏書「種太郎、付札一紙有。   | 豎紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 31.3*<br>39.5  |
| 278 | 65  |    | 天保11年2月    | 一札(種太郎養子二付)      | 岡本屋忠助伴(印)・種太郎(印) → 妻屋小右衛門殿       | 種太郎を岡本屋養子にし、元手金30両を妻屋から受け取った。今後、我等養子同様に扱ひ、妻屋の親類身寄として振舞わないようにするとの約束。種太郎借財抱え、義絶願の裏は改心致すので、御有免下さるようにとの願書・請状。端裏「種太郎。付紙有「此度相改以來此印形相用申候」。 | 豎紙<br>(3紙) | 1通<br>(3紙) | 31.2*<br>122.6 |

|     |     |  |             |                     |  |   |     |         |                |
|-----|-----|--|-------------|---------------------|--|---|-----|---------|----------------|
| 279 | 195 |  | 天保12年12月27日 | 一札之事 (種太郎養家勸当義絶二付)  | 種太郎 (印) →養親父棟井養実而親類中   | 先年南亮元手金を持って養子となった種太郎の行状改まらず、先年縁切一札を入れていたが、又所持金を失い実家に無心を行っていた。今回使屋伊人が申介して金10両を重み、養家と勸当義絶する旨了承した。二条川東草堂新町使屋伊人による奥印有。            | 縦継紙 | 1通 (4紙) | 25.0*<br>120.4 |
| 280 | 149 |  | 天保15年5月     | 一札 (種太郎処遇二付)        | 伏見中書嶋北浜東町 江戸屋文五郎 (印) →養屋三次郎殿・一文字屋権兵衛殿                        | 種太郎こと重助は病気のため、実家である養屋三次郎・一文字屋権兵衛に伊人を介して、金の援助を要求し、金5両を遣わされたので、今後重助が他の人に金を要求することがないよう文五郎が約束させた。                                 | 縦継紙 | 1通 (2紙) | 24.8*<br>48.0  |
| 281 | 93  |  | 弘化3年2月      | 遺言之事 (養屋亀次郎相続二付)    | 小右衛門 (印) 輝維 →亀次郎光寿江  | 主に長崎商売人として養屋相続の心得を悟した遺言書。また小右衛門弟種太郎については、こちらから義絶願などを出さないように記す。  | 縦継紙 | 1通 (3紙) | 31.0*<br>88.4  |
| 282 | 211 |  | 嘉永5年7月      | 一札 (岡田屋重助勸当合力銀願い二付) | 伏見中書嶋柳町 種太郎事 岡田屋重助 (印)・錦小路高倉西入町 江戸屋又五郎事 左取 証人受人 大津屋忠兵衛 (印) → | 現養屋小右衛門の叔父に当たる岡田屋重助の素行について。これまでも親類中の口添え・合力 (金10両) 等をしてもらったが、素行が改まらないため先年勸当を出願された。今後親類がましい事は行わないので、今度合力銀1貫目をお願いしたい。            | 切継紙 | 1通 (3紙) | 27.3*<br>149.3 |
| 283 | 69  |  | 嘉永5年7月      | 一札 (岡田屋重助勸当合力銀受取二付) | 江戸屋文五郎事・大津屋忠兵衛 (印) →養屋小右衛門殿・養屋三次郎殿・一文字屋権兵衛殿                  | 先代養屋小右衛門より義絶、岡本屋へ不返養子後も度々養屋に無心を続ける岡田屋重助に代わって「懇心」の大津屋が窮状を訴え、銀1貫目を受取り、今後無心がましい事を行わない旨一札。重助名義の奥印「種太郎事岡田重助 (印) →養屋小右衛門殿」。他2名の奥印有。 | 縦継紙 | 1通 (4紙) | 27.9*<br>145.3 |
| 284 | 250 |  | 嘉永5年7月      | 一札 (岡田屋重助改心二付)      | 伏見中書嶋 種太郎事 岡田屋重助・錦小路高倉西入町 乍取 暖人 証人 大津屋忠兵衛 →養屋小右衛門殿           | 自分は幼いころ小右衛門父の養子 (2男) となった。父が亡くなったので兄が成人まで世話してくれたが、身持不行状につき渡世立ち行かないため、合銀1貫目を受けとり、改心するので、以後無心がましい事をしないよう約束する。                   | 縦継紙 | 1冊 (5丁) | 25.0*<br>17.6  |

VI 家族・家政 (2) 祝儀・贈答

| 整番  | 調番 | 枝番 | 年月日      | 文書名            | 差出→宛名           | 内容   | 形状 | 員数      | 分量            |
|-----|----|----|----------|----------------|-----------------|--|----|---------|---------------|
| 285 | 13 |    | (年未詳) 2月 | 目録 (祝儀御結物受取二付) | 福沢弥兵衛 → 中路小右衛門様 | 羽二重1端・もみ1端・帯地1巻・御酒1樽・御まな1折・「御結物」として諸目録の通り贈り下され、幾久しく目出度く祝納する。 | 折紙 | 1通 (1紙) | 36.1*<br>49.7 |
| 286 | 5  |    | (年未詳) 4月 | 目録 (祝儀物受取二付)   | 福澤弥兵衛 → 中路小右衛門様 | 御扇子・御上下・御祝儀・庭鏡の個数・銭高の書上の目録。紙数2枚の内1枚白紙。                       | 折紙 | 1通 (2紙) | 35.1*<br>48.6 |
| 287 | 9  |    | (年未詳) 4月 | 目録 (祝儀物受取二付)   | 福澤弥兵衛 → 中路小右衛門様 | 帯料6名分・半袴料3名分の目録。   | 折紙 | 1通 (1紙) | 17.4*<br>48.2 |
| 288 | 14 |    | (年未詳) 5月 | 目録 (祝儀物受取二付)   | 福沢弥兵衛 → 中路小右衛門様 | 御扇子1箱・簞笥・長持2俵・木地長持2俵・釣台2荷の贈物目録。礼紙有り。                         | 折紙 | 1通 (2紙) | 34.9*<br>48.5 |

|     |    |  |         |             |                       |                            |            |            |               |
|-----|----|--|---------|-------------|-----------------------|----------------------------|------------|------------|---------------|
| 289 | 6  |  | (年月日未詳) | 日録(祝儀物受取二付) | 中路小右衛門→奥田近江大掾様・木村卯兵衛様 | 扇子・松魚(鯉)連上につき。             | 折紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 36.0*         |
| 290 | 12 |  | (年月日未詳) | 日録(祝儀物受取二付) | 岡本利右衛門→中路小右衛門         | 御酒1樽・御肴1折・上下1具の贈物日録。礼紙1枚有。 | 折紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 32.5*<br>45.6 |

### VI 家族・家政 (3)土地売買(譲渡)

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日     | 文書名                 | 差出→宛名  | 内容   | 形状         | 員数         | 分量             |
|-----|-----|----|---------|---------------------|--|--|------------|------------|----------------|
| 291 | 193 |    | 弘化3年11月 | 差入置申一札之事(岡本忠太夫病死二付) | 物集女村 弥七(印)→菱屋小右衛門殿・おいま殿・譽田屋徳兵衛殿・おみや殿                         | 実弟岡本忠太夫、各々方御世話にて京住、手跡・素読初心の指南をしてきたが、難病によりその後種々入用世話下され奈く存す。忠太夫病死につき、私地面に連てていただいた建家を御譲り下さった上は、岡本一家は万事私共が引請ける。        | 縦紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 30.9*<br>81.3  |
| 292 | 161 |    | 嘉永5年2月  | 一札(物集女村弥七売得田地二付)    | 物集女村 買主 弥七(印)・組頭徳代 武右衛門(印)・請合人 弥兵衛(印)・同五右衛門(印)→菱屋小右衛門殿・内おいま殿 | 物集女村弥七が同村伊兵衛より買求めた字池之うら下田1反1畝表の土地について、前年証文通りと実証する。前書として嘉永5年2月付一件、天保7年12月付一件、天保11年12月付一件の証文有。菱屋おいま殿へ永代譲渡し、さらに買い請けた。 | 縦紙<br>(4紙) | 1通<br>(4紙) | 31.8*<br>164.6 |
| 293 | 32  |    | 文久2年11月 | 居宅北隣地屋敷買得一条打書       | →  | 元室町二条下ル 金屋宇右衛門殿所持の地屋敷に付、先年別家金屋弥七殿が引受、その後当町内の講金30両を弥七殿が活拵状を引当に貸付けたが、貸付金等が滞り、地屋敷を買得するに至った経緯を記す。                      | 縦紙<br>(8丁) | 1冊<br>(8丁) | 25.0*<br>17.3  |

### VI 家族・家政 (4)家政(出入商人・職人)

| 整番  | 調番 | 枝番 | 年月日     | 文書名              | 差出→宛名                         | 内容   | 形状         | 員数         | 分量            |
|-----|----|----|---------|------------------|-------------------------------|--|------------|------------|---------------|
| 294 | 88 | 1  | 弘化2年極月  | 譲り書之事(大工得意先譲渡二付) | 西六条向寄 市右衛門→田辺向寄 源七殿           | 新町通押小路上ル町菱屋幸右衛門方は、これまで市右衛門の得意先で、源七と引合の上で銀1枚を受納し、源七方へ得意譲りをする。包紙上書「(前略)依之弘化三年春の大工仕事源七江申付候事、新町町弘光下ル西側 鱗方屋」。 | 切紙<br>(2紙) | 1通<br>(2紙) | 16.3*<br>24.1 |
| 295 | 88 | 2  | 弘化2年12月 | 一札(大工得意先譲渡二付)    | 新町町弘光寺下ル新大工 鱗形屋 源七(印)→菱屋小右衛門殿 | これまで菱屋に出入りしていた大工市右衛門が菱屋の意に添わず機料として銀1枚を渡し源七方に得意譲りを行った。その銀子を菱屋より受け取ったことなどを記す。包紙(88-1に同じ)                   | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 22.8*<br>37.0 |
| 296 | 79 |    | 弘化4年8月  | 一札(買物代銀勘定二付)     | 一文字屋権兵衛(印)→菱屋小右衛門             | 当3月晦日、4月晦日限買物代銀へ(青柳池10点)5貫492匁1分支払予定のこと、極月迄に勘定仕らなければ勝手に売り拂うとの事。包紙上書「上 小笠原村 森嶋七郎兵衛」。                      | 縦紙<br>(1紙) | 1通<br>(1紙) | 27.6*<br>39.3 |

|     |     |   |          |               |                  |   |     |            |                |
|-----|-----|---|----------|---------------|------------------|---|-----|------------|----------------|
| 297 | 83  | 1 | 嘉永4年10月  | [朱書状(面会願二付)]  | →菱御主人様           | 今回内々に御当地へ罷出て、直に面会した際に話したい旨、まずはこのことをお伺いする。包紙上書「 <b>マ</b> 取扱人 元誓 願寺通堀川西へ入高脚 二軒目金三両亮菱屋源兵衛殿」、裏「嘉永4年10月残別 金巻河受取書入 小橋屋伊右衛門殿」、端裏「菱 御主人様 御存 御直談差至」。原状は包紙密封、調査のため切開。 | 切継紙 | 1通<br>(2紙) | 18.1*          |
| 298 | 126 |   | (年未詳) 5月 | 覚(五月前料理代銀勘定書) | はりまや長兵衛→ひしや小右衛門様 | 4月14日～5月4日の料理代銀勘定書。端裏書「五月前ひし小様、はりま長」。   | 切継紙 | 1通<br>(3紙) | 16.0*<br>124.2 |
| 299 | 225 |   | (年未詳)    | [黄金支払内訳書]     | →                | 276匁2分5厘を87人、1人に付き4匁3分、44匁を10人、1人につき4分4厘、5貫文を手伝い12人、(1人に付)250文等、支払いについての内訳。6枚の内、墨付き2枚。  | 横半帳 | 1冊<br>(6丁) | 11.9*<br>31.0  |

Ⅶ 絵図・書付・断簡等

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日      | 文書名                 | 差出→宛名   | 内容   | 形状  | 員数         | 分量            |
|-----|-----|----|----------|---------------------|---------|--|-----|------------|---------------|
| 300 | 268 |    | 文化10年11月 | [断簡三通]              | 絵具屋仲ヶ間→ | 断簡3点。(帳はずれ)<br>「此書付向達 安政六未年三月七日夜熊倉様へ持参」とあり。                        | 縦帳  | 1冊<br>(3丁) | 22.3*<br>15.4 |
| 301 | 259 |    | 安政6年3月7日 | [附札]                | →       | 奇心丸・田ノ虫ノ葉・癩疾用葉以下の葉調合法、アトウ酒、甘酒法、酒造法、釜山寺みそ等の製法。前欠。                   | 断簡  | 1点<br>(1紙) | 15.3*<br>2.8  |
| 302 | 139 |    | (年月日未詳)  | [葉・酒等製法書上]          | →       | 「追悼 借しみても日に消にけり 松之雪 博教拜。包紙「戒名しやうめうめんぜんよ(し) (ゆ) ていぜんじゅうに。」          | 切継紙 | 1通<br>(4紙) | 15.6*<br>19.6 |
| 303 | 118 |    | (年月日未詳)  | [しやうめうめんぜんよ追悼句]     | (博教) →  | 「二条西洞院町聞書、元禄七年地藏会書而二条西洞院妙顕寺町」とあり。                                  | 縦紙  | 1通<br>(1紙) | 34.0*<br>45.7 |
| 304 | 130 |    | (年月日未詳)  | [二条西洞院町聞書書付]        | →       | 断簡2点。  | 切紙  | 1通<br>(1紙) | 16.5*<br>6.3  |
| 305 | 254 | 1  | (年月日未詳)  | [断簡]                | →       |  | 切継紙 | 1通<br>(2紙) | 12.0*<br>15.8 |
| 306 | 254 | 2  | (年月日未詳)  | [金値段二付書付]           | →       | 金値段書付。平ぐけ30朱など。  | 切継紙 | 1通<br>(2紙) | 15.9*<br>27.6 |
| 307 | 254 | 3  | (年月日未詳)  | [印札下書絵図]            | →       | 印札下書絵図。絵具株・年番・何屋誰印の記述あり。   | 縦紙  | 1通<br>(1紙) | 21.5*<br>29.3 |
| 308 | 260 |    | (年月日未詳)  | [附札(手紙送達時間の相互確認二付)] | →       | 昨9日に差し出された葉書を同日後四時頃拜見。こちらから一昨日8日に出した葉書をもって差し掛かりました。手紙送達日時についての確認か。 | 断簡  | 1点<br>(1紙) | 15.5*<br>3.5  |
| 309 | 261 |    | (年月日未詳)  | [包紙]                | →       | 古書店文書整理の包紙か。三条烏丸東入永楽屋細辻家(朱書)                                       | 縦紙  | 1枚         | 23.9*<br>33.2 |

|     |     |  |         |                         |   |                             |    |    |               |
|-----|-----|--|---------|-------------------------|---|-----------------------------|----|----|---------------|
| 310 | 262 |  | (年月日未詳) | 【包紙】                    | → | 古書展文書整理の包紙か。糸講和行事中(朱書)      | 縦紙 | 1枚 | 23.8*<br>33.2 |
| 311 | 272 |  | (年月日未詳) | 書附都合四通人口橋カ普<br>分入用書【包紙】 | → | 包紙。法量は開披が困難なため、閉じた状態のものとした。 | 包紙 | 1枚 | 33.1*<br>6.5  |

Ⅳ 近代

| 整番  | 調番  | 枝番 | 年月日        | 文書名         | 差出宛名                            | 内容   | 形状      | 員数         | 法量            |
|-----|-----|----|------------|-------------|---------------------------------|--|---------|------------|---------------|
| 312 | 124 |    | 明治4年8月~10月 | 諸願伺届書式之事    | 京都府→                            | 大政官から布告された諸願・伺書の書式を、京都府から伝達したものの。末尾に雛形を記す。   | 横半<br>帳 | 1冊<br>(2紙) | 12.3*<br>17.8 |
| 313 | 267 |    | 明治16年9月    | 【中大路家由緒届書案】 | 上京区錦廿八組頭町卅九番戸中大<br>路輝寿→戸長半井安兵衛殿 | 中大路輝寿の嗣子半次郎の由緒と、中大路家の由緒を記したものの。所々訂正あり、案か。  | 切紙      | 1通<br>(1紙) | 15.0*<br>19.1 |
| 314 | 236 |    | 明治16年11月   | 証(借銀返済二付)   | 中路小一郎(印)・中大路半治郎<br>(印)→岩崎政治殿    | 金20円を預かった。本年12月31日を期限として証と引き換え間違いないと返済致しますようにとの証文。預り印あり。   | 縦紙      | 1通<br>(1紙) | 24.4*<br>16.7 |
| 315 | 27  |    | 明治22年6月初旬  | 神塚名灸之伝      | →                               | 内題に「労瘵伝尺病の根を切名灸の伝」とあり。肌の内側に虫を生じ骨を食いやせおとろえ、良業やどんな医者でも治らないという「労瘵伝尺病」の灸治の方法を記す。裏表所に「明治廿二年六月初旬龍亨之、中路氏所持」とあり。 | 横半<br>帳 | 1冊<br>(4丁) | 15.5*<br>22.3 |